

福岡県がん登録報告書
2018年（平成30年）診断症例



令和4年3月

まえがき

福岡県では、昭和52年からがんが死因の第1位を占め、平成30年には、約1万5千人の死亡者の約3人に1人はがんで亡くなられており、がん対策が重要な課題となっています。

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、本県では、「福岡県がん対策推進計画」を策定し、「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」「患者本位のがん医療の実現」「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」「働く世代のがん患者支援の充実」を全体目標に掲げ、がん患者を含めた県民ががんを知り、がんを克服することを目指して、がん対策に取り組んでいます。

がん対策を効果的に実施するためには、がんの罹患や死亡等の正確な実態を把握することが必要であり、その役割を果たすのが「がん登録」です。

平成28年1月、「がん登録等の推進に関する法律」の施行により、「全国がん登録」となり、病院からの届出が義務化され全国で網羅的ながん情報の収集が可能となり、がん対策の充実に活かされています。

本県の「全国がん登録」の登録件数は、令和元年末までで189,463件になります。

このたび、平成30年の診断症例を基に、「全国がん登録」のデータを活用して、がんの罹患率や受療状況等について、報告書としてとりまとめました。この報告書が、がんの予防やがんの医療などにお役立ていただければ幸いに存じます。

本県の「全国がん登録」にご協力いただきました福岡県医師会、がん診療連携拠点病院等をはじめ、県内の各医療機関の皆さまに対して深く感謝申し上げますとともに、引き続き、がん登録制度の円滑な実施に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

福岡県保健医療介護部長 白石 博昭

目 次

第 1 章 福岡県がん登録の概要

1	福岡県がん登録	1
	用語の定義	4
	人口統計と死亡統計の出典	5
2	登録情報の処理	6
3	罹患集計値の算出方法	7
4	主要部位の表記と ICD-10 による定義	8
5	がん登録の精度指標について	9

第 2 章 福岡県のがんの状況

1	罹患の状況	1 1
2	死亡の状況	2 2

第 3 章 事業報告

1	届出の状況	2 7
2	その他の集計	3 1
3	がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年 12 月 13 日法律第 111 号）	4 5
4	全国がん登録福岡県がん情報管理要領	6 7

※ がん登録集計表

表 1	罹患数、部位割合 (%)、粗罹患率 (人口 10 万対)、年齢調整罹患率 (人口 10 万対)、累積罹患率 (%) : 部位別、性別	7 0
表 2	年齢階級別罹患数 : 部位別、性別	7 2
表 3	年齢階級別罹患率 (人口 10 万対、85 歳以上まるめ) : 部位別、性別	7 6
表 4	発見経緯 (%) : 部位別	8 0
表 5	進展度・総合 (%) : 部位別	8 2
表 6	初回治療内容割合 (%) : 部位別	8 4
表 7	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲 (%) : 部位別	8 6
表 8	精度指標 : 部位別、性別	8 8
表 9	死亡数、部位割合 (%)、粗死亡率 (人口 10 万対)、年齢調整死亡率 (人口 10 万対)、累積死亡率 (%) : 部位別、性別	9 0
表 10	年齢階級別死亡数 : 部位別、性別	9 1
表 11	年齢階級別死亡率 (人口 10 万対、85 歳以上まるめ) : 部位別、性別	9 4
付表 1	罹患数、部位割合 (%)、粗罹患率 (人口 10 万対)、年齢調整罹患率 (人口 10 万対)、累積罹患率 (%) : 詳細部位別、性別	9 7
付表 2	死亡数、部位割合 (%)、粗死亡率 (人口 10 万対)、年齢調整死亡率 (人口 10 万対)、累積死亡率 (%) : 詳細部位別、性別	9 9
付表 3	初回治療内容割合詳細 (%) : 部位別	1 0 1

第1章 福岡県がん登録の概要

1 福岡県がん登録

(1) 福岡県がん登録とは

がん登録は、がん罹患の実態を把握するための唯一の方法であり、福岡県では2011年（平成23年）から、「福岡県地域がん登録」として開始しました。2016年（平成28年）1月1日からは「がん登録等の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）に基づく「全国がん登録」が開始され、日本国内でがんと診断されたすべての人のデータを、国で一元管理される仕組みが構築されました。この制度の中で、本県におけるがんの実態の把握を目的としたものを「福岡県がん登録」と位置付け、福岡県（がん感染症疾病対策課）が実施主体となり、登録・集計及び分析を、福岡県保健環境研究所に設置された「福岡県がん登録室」が行っています（図1）。

がん登録の目的は、対象地域や国におけるがんの罹患、治療、転帰等の状況を把握・分析し、今後のがん対策の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることです。

(2) 届出の必要ながんの種類

“原発性の悪性新生物その他の政令で定める疾病”（法律第2条第1項、表1）

(3) 届出項目

届出票の主な項目は、個人識別情報（氏名、性別、生年月日、診断時住所）、腫瘍情報（原発部位、病理診断、診断日、進展度）、初回治療情報（治療方法とその有無、死亡日）等です（表2）。

(4) がん情報の収集

福岡県内の病院等の管理者は、届出対象となっているがんの診断又は治療をした場合に届出票を作成し、福岡県がん登録室に提出します。国立がん研究センターは、各都道府県のがん登録室から提出された届出情報を基に、複数都道府県間での患者の突合を行い、必要な場合は都道府県の市町村に対する住民異動調査結果を基に同一人物処理を実施します。

死亡情報については、人口動態統計の調査において県内の市区町村が作成し、厚生労働大臣に提出される死亡者情報票が、厚生労働大臣の権限及び事務を委任された国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に提供され、把握されます。

国立がん研究センターによる届出票データと死亡者情報票データの照合で、死亡者情報票でのみ把握された腫瘍については、遡り調査の対象となります（図1）。

(5) 福岡県がん登録の経過

2016年（平成28年）1月1日の全国がん登録開始後、2019年（平成31/令和元年）末までに、県内の医療機関から189,463件の届出票を得ました。2018年（平成30年）の死亡者情報票により初めて把握されたがんについては、2020年（令和2年）10月に「遡り調査」を行いました。

今回、届出票の2018年（平成30年）診断症例について、罹患確定・集計し、罹患率の計測を行いましたので、福岡県がん登録報告書として報告します。

図1 福岡県がん登録の体制図

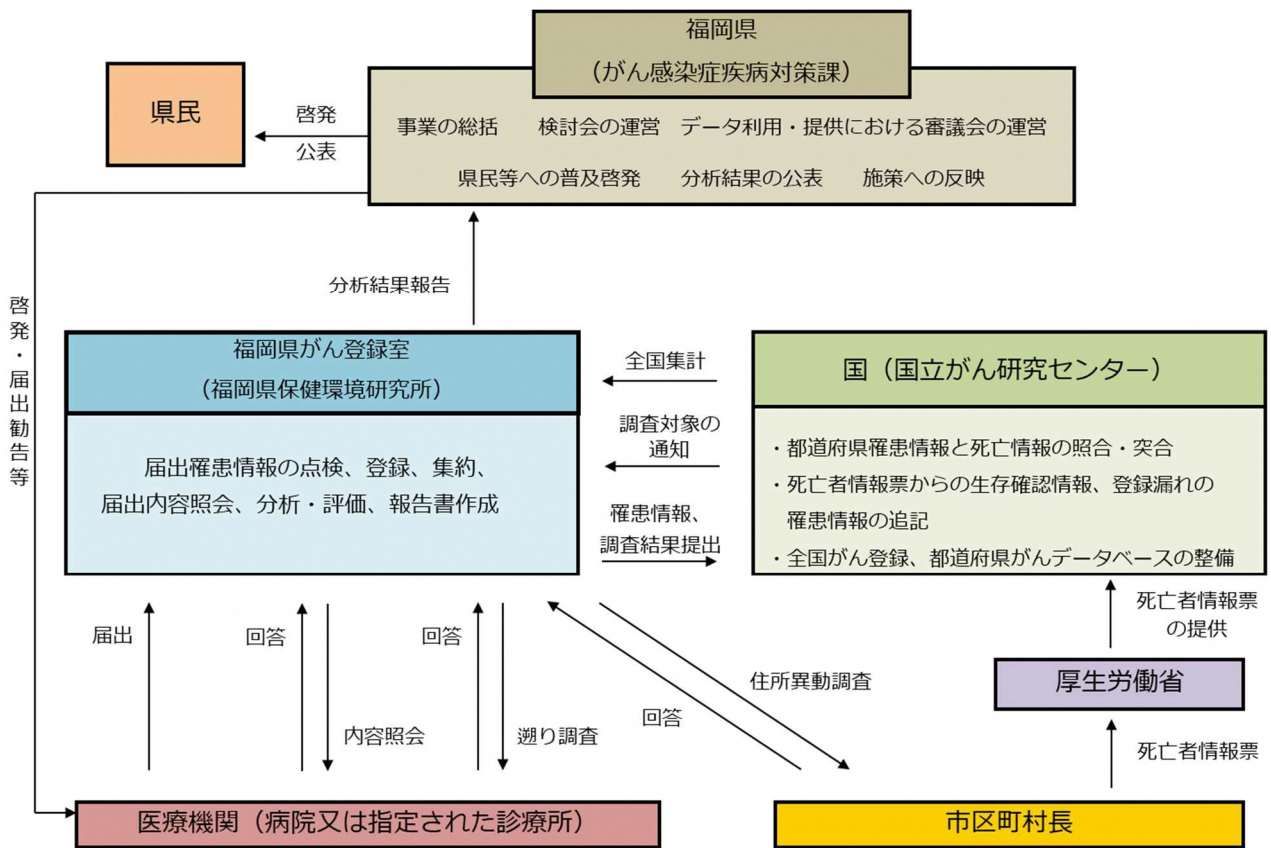


表1 届出の対象となるがん・腫瘍

■ 悪性新生物

国際疾病分類腫瘍学第3版(3.1版)(厚生労働大臣官房統計情報部)において、悪性(性状コード3)又は上皮内癌(性状コード2)に分類された腫瘍

■ その他政令で定める疾病(がん登録等の推進に関する法律施行令第1条)

1. 悪性新生物及び上皮内がん
2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍(第1号に該当するものを除く。)
3. 卵巣(次に掲げるものに限る。)
 - 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
 - 境界悪性漿液性のう胞腺腫
 - 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
 - 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
 - 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
 - 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
 - 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
4. 消化管間質腫瘍(第1号に該当するものを除く。)

表2 全国がん登録届出項目一覧

○病院等の名称	○診断日
○診療録番号	○発見経緯
○カナ氏名	○進展度・治療前
○氏名	○進展度・術後病理学的
○性別	○外科的治療の有無
○生年月日	○鏡視下治療の有無
○診断時住所	○内視鏡的治療の有無
○側性	○外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲
○原発部位	○放射線療法の有無
○病理診断	○化学療法の有無
○診断施設	○内分泌療法の有無
○治療施設	○その他の治療の有無
○診断根拠	○死亡日

● 用語の定義

■ 罹患 (incidence)

ある集団で一定期間に新たに診断されたがんの数です。(再発を含まない)

■ 罹患率 (incidence rate)

罹患数を登録対象地域の人口 (観察人数) で割ったものであり、通常は1年間の10万人あたりの罹患数で表現されます。

■ 観察人数 (population at risk)

がん登録で罹患率を計算する際の分母となるものです。罹患数を実測した登録対象地域の年中央人口を用います。登録対象に外国人を含まない場合は日本人人口を、含む場合は総人口を用います。通常、分子となる罹患数には外国人を含むため、総人口を用います。

■ 年齢階級別罹患率 (age-specific incidence rates)

年齢階級別の罹患数を対応する年齢階級別人口で除したものです。がんの多くの部位では、高齢者ほど罹患率が高くなります。

■ 粗罹患率 (crude incidence rates)

全年齢階級の罹患数を全年齢階級のその年の人口で除したものです。ほとんどのがんは年齢によってリスクが異なるため、粗罹患率は観察人数の年齢構成に強く影響を受けます。このため、地域間の比較や同地域でも年齢構成の異なる集計年の比較には適しません。

■ 年齢調整罹患率 (age-standardized rates)

がん登録における罹患率算出の目的のひとつは、対象地域と他地域、あるいは国全体との比較、年次推移の観察です。比較対象間の人口構成が異なる場合、粗罹患率による比較は困難であるため、人口構成の違いを取り除いた罹患率、すなわち年齢調整罹患率を用います。

年齢調整罹患率には、計算したい地域の人口の構成が基準 (標準) 人口 (standard population) と同じであると仮定して算出する直接法 (direct method) と、基準 (標準) 人口集団での年齢階級別罹患率を用いて計算する間接法 (indirect method) があります。

(1) 直接法

比較する対象間で年齢構成に偏りがある場合、標準とする集団の人口構成と同一であると仮定した場合の仮の率を計算して比較します。この時、標準とする集団を基準 (標準) 人口といいます。本報告書では、「昭和60年 (1985年) モデル人口」を用いて年齢調整罹患率を算出しました。

(2) 間接法

間接法により得られる値は、年齢調整罹患率ではなく、期待値と観測値の比です。対象とする地域の年齢階級別罹患率が基準集団の年齢階級別罹患率と同じであると仮定した場合の罹患数 (期待罹患数) を計算し、実際に観察された罹患数 (観察罹患数) との比 [標準化罹患比 (SIR : standardized incidence rate)] を求めて比較する方法です。

この方法は、年齢階級別罹患率が偶然変動により値が安定しにくい人口規模の小さい集

団（市町村や医療圏など）の罹患を、全県など基準とする集団と比較したい場合に多く用います。

SIR が 1 の場合は比較集団とがん罹患が同等、1 より大きい場合は比較集団よりもがん罹患が多く、1 より小さい場合は、がん罹患が少ないことを表します。

間接法による標準化のための期待値の計算は、対象集団の人口構成に依存しており、重みづけが対象集団間で異なります。従って、対象集団の SIR は、基準とする集団と比較はできますが、対象集団同士の比較は厳密にはできません。対象集団間での比較は、対象集団と比較集団の年齢階級別罹患率の比が全年齢階級で同じとの仮定のもとで可能です。

■ 累積罹患率(cumulative incidence rates)と累積罹患リスク(cumulative incidence risk)

累積罹患リスクは、他の疾患で死亡しないと仮定した場合の、ある年齢区間（通常 0-74 歳）において個人ががんに罹患するリスクです。

累積罹患率は、年齢階級別罹患率の合計値であり、年齢階級別人口が同じ場合の直接的な年齢調整罹患率であると解釈できます。また、累積罹患率はその値が十分小さいとき（例えばがんの罹患率）は、累積罹患リスクとほぼ同様の値となります。

累積罹患率は、個人が一定の年齢内にがんを患う危険度を表す「割合」であり、罹患する確率です。通常パーセンテージで表します。

累積罹患率は、(1) 計算に基準（標準）人口を選択する必要がない、つまり基準（標準）人口による重み付けの影響を受けない、(2) 異なる年齢階級の累積罹患率を求める場合は率同士を足すことができる（0-74 歳の累積罹患率=0-39 歳の累積罹患率+40-74 歳の累積罹患率）、(3) $1 - \exp(-\text{累積罹患率})$ の式により、簡単に累積罹患リスクが求められる、という利点があります。

■ 死亡率・年齢調整死亡率

がん罹患は、がんという事象の発生率です。死亡についても同様で、がんによる死亡という事象の発生率です。したがって、がん死亡率（mortality rates）・年齢調整死亡率（age-standardized mortality rates）・標準化死亡比（SMR：standardized mortality ratio）・累積死亡率（cumulative mortality rates）・累積死亡リスク（cumulative mortality risk）の計算方法は、がん罹患率・年齢調整罹患率などと同様です。

● 人口統計と死亡統計の出典

■ 人口

率の算出には総務省統計局提供の人口推計データを用いました。なお、罹患率の計算には総人口を、死亡率の計算には日本人人口を用いています。

■ 死亡

死亡統計については厚生労働省の人口動態統計の数値を用いました。なお、この死亡データは、日本における日本人死亡です。

2 登録情報の処理

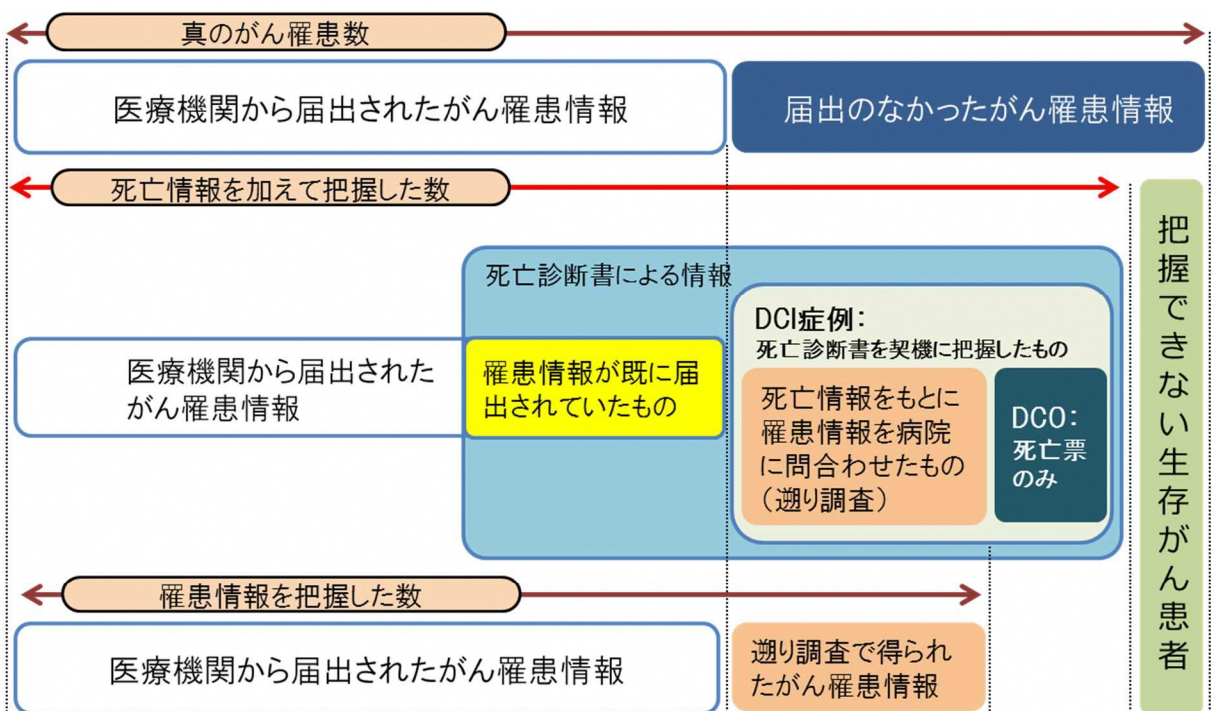
各医療機関から、集計対象症例年の翌年末までに届出されたがん罹患の新規報告について、原発部位、組織型など記載内容の医学的整合性を確認した上で、電算処理によるデータチェック及び重複届出照合などの点検修正を経て、登録します。

死亡情報については、厚生労働省人口動態統計の調査の死亡票をもとに市区町村長が作成した死亡者情報票のうち、死因が悪性新生物の者について全登録患者と照合し、そのとき届出がされておらず死亡者情報票を契機に同定されたがん（DCI 症例）を死亡票のみのデータとして作成し、届出漏れの一部を把握します。死亡のみのデータのうち、遡り調査により詳細な診療情報が入手できないがん（DCO 症例）は、死亡年月日を診断年月日として扱っています。

登録データの中から該当集計年に新たにがんと診断されたものを抽出し、これに死亡票のみのがんを合わせて、その年の罹患数としています（図 2）。

がんの原発部位は WHO の国際疾病分類－腫瘍学第 3.1 版（ICD-O-3.1）により分類します。集計では、これを第 10 回修正国際疾病分類（ICD-10）に基づき分類し直して提示しています。

図2 罹患数の把握



DCI: Death Certificate Initiated (死亡診断書を契機に登録されたがんの割合)

DCO: Death Certificate Only (死亡診断書の情報しかないがんの割合)

3 罹患集計値の算出方法

■ 罹患数

福岡県在住者で、一定期間内に新たに診断されたがんの数を罹患数と定義します。福岡県がん登録では、登録データの中から2018年（平成30年）に新たに診断されたがんを抽出し、これと2018年（平成30年）のDCI症例数を足し合わせ、これを2018年（平成30年）の罹患としました。

■ 年齢階級別罹患率

5歳階級ごとの罹患率を人口10万対で表したものです。各年齢階級の罹患数を、2018年（平成30年）における福岡県のその年齢階級の人口で割り、それに10万を乗ずることによって求めます。

■ 年齢調整罹患率

その地域の罹患率を、人口構成の異なる他の地域と比較可能にするために年齢分布を調整した罹患率です。福岡県の人口構成を標準的な人口構成に置きかえた場合の罹患率を計算しています。世界各国及び我が国の各地域との罹患率比較を考慮し、「世界人口」及び「昭和60年（1985年）日本人モデル人口」を標準人口（表3）として用いて、直接法による2種類の年齢調整罹患率を算出しました。

表3 集計に用いた年齢階級別福岡県総人口と標準人口構成

年齢階級	福岡県総人口-2018年(平成30年)			世界人口	昭和60(1985)年 日本人モデル人口
	男	女	男女計		
0-4	112,000	107,000	219,000	12,000	8,180,000
5-9	117,000	112,000	229,000	10,000	8,338,000
10-14	116,000	111,000	227,000	9,000	8,497,000
15-19	123,000	118,000	241,000	9,000	8,655,000
20-24	139,000	137,000	276,000	8,000	8,814,000
25-29	123,000	127,000	250,000	8,000	8,972,000
30-34	139,000	146,000	285,000	6,000	9,130,000
35-39	157,000	164,000	321,000	6,000	9,289,000
40-44	178,000	185,000	363,000	6,000	9,400,000
45-49	179,000	186,000	365,000	6,000	8,651,000
50-54	149,000	161,000	310,000	5,000	7,616,000
55-59	144,000	156,000	300,000	4,000	6,581,000
60-64	151,000	163,000	314,000	4,000	5,546,000
65-69	187,000	207,000	394,000	3,000	4,511,000
70-74	146,000	173,000	319,000	2,000	3,476,000
75-79	113,000	150,000	263,000	1,000	2,441,000
80-84	78,000	127,000	205,000	500	1,406,000
85+	65,000	162,000	227,000	500	784,000
合計	2,416,000	2,691,000	5,107,000	100,000	120,287,000

■ 計算式

r_i i 年齢群における罹患数
 n_i i 年齢群における福岡県人口
 w_i i 年齢群における標準人口 のとき、

$$R = \sum_{i=1}^A r_i = r_1 + r_2 + r_3 + \dots + r_A$$

$$N = \sum_{i=1}^A n_i = n_1 + n_2 + n_3 + \dots + n_A$$

$$W = \sum_{i=1}^A w_i = w_1 + w_2 + w_3 + \dots + w_A = 100,000$$

年齢階級別罹患率 Age-specific incidence rate: $a_i = \frac{r_i}{n_i} \times 100,000$

年齢調整罹患率 Age-standardized incidence rate: $ASR = \frac{\sum_{i=1}^A a_i w_i}{\sum_{i=1}^A w_i} = \frac{\sum_{i=1}^A a_i w_i}{w} = \frac{\sum_{i=1}^A a_i w_i}{\text{標準人口の合計}}$

4 主要部位の表記と ICD-10 による定義

表記	ICD10	備考
全部位	C00-C96	罹患のみ
全部位	C00-C97	死亡のみ
口腔・咽頭	C00-C14	口唇、口腔、咽頭
食道	C15	
胃	C16	
大腸(結腸・直腸)	C18-C20	
結腸	C18	
直腸	C19-C20	
肝および肝内胆管	C22	
胆のう・胆管	C23-C24	
膵臓	C25	
喉頭	C32	
肺	C33-C34	気管、気管支、肺
皮膚	C43-C44	黒色腫含
乳房	C50	
子宮	C53-C55	
子宮頸部	C53	
子宮体部	C54	
卵巣	C56	
前立腺	C61	
膀胱	C67	
腎・尿路(膀胱除く)	C64-C66 C68	腎、腎盂、尿管、その他の泌尿器
脳・中枢神経系	C70-C72	髄膜、脳、中枢神経系
甲状腺	C73	
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	細網内皮系腫瘍含
多発性骨髄腫	C88-C90	
白血病	C91-C95	造血組織

5 がん登録の精度指標について

■ 死亡票を契機に登録されたがん (DCI : Death Certificate Initiated) の割合

DCI とは、死亡票を契機に登録された症例のことであり、言い換えると、生存中にがんであることを把握されなかった症例のことです。もし多くの症例が生存中に届出されず、死亡票によって初めて把握されれば、DCI の割合が高くなるとともに、より多くの生存例が把握漏れとなり、罹患数は実際より低く見積もられる可能性があります。

国際がん研究所 (International Agency of Research on Cancer, IARC) / 国際がん登録学会 (International Association of Cancer Registries, IACR) によるがん罹患データに適用される国際基準 (以下、国際基準) では、DCI の割合が 20% 以下となることとされています。

※DCI は、従来の、死亡者情報票で初めて把握されたがん (DCN: Death Certificate Notification) から、遡り調査の結果がんではなかったと判明したものを除いたものですが、我が国の集計対象では、ほぼ DCN=DCI となります。

■ 死亡診断書の情報しかないもの (DCO : Death Certificate Only) の割合

DCO とは、死亡票からしか把握されていない症例のことです。DCO 症例は正確度 (妥当性) が低いと仮定されるので、がん登録データの妥当性を評価する指標のひとつとして用いられます。国際基準では、この割合が 10% 以下であることが求められています。

■ 死亡／罹患比 (M/I 比 : Mortality/Incidence Ratio)

M/I 比とは、同一時期のがんの死亡数と罹患数との比です。もし死亡数が罹患数より多ければ、その部位のがん罹患が著しい速さで減少している場合を除いては、登録が完全でないことを示しています。この比は生存率とも強い負の関連があり、生存率の高い部位のがんでは、M/I 比は 0 に近い値をとります。国際基準では、M/I 比が 0.5 以下であることが求められています。

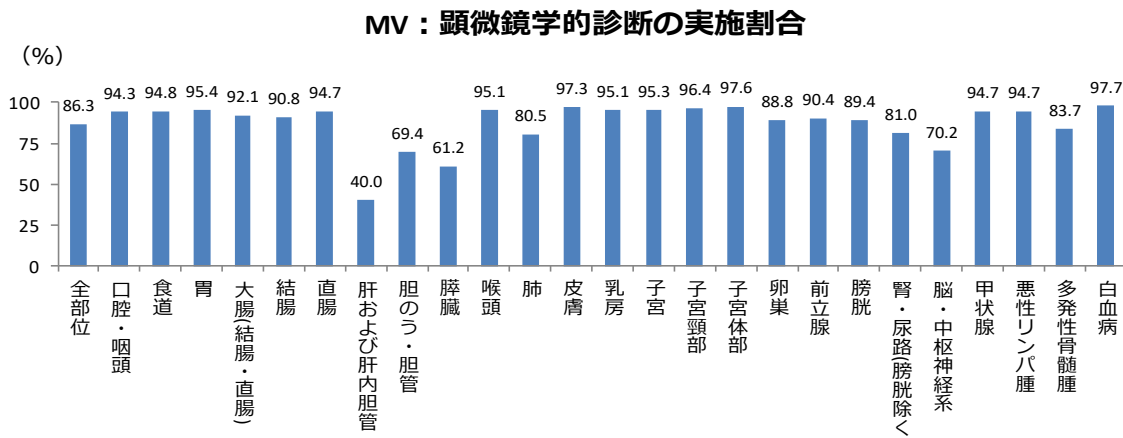
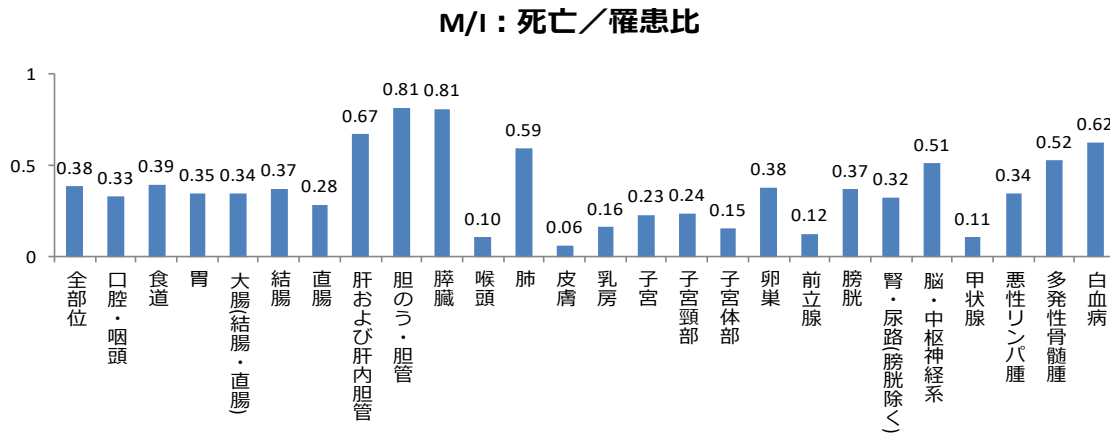
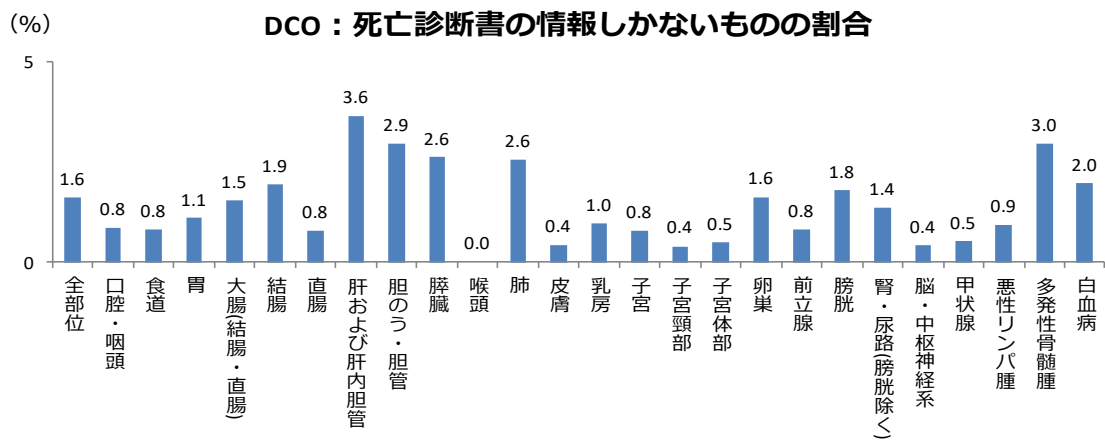
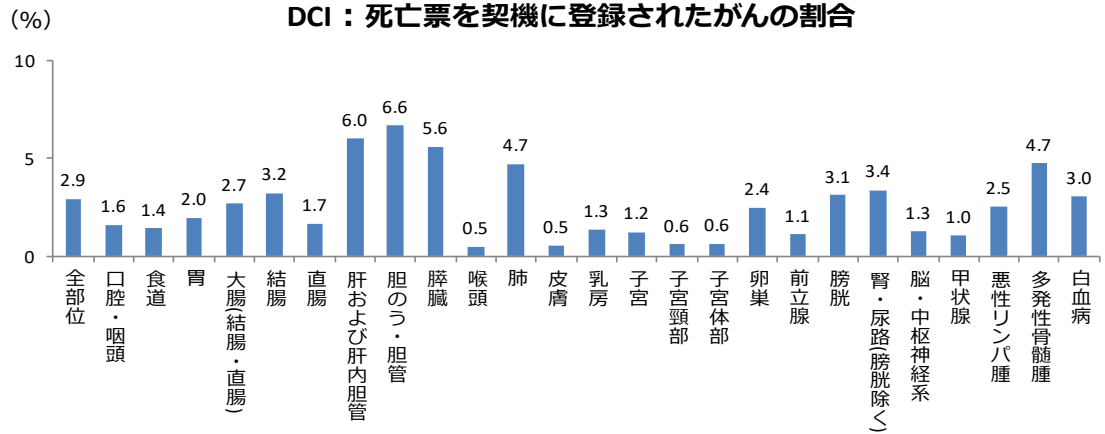
■ 顕微鏡学的診断 (MV% : Microscopic Verification of Diagnosis) の実施割合

MV の割合とは、把握されたがんのうち、組織診あるいは細胞診などの顕微鏡学的診断によってがんとして診断されたものの割合で、診断の信頼性を示す指標として、がん登録で幅広く利用されています。MV の割合は診断精度の重要な指標である一方、部位によっては組織診に代わる診断方法が確立されている場合もあるので、部位別に評価する必要があります。

■ 本報告書の精度指標

部位別の登録精度 (図 3) に、部位別の DCI の割合、DCO の割合、M/I 比、MV の割合を示しました。

図3 部位別の登録精度:集計表8-Aから作成





第2章 福岡県のがんの状況

1 罹患の状況

■ 最新集計について

(1) 集計の期間

罹患年月日が2018年（平成30年）1月1日から12月31日までの1年間

(2) 集計の時期

2021年（令和3年）2月2日時点

(3) 罹患年月日の決め方

ア 届出、遡り調査による登録例は、初めて当該がんと診断された年月日

イ 届出が無く死亡者情報票によってのみがん罹患が判明した例は、死亡年月日

(4) 集計の対象

ア ICD-0-3分類の性状2（上皮内）、3（悪性、浸潤性）で示される新生物

イ DCI症例については、原死因かつ、ICD-10のCコード、「髄膜ならびに脳脊髄および脳神経系その他中枢神経系」の腫瘍に対するDコード（1票につき1件）

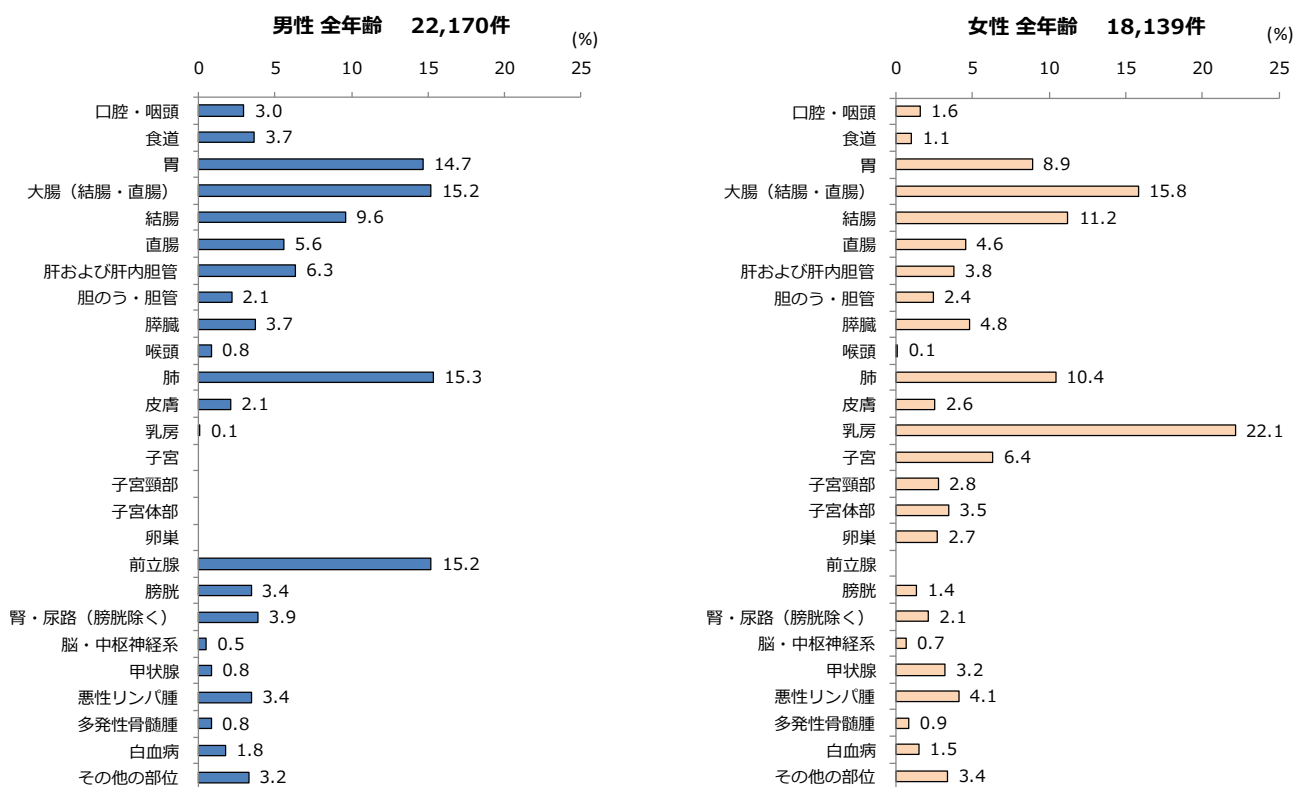
(5) 2018年（平成30年）罹患症例（全部位）における登録精度（国際基準）

DCI：2.9%（<20%） DCO：1.6%（<10%） M/I：0.38（≤0.5）

■ 罹患の概要

2018年（平成30年）に福岡県では、男性延べ22,170件、女性延べ18,139件、合計40,309件のがんが、新たに診断されました。男性では肺がん続き、大腸、前立腺、胃が多く、女性では乳房に続き、大腸、肺、胃が多くなっています。（図4）

図4 部位内訳(%)：集計表1-Aから作成





■ 部位別、年齢階級別にみたがんの罹患

年齢階級別にみると、2018年（平成30年）に新たに診断されたがんの約4割を75歳以上が占めています。14歳以下の罹患、いわゆる小児がんは100件です（図5）。働き盛りの40-64歳で罹患数の多い部位は、男性では胃、肺、前立腺で、女性では乳房、子宮、結腸です（図6）。部位別、年齢階級別にみると、ほとんどの部位のがんは、年齢階級が高くなるほどかかりやすくなっていますが、女性の乳房、子宮、卵巣では、30代半ばの若い世代から多くなっています（図7）。

図5 年齢階級別内訳(%) : 集計表2-Aから作成

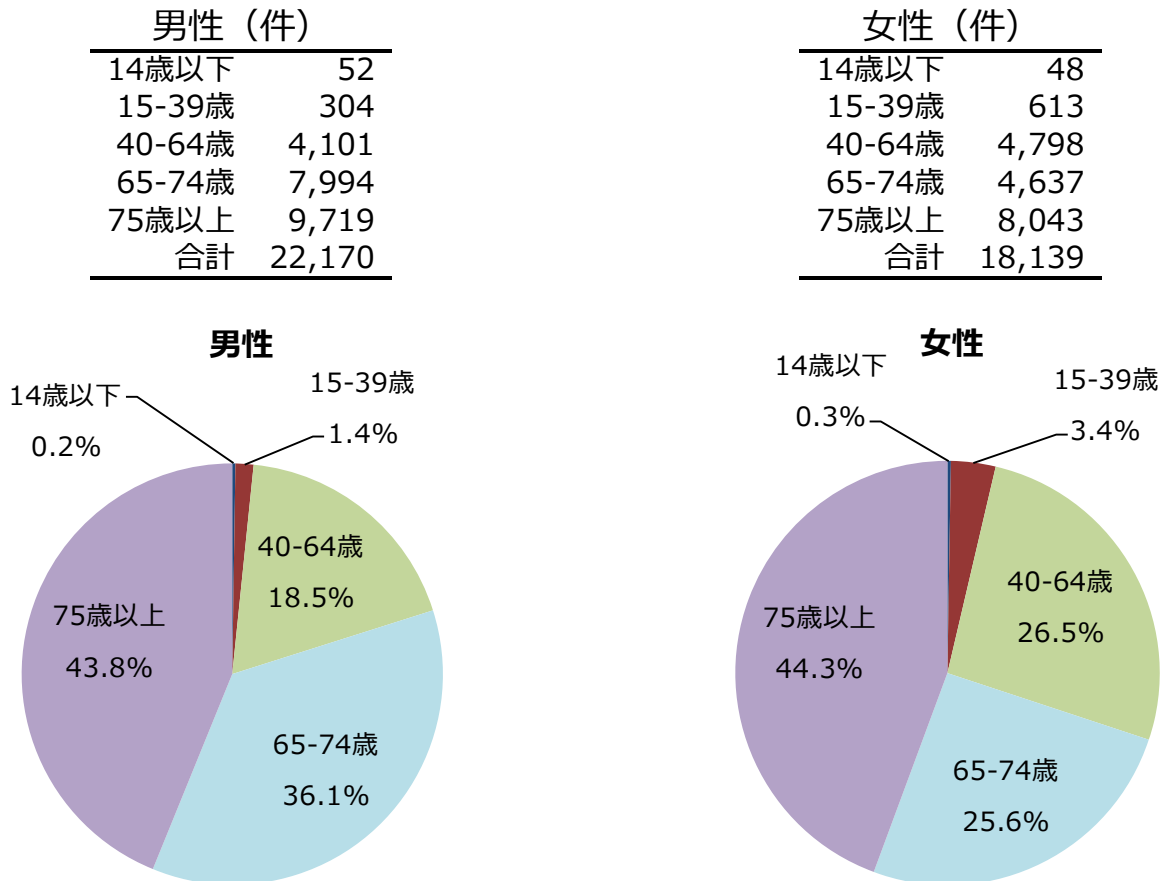
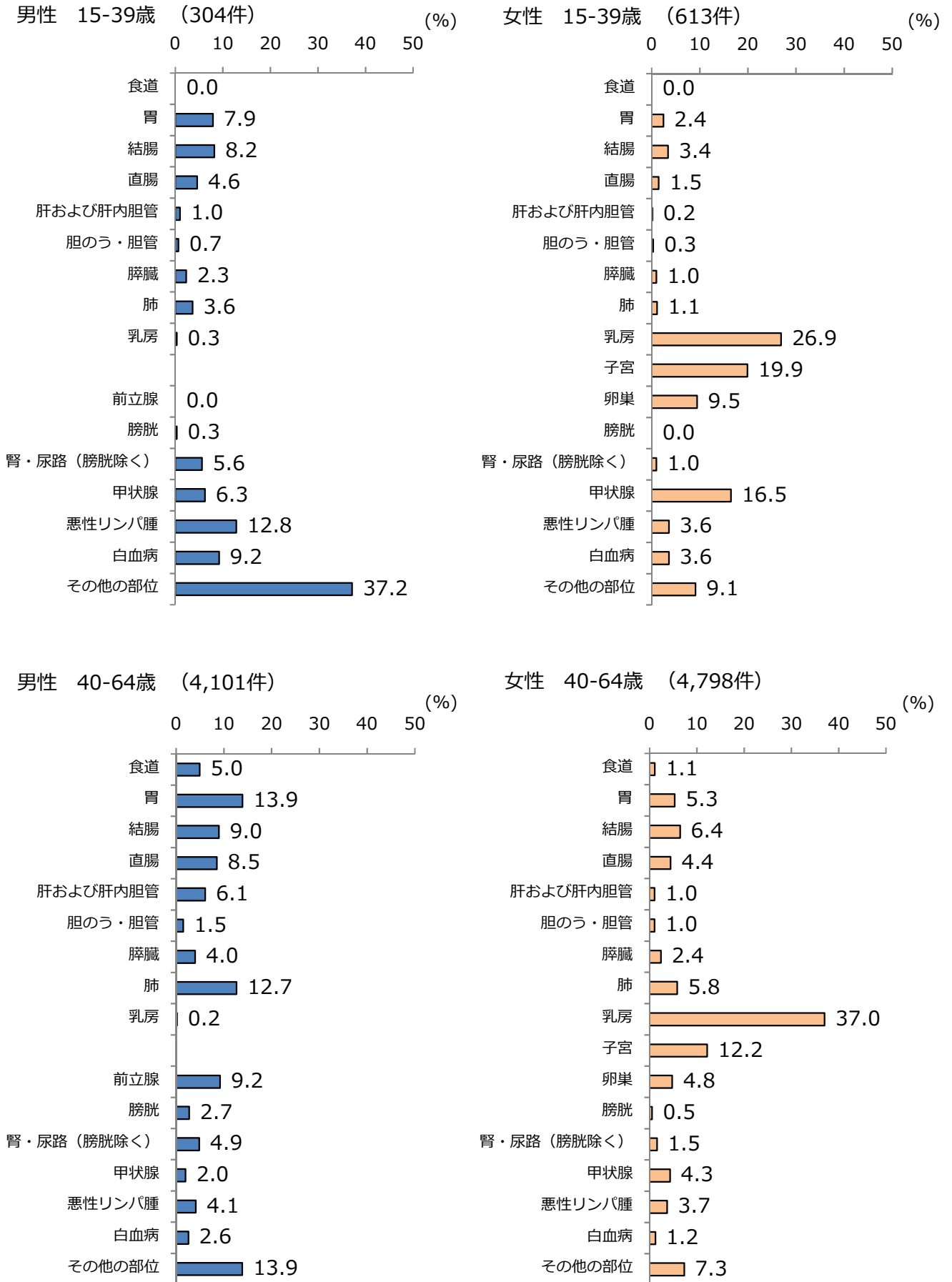


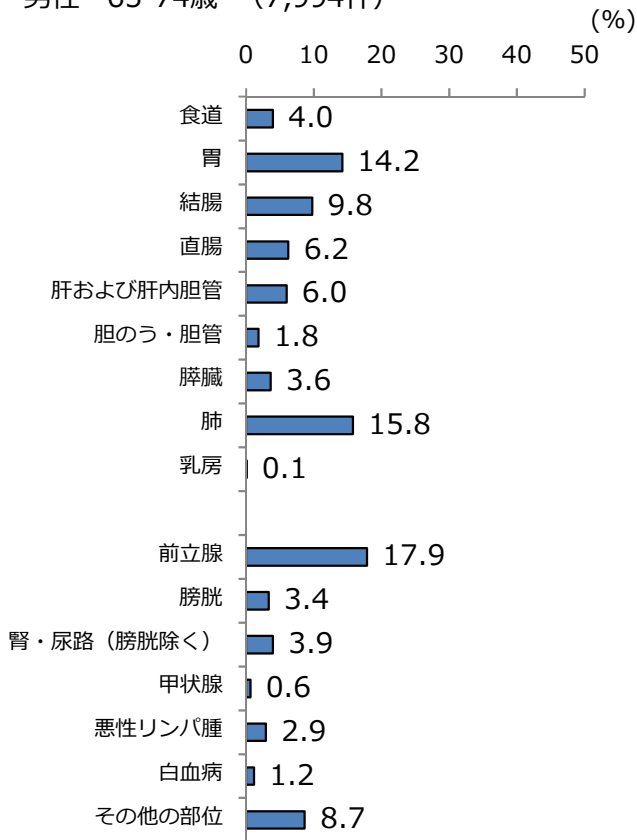


図6 年齢階級別部位内訳(%):集計表2-Aから作成

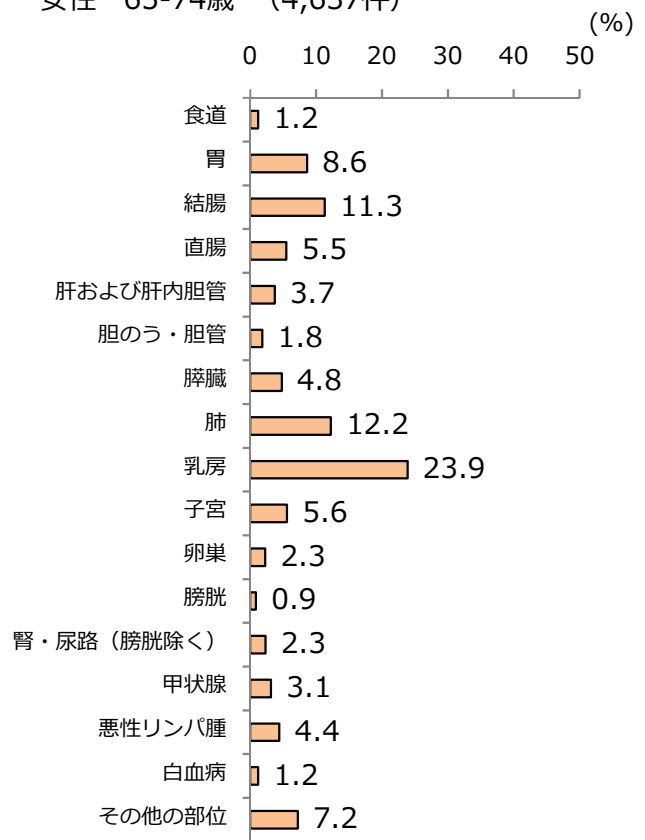




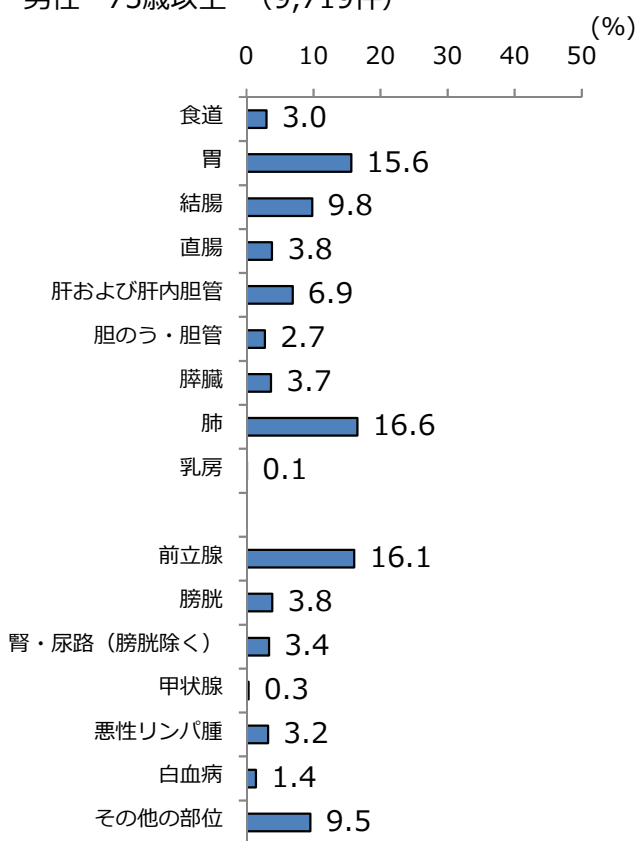
男性 65-74歳 (7,994件)



女性 65-74歳 (4,637件)



男性 75歳以上 (9,719件)



女性 75歳以上 (8,043件)

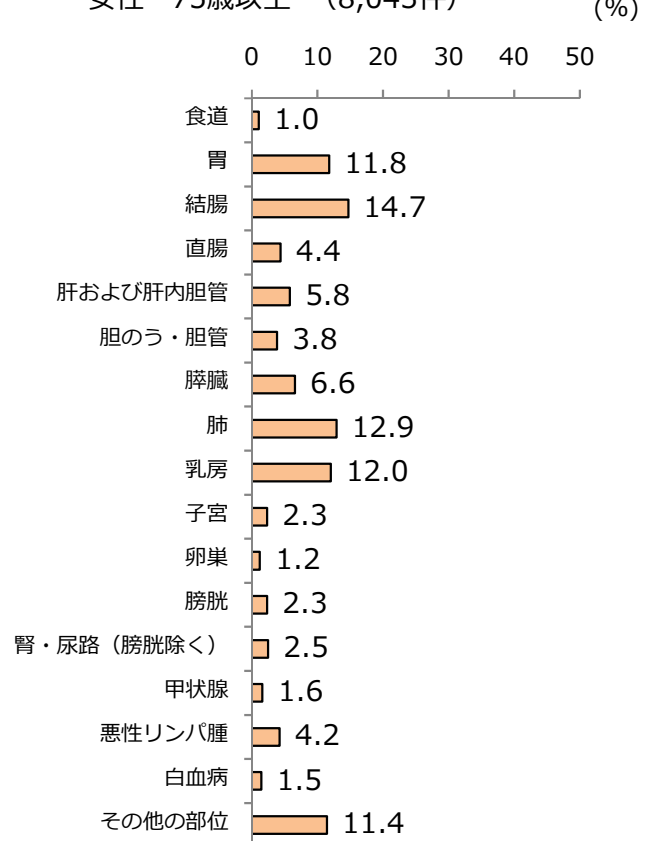
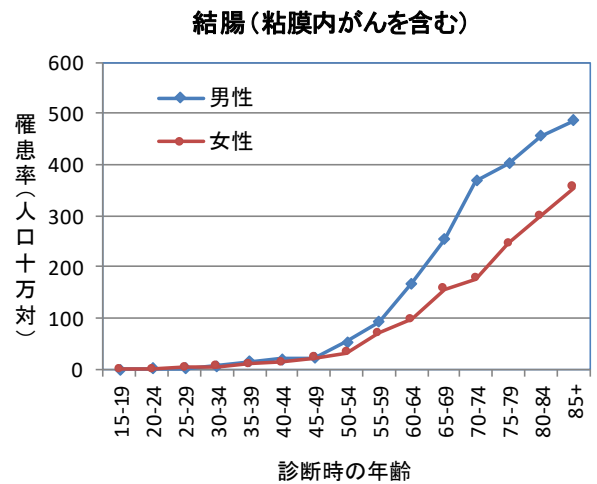
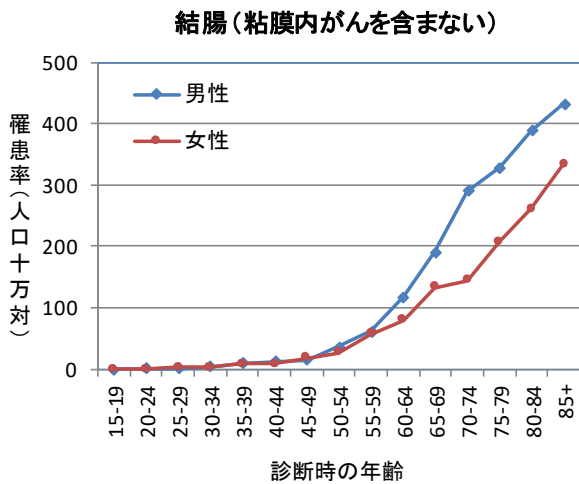
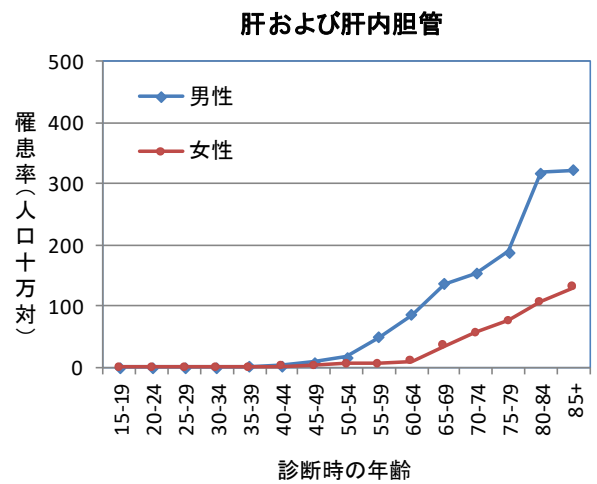
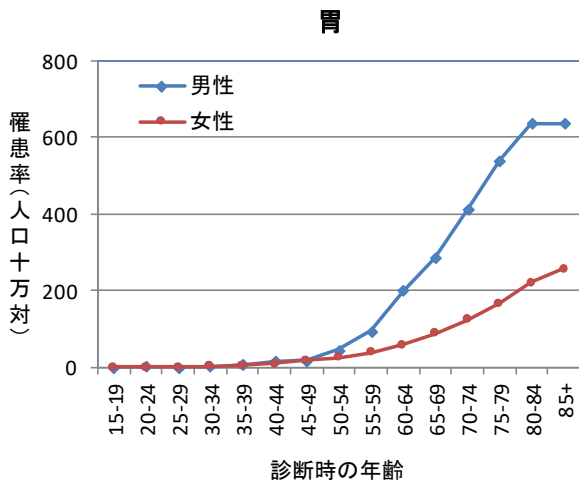
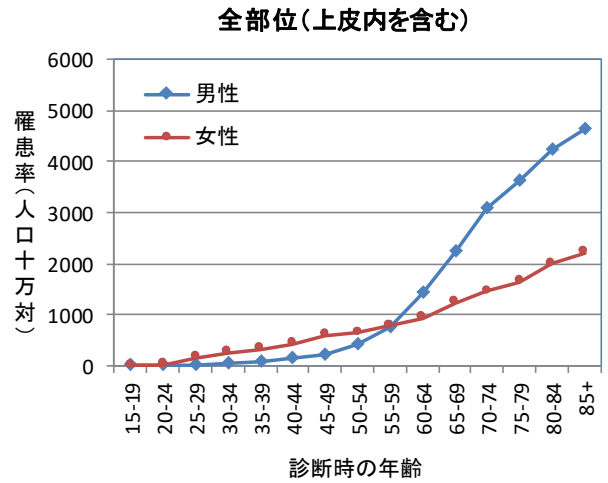
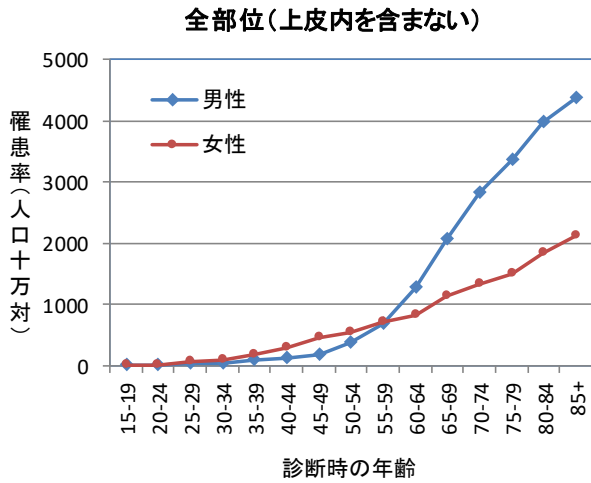




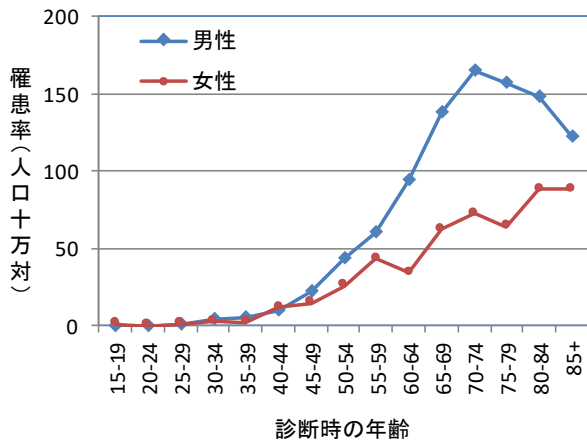
図7 部位別年齢階級別罹患率(人口10万対):集計表3-2-A、Bから作成



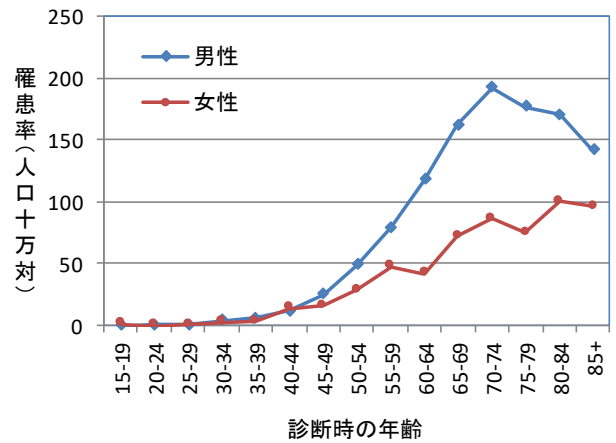
※ 粘膜内がんについて:我が国のがん登録では、大腸(結腸及び直腸)の粘膜内がんは上皮内がんとして扱う。



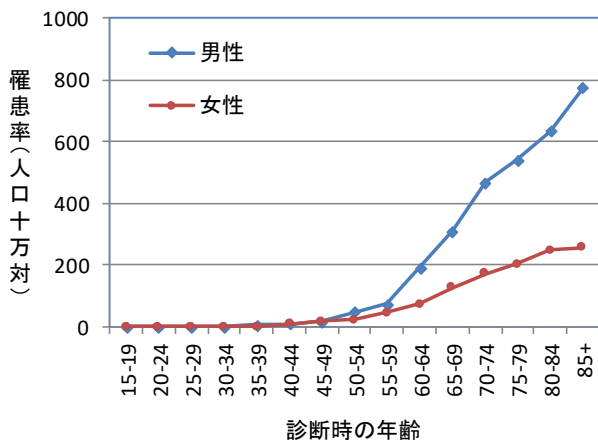
直腸(粘膜内がんを含まない)



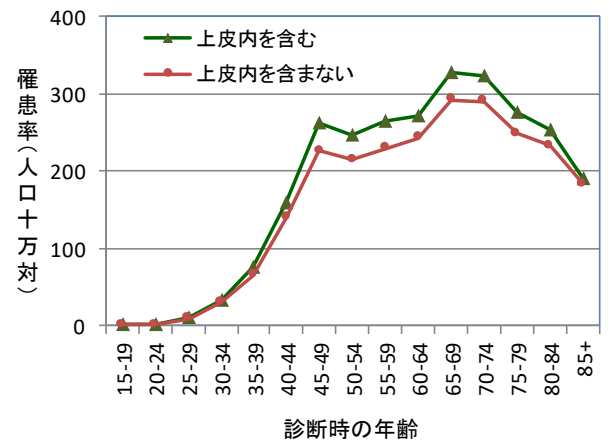
直腸(粘膜内がんを含む)



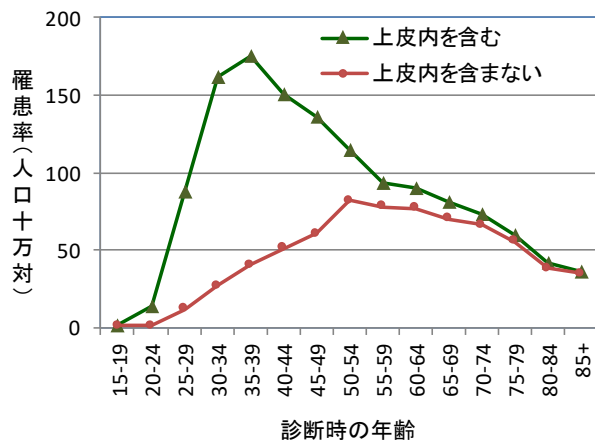
肺



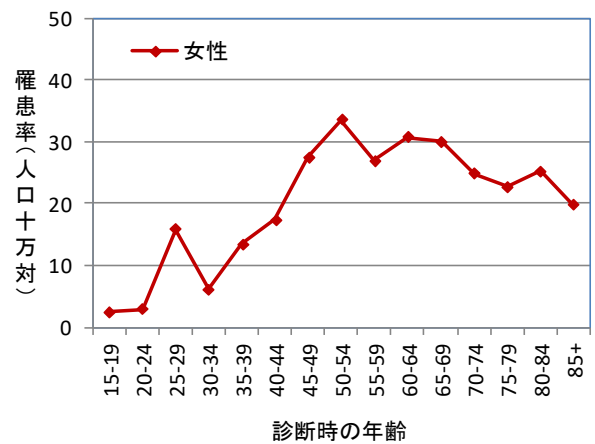
乳房(女性)

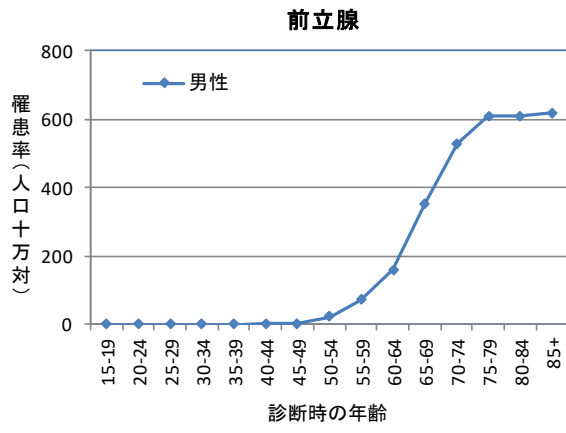


子宮



卵巣



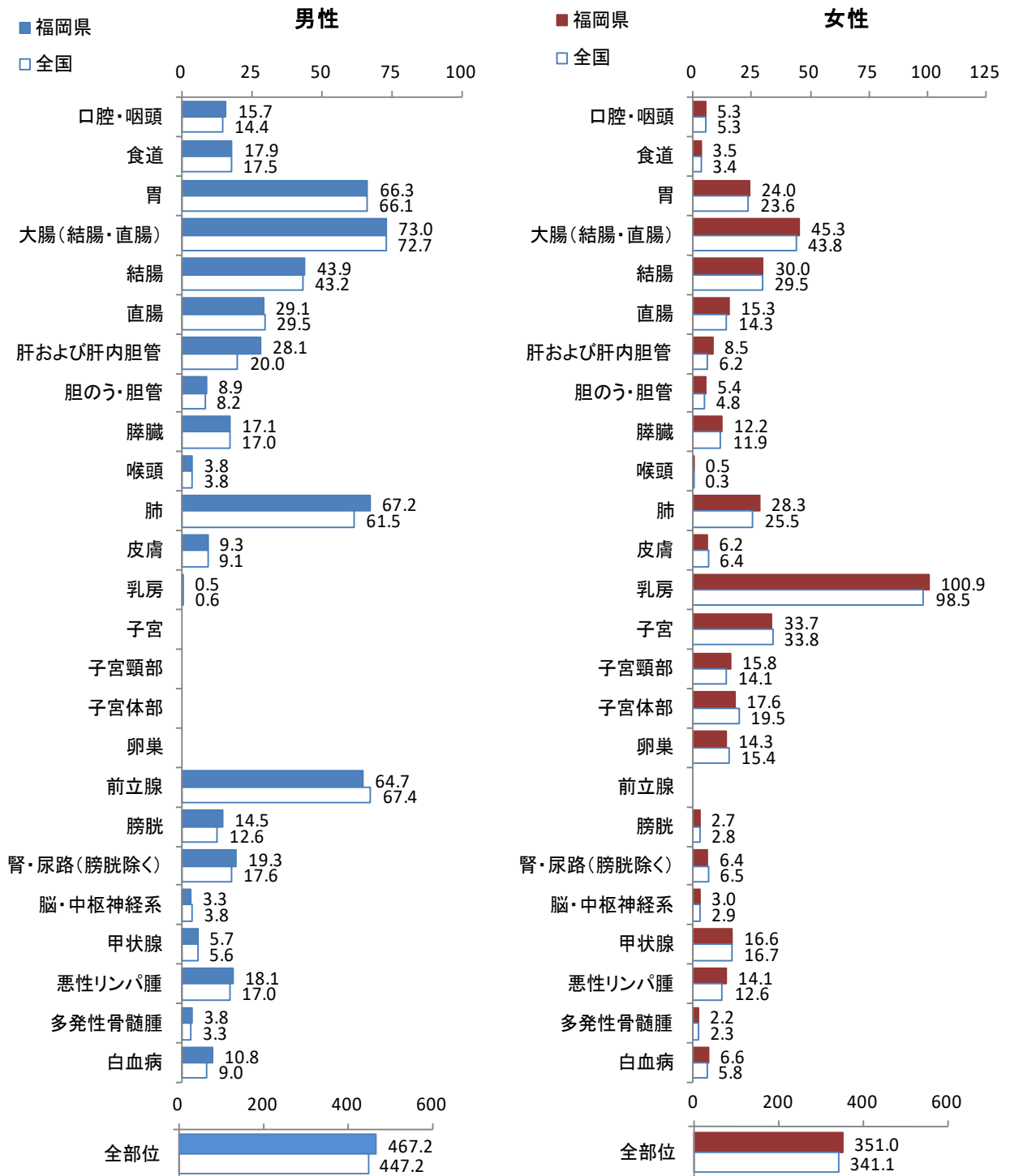




■ 福岡県のがんの罹患の特徴

福岡県の年齢調整罹患率を日本全体の推計値と比較すると、福岡県は多くの部位で全国を上まわり、特に、肝および肝内胆管や肺、乳房(女性)で罹患率の差が大きくなっています(図8)。

図8 部位別がん年齢調整罹患率(人口10万対):集計表1-Aから作成



※ 国の値は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課「平成30年 全国がん登録 罹患数・率 報告」より引用
 ※ 標準人口には、「昭和60年(1985年)日本人モデル人口」を用いた

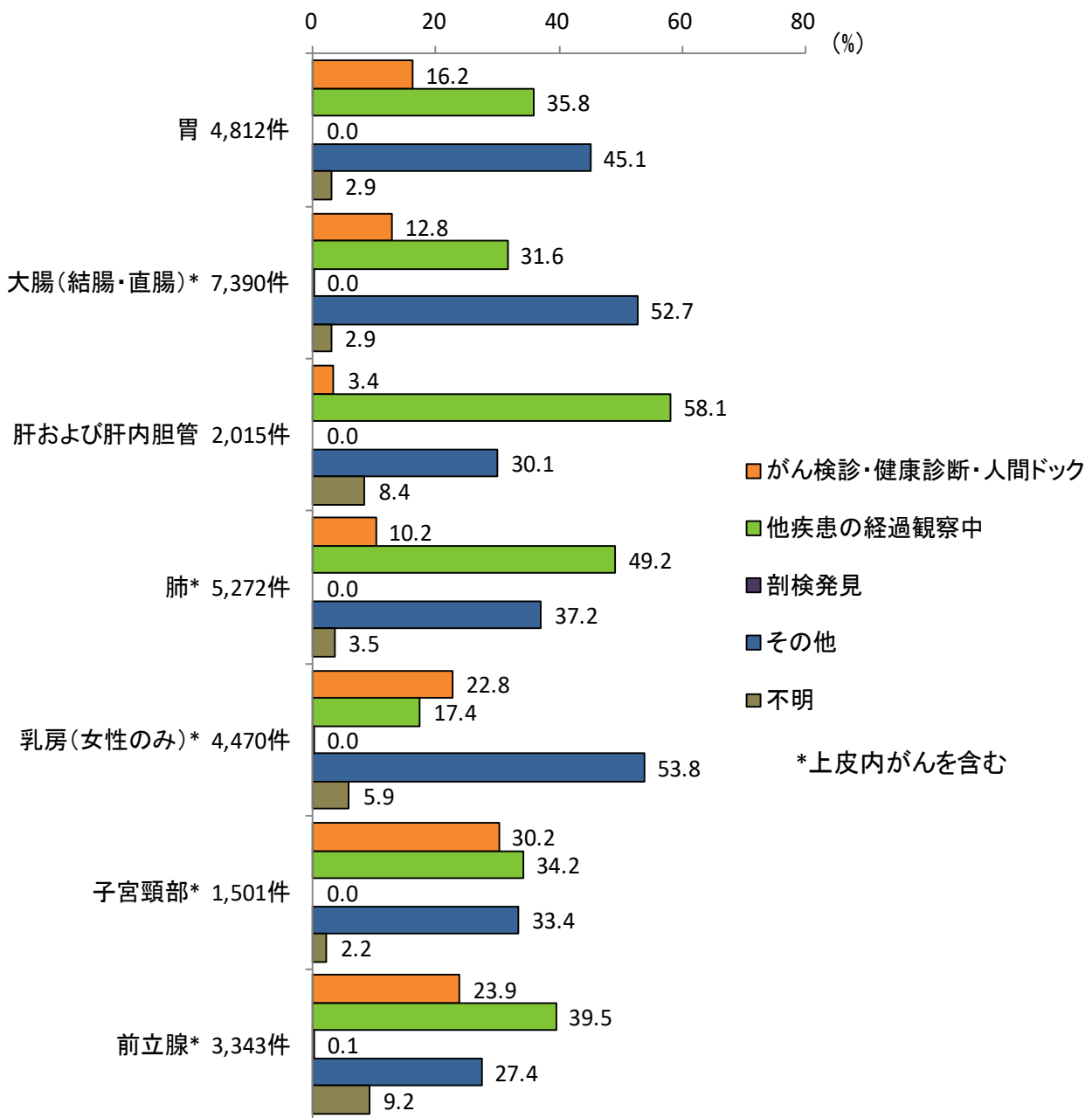


■ 発見経緯

一般に住民検診が実施されている胃、大腸（結腸・直腸）、肺、乳房、子宮頸部において、がん検診もしくは健康診断や人間ドックが発見の契機となった症例の割合は、胃 16.2%、大腸 12.8%、肺 10.2%、女性の乳房 22.8%、子宮頸部 30.2%です。「その他・不明」には何らかの症状による医療機関受診時の発見が含まれますので、この割合が減少し、検診等で発見される割合が増加することが望まれます。

肝および肝内胆管において、他疾患の経過観察中の発見が多いのは肝炎や肝硬変の治療中の発見によると考えられます（図9）。

図9 部位別発見経緯(対象はDCOを除く届出患者)(%) : 集計表4-A、Bから作成

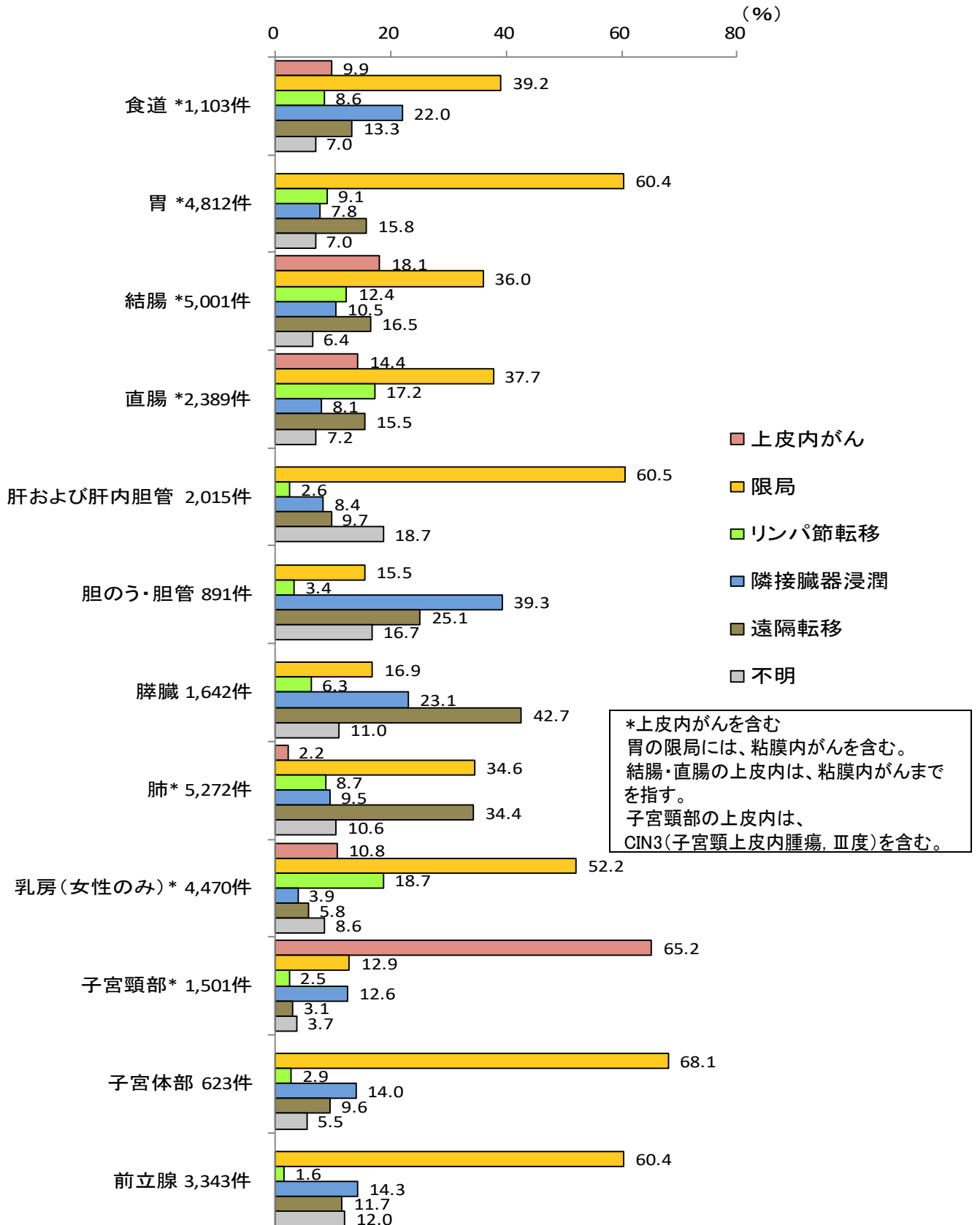




■ 病期

一般に住民検診が実施されている胃、大腸（結腸・直腸）、女性の乳房、子宮頸部、前立腺においては、発見時の病期が上皮内がん、限局の割合が高くなっています。一方、肺は、がん検診が実施されている部位にも関わらず、発見時に遠隔転移があった割合も高くなっています(図10)。

図10 部位別発見時の病期(%) (対象はDCOを除く届出患者): 集計表5-1-A、Bから作成

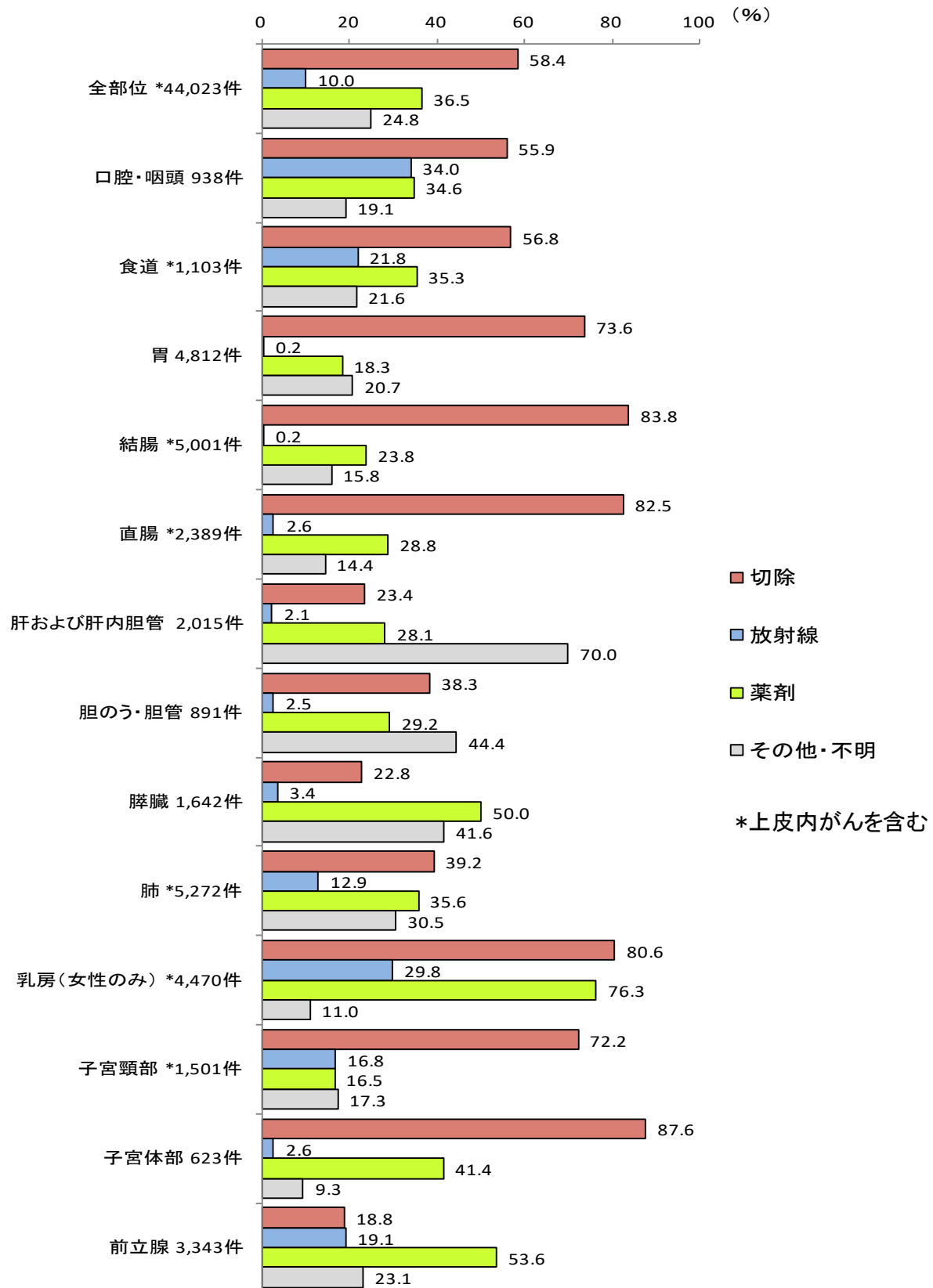




■ 初回の治療方法

胃、大腸（結腸・直腸）等の消化管、乳房、子宮では切除等の外科的治療の割合が高く、肝および肝内胆管、膵臓、前立腺では、切除に比べ薬剤による治療も多く行われています（図11）。

図11 初回治療の方法(%) (対象はDCOを除く届出患者): 集計表6-A、Bから作成

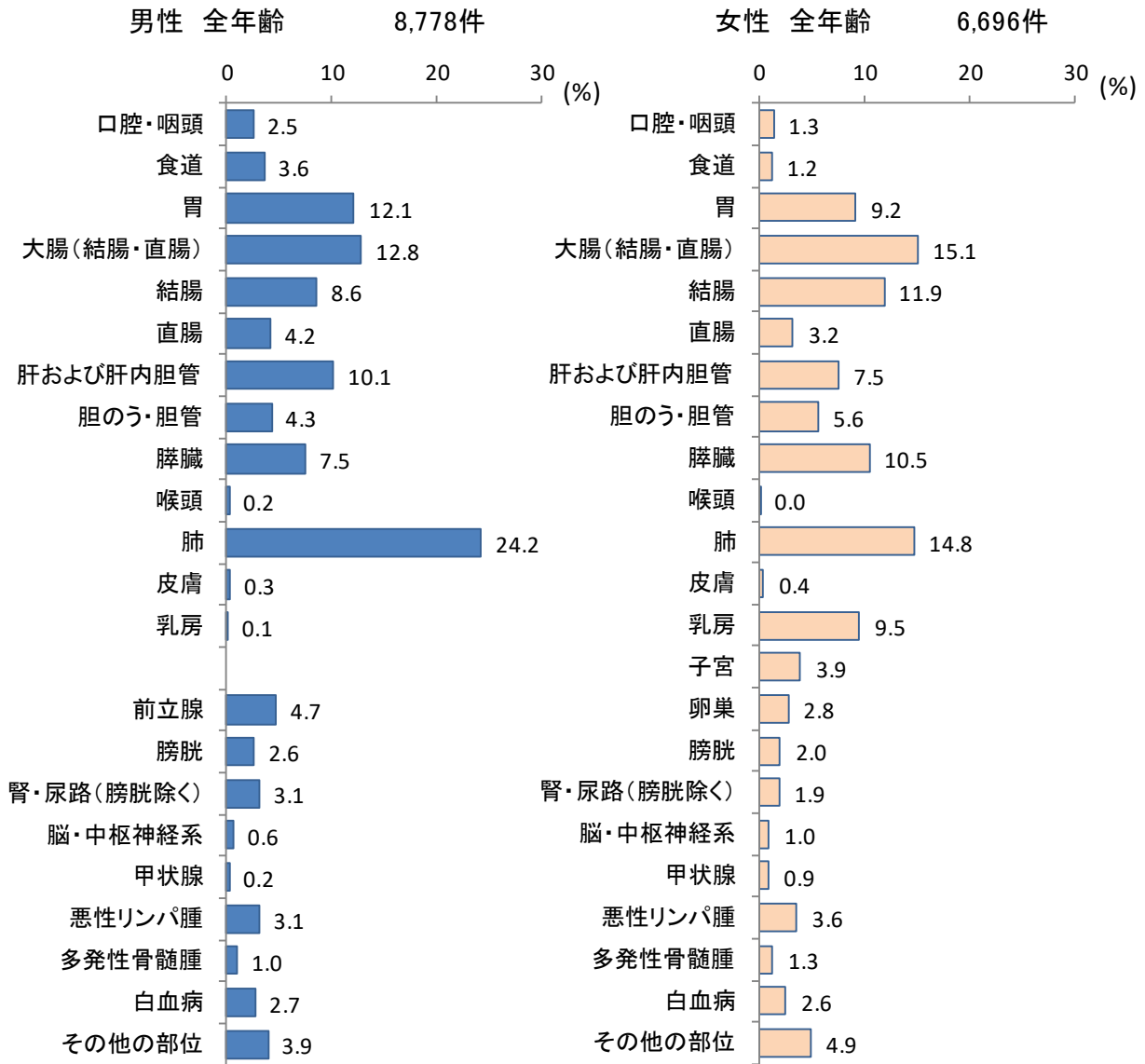




2 死亡の状況

福岡県で2018年（平成30年）に、男性8,778人、女性6,696人、合計15,474人が、がんを原因として死亡しています。部位別では、男性では肺に続き、大腸、胃、肝および肝内胆管、膵臓が多く、女性では、大腸と肺に続き、膵臓、乳房、胃が多くなっています。罹患数に比べ、罹患の比較的多い女性の乳房は、死因としてはそれほど多くないことがわかります（図12）。

図12 部位内訳(%) : 集計表9から作成





■ 年齢階級別にみたがんの死亡

福岡県で2018年（平成30年）にがんで死亡した人の半数以上が75歳以上でした。ほとんどの部位のがんは、年齢が高くなるほどかかりやすくなるため、がんによる死亡者も高齢者が多くなっています（図13）。働き盛りの40-64歳での死亡は、男性では胃、大腸（結腸・直腸）、肝および肝内胆管、膵臓、肺が多く、女性では結腸、膵臓、乳房、子宮が多くなっています（図14）。

図13 年齢階級別内訳(%) : 集計表10から作成

男性 (人)	
14歳以下	8
15-39歳	46
40-64歳	1,067
65-74歳	2,501
75歳以上	5,156
合計	8,778

女性 (人)	
14歳以下	6
15-39歳	37
40-64歳	897
65-74歳	1,282
75歳以上	4,474
合計	6,696

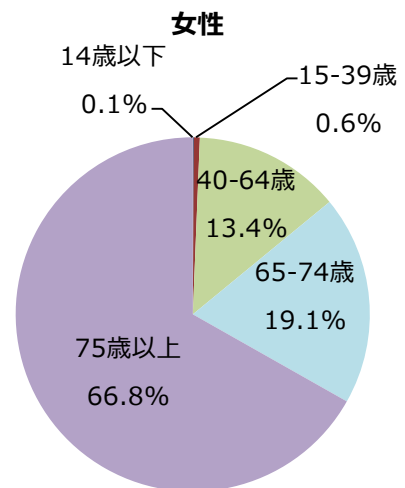
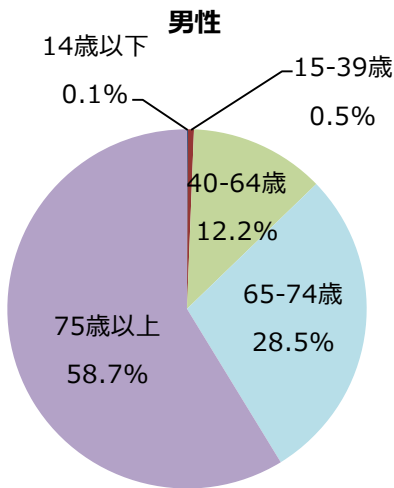
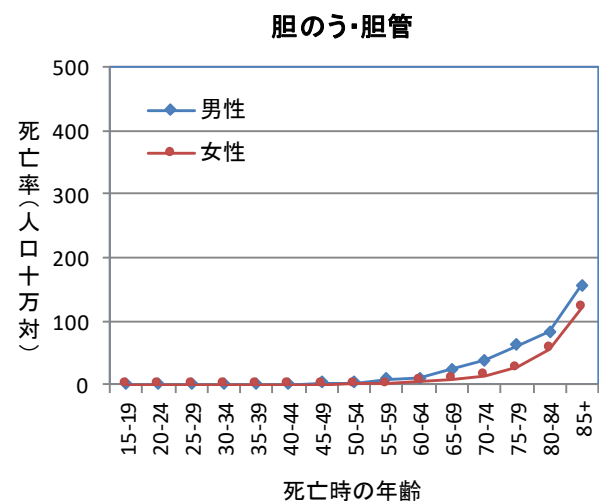
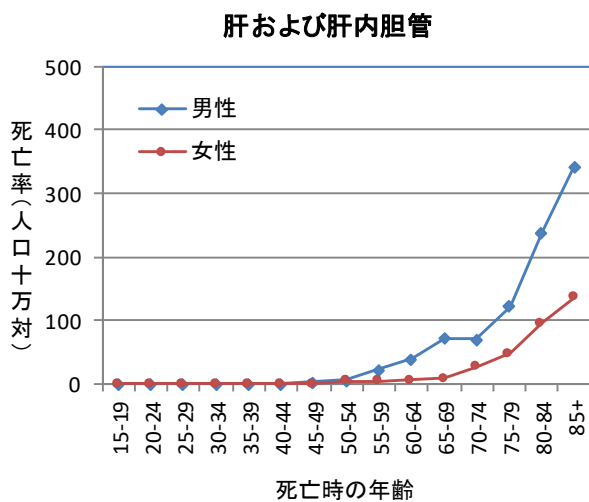
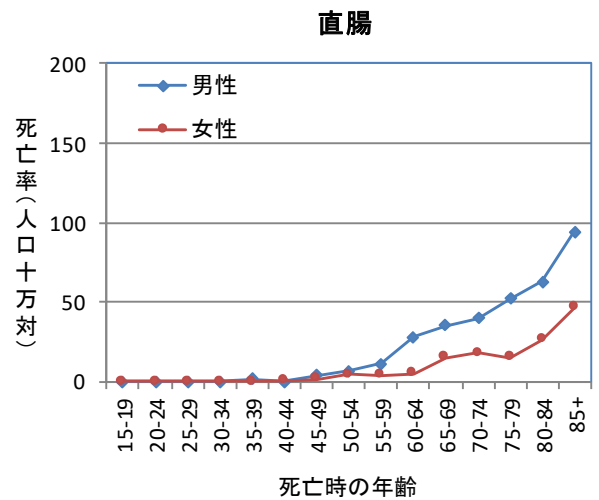
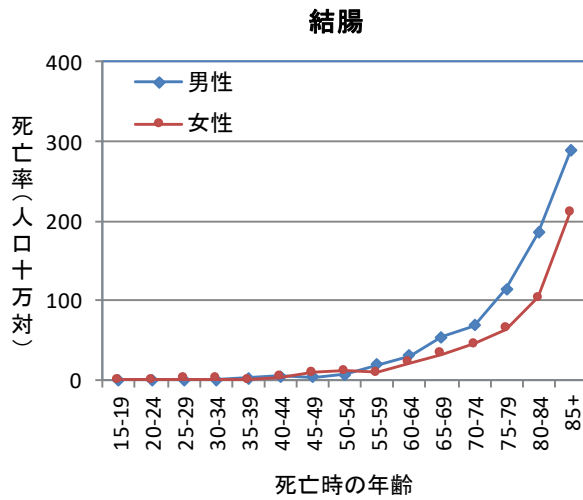
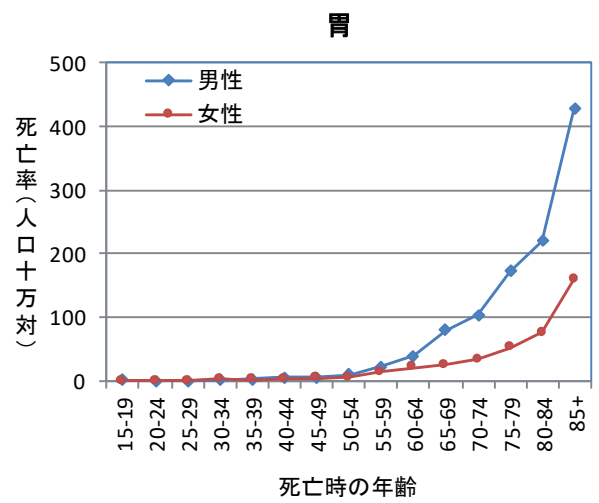
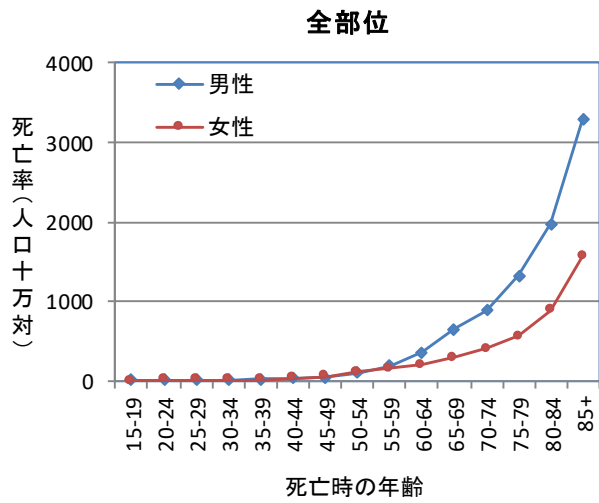


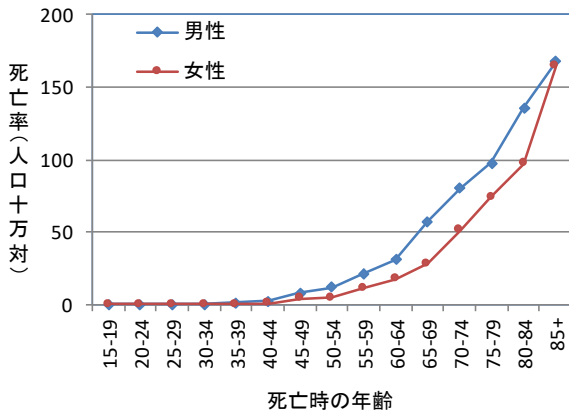


図14 部位別年齢階級別死亡率(人口10万対):集計表11-2から作成

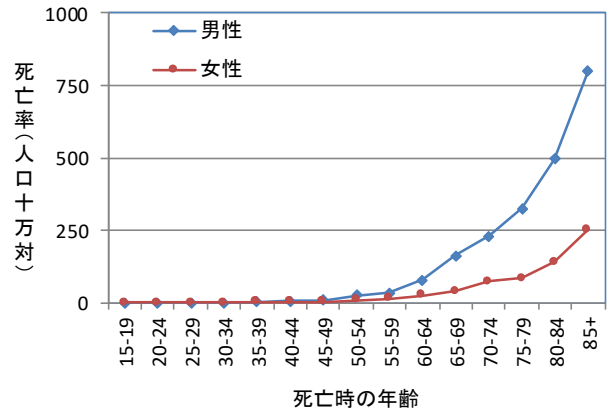




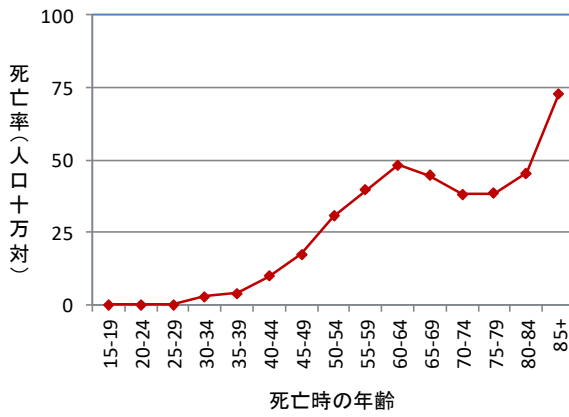
脾臓



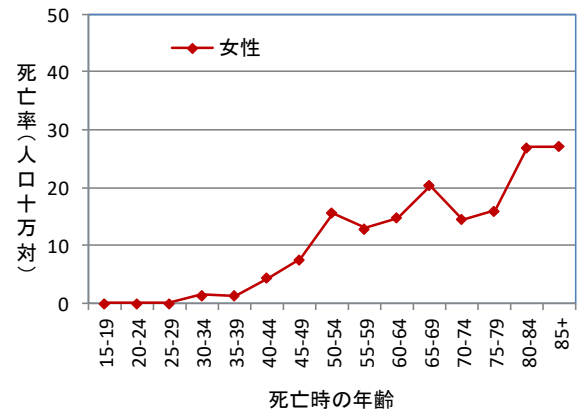
肺



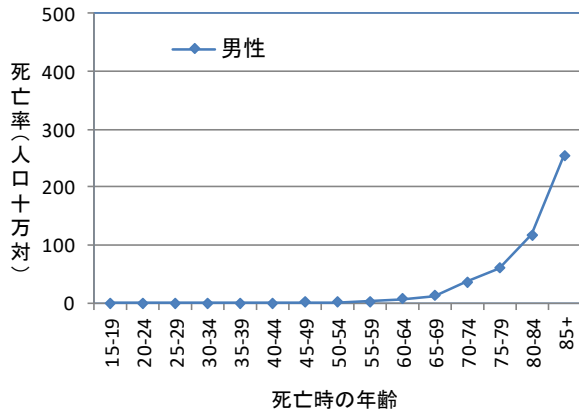
乳房(女性)



子宮



前立腺

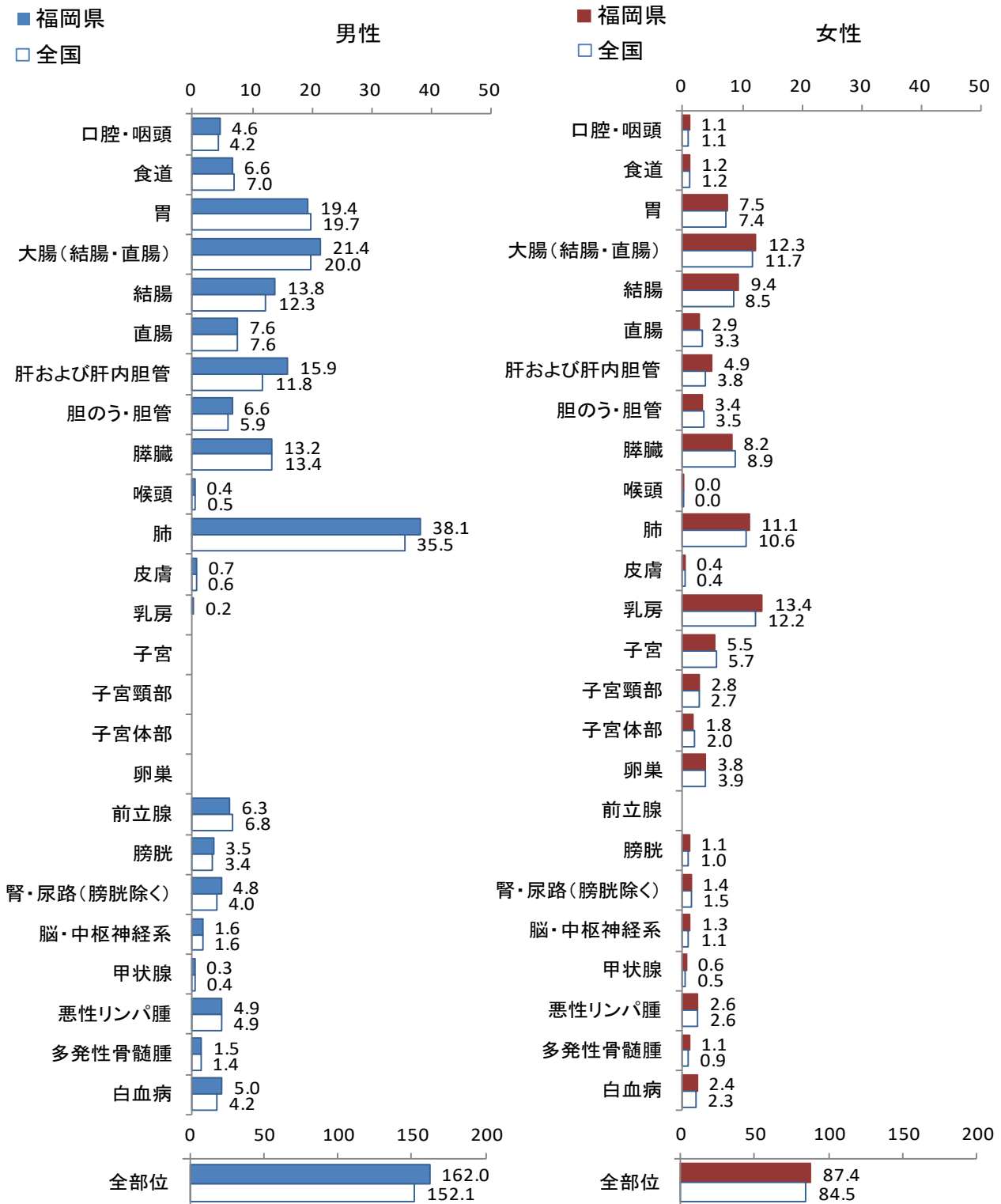




■ 福岡県のがん死亡の特徴

福岡県の年齢調整死亡率は、多くの部位で日本全体と同程度ですが、肝および肝内胆管、男性の大腸や肺、女性の乳房では、全国との死亡率の差が大きくなっており、全部位では、全国と比べて男性が特に高くなっています（図15）。

図15 部位別がん年齢調整死亡率(人口10万対): 集計表9から作成



※ 国の値は国立がん研究センターがん対策情報センター「人口動態統計」より引用

※ 標準人口は「昭和60年(1985年)日本人モデル人口」を用いた

第3章 事業報告

1 届出の状況

今回報告する2018年（平成30年）診断症例について、法律による届出期限である、2019年（平成31／令和元年）12月末までに県内の医療機関から得た届出件数は、125,560件でした。2018年（平成30年）から2019年（平成31年／令和元年）末までに届出をされた医療機関及びその届出件数を表4に示します。

表4 2018-2019年(平成30-平成31年/令和元年)の届出件数

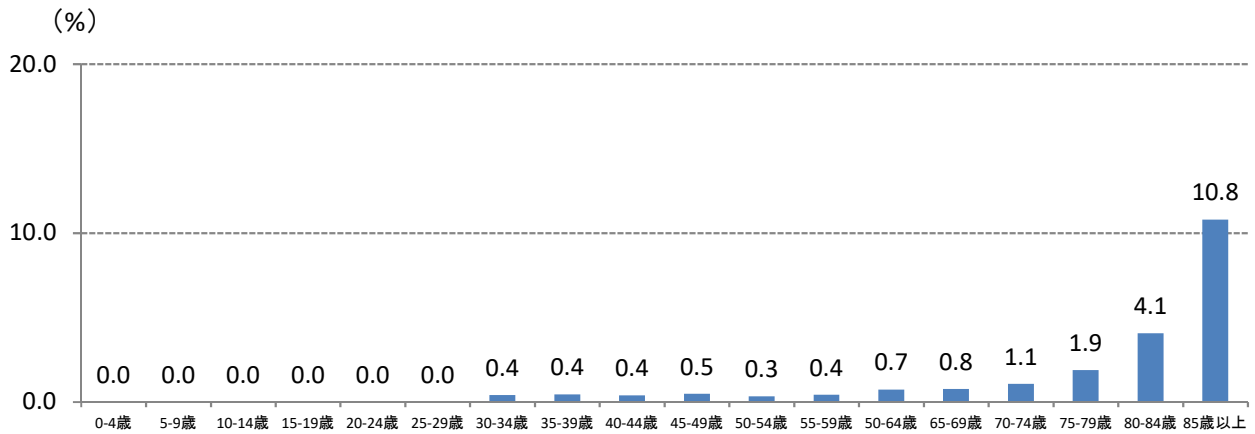
医療圏別小計	医療機関名	件数	医療圏別小計	医療機関名	件数	医療圏別小計	医療機関名	件数
福岡・糸島 49659件 (68機関)	* 九州大学病院	7957	筑紫 4118件 (14機関)	* 福岡大学筑紫病院	1560	田川 2022件 (9機関)	* 社会保険田川病院	1266
	* 福岡大学病院	4037		福岡徳洲会病院	1437		田川市立病院	638
	* 九州がんセンター	5148		済生会二日市病院	444		松本病院	47
	* 九州医療センター	5010		ちくし那珂川病院	331		一本松すずかけ病院	36
	* 済生会福岡総合病院	3153		高山病院	178		糸田町立緑ヶ丘病院	16
	* 浜の町病院	2550		原病院(大野城市)	34		田川新生病院	6
	福岡赤十字病院	2516		小西第一病院	31		古川病院	5
	原三信病院	2390		久富内科医院	29		川崎町立病院	5
	九州中央病院	2312		奏病院	22		莫彦山病院	3
	福岡和白病院	1737		よこやま内科胃腸クリニック	16	* 北九州市立医療センター	4800	
	白十字病院	998		乙金病院	14	* 産業医科大学病院	4189	
	那珂川病院	960		二日市徳洲会病院	9	* JCHO 九州病院	3948	
	福岡山王病院	884		渡辺病院	7	九州労災病院	2068	
	福岡記念病院	601		自衛隊福岡病院	6	小倉記念病院	1883	
	福岡市民病院	582	* 朝倉医師会病院	1057	* 戸畑共立病院	1812		
	佐田病院	574	朝倉健生病院	124	製鉄記念八幡病院	1502		
	たたらリハビリテーション病院	544	甘木中央病院	35	北九州総合病院	1395		
	糸島医師会病院	531	香月病院	16	小倉医療センター	896		
	西福岡病院	492	* 久留米大学病院	5933	福岡新水巻病院	749		
	広瀬病院	487	* 聖マリア病院	2490	済生会八幡総合病院	704		
	村上華林堂病院	472	久留米総合病院	1739	新小文字病院	642		
	さくら病院	469	古賀病院21	1536	産業医科大学若松病院	595		
	原土井病院	453	新古賀病院	1514	新小倉病院	587		
	及川病院	428	高木病院	852	大手町病院	560		
	貝塚病院	424	嶋田病院	655	JR九州病院	527		
	井上病院	418	内藤病院	295	北九州市立八幡病院	465		
	千鳥橋病院	384	田主丸中央病院	212	おんが病院	412		
	秋本病院	364	久留米大医療センター	209	戸畑リハビリテーション病院	405		
	木村病院	361	くろめ病院	158	芦屋中央病院	290		
	千早病院	261	福田病院	125	門司メディカルセンター	289		
	福西会病院	255	弥永協立病院	99	東筑病院	238		
	牟田病院	237	安本病院	92	大平メディカルケア病院	192		
	福岡歯科大学医科歯科総合病院	177	神代病院	81	戸畑総合病院	174		
	福岡運信病院	126	丸山病院(小郡市)	56	三萩野病院	170		
	寺沢病院	124	聖マリアヘルスケアセンター	50	北九州湯川病院	151		
	友田病院	122	筑後川温泉病院	37	北九州中央病院	139		
	福岡市医師会成人病センター	114	博愛病院	20	萩原中央病院	137		
	瀬田クリニック福岡	103	松岡病院(久留米市)	11	中間市立病院	131		
	早良病院	90	本間病院	9	門司掖済会病院	113		
	福岡大学西新病院	81	日高整形外科病院	8	九州歯科大学附属病院	105		
	桜十字福岡病院	75	高良リハビリテーション病院	7	健愛記念病院	99		
	東福岡和仁会病院	63	権病院	2	北九州小倉病院	91		
	福岡中央病院	56	松崎記念病院	2	芳野病院	88		
	金隈病院	49	* 公立八女総合病院	1231	新中間病院	83		
	夫婦石病院	47	筑後市立病院	654	大手町リハビリテーション病院	81		
	福岡病院	45	みどりの社病院	170	北九州市立門司病院	78		
	福岡リハビリテーション病院	43	姫野病院	156	新生会病院	60		
八木病院	42	柳病院	107	水巻共立病院	58			
新吉塚病院	33	馬場病院	39	香月中央病院	58			
けご病院	31	八女リハビリ病院	37	北九州八幡東病院	54			
昭和病院	30	川崎病院	35	北九州安部山公園病院	53			
さく病院	28	耳納高原病院	25	おかがき病院	42			
長尾病院	27	* 大牟田市立病院	1728	正和なみき病院	42			
中村病院	26	済生会大牟田病院	536	慈恵曾根病院	41			
原病院(南区)	25	柳川病院	446	戸畑けんわ病院	37			
博愛会病院	21	長田病院(柳川市)	392	霧ヶ丘つた病院	35			
今津赤十字病院	16	米の山病院	193	小倉セントラル病院	27			
福岡みらい病院	14	ココラ病院	178	遠賀いそべ病院	23			
倉重病院	12	大牟田天領病院	160	浅木病院	21			
薬院ひ原器科病院	12	国立病院機構大牟田病院	115	新王子病院	20			
田中クリニック(早良区)	11	静光園白川病院	53	正和中央病院	16			
梅光園田中たもつクリニック	6	曾我病院	45	東和病院	16			
松永病院	5	みさき病院	34	あさひ松本病院	15			
南折立病院	5	柳川すぎ(鎌田外科)病院	25	桃園公園クリニック	11			
吉村病院(早良区)	4	杉循環器科内科病院	17	小倉リハビリテーション病院	6			
福岡保養院	4	日の出町すず病院	16	沼本町病院	4			
小野病院	2	甲斐病院	11	佐々木病院	3			
福浜中央クリニック	1	幸明会船小屋病院	10	小倉第一病院	2			
粕屋 4072件 (11機関)	* 福岡東医療センター	1593	飯塚 5938件 (13機関)	* 飯塚病院	4512	京築 1775件 (9機関)	北九州医療事務所	2
	栄光病院	1219		飯塚市立病院	635		新行橋病院	820
	福岡青洲会病院	370		済生会飯塚嘉穂病院	377		小波瀬病院	479
	加野病院	271		共立病院	149		京都病院	117
	福岡聖恵病院	229		福築病院	100		新田原聖母病院	94
	北九州古賀病院	134		西野病院(嘉麻市)	42		健和会京町病院	91
	中原病院	111		嘉麻赤十字病院	42		御所病院	57
	北九州若杉病院	98		総合せき損センター	23		大原病院	57
	うえの病院(上野外科胃腸科病院)	40		飯塚記念病院	16		東病院	56
	三野原病院	4		讀田病院	15		行橋中央病院	4
	久山療育園重症児者医療療育センター	3		鎌田病院	15			
宗像 1591件 (10機関)	宗像医師会病院	739		松岡病院(嘉麻市)	10			
	水光会総合病院	565		大塚病院	2			
	宮城病院	119	福岡ゆたか中央病院	598				
	蜂須賀病院	55	社会保険直方病院	228				
	摩利支病院	51	宮田病院	184				
	津屋崎中央病院	21	くらで病院	65				
	北九州宗像中央病院	20	西尾病院	39				
	北九州津屋崎病院	11						
	福岡病院	9						
	東福岡病院	1						

* がん診療拠点病院等(H30.4.1現在)
県内医療機関による届出総数 125,560
県内届出医療機関数 253

■ 年齢階級別の DCI 割合

すべての年齢階級で 20%未満であり、国際的な基準を満たしていることから、2018 年（平成 30 年）罹患症例における県内のがん罹患状況を適切に把握できているものと考えられます（図 16）。

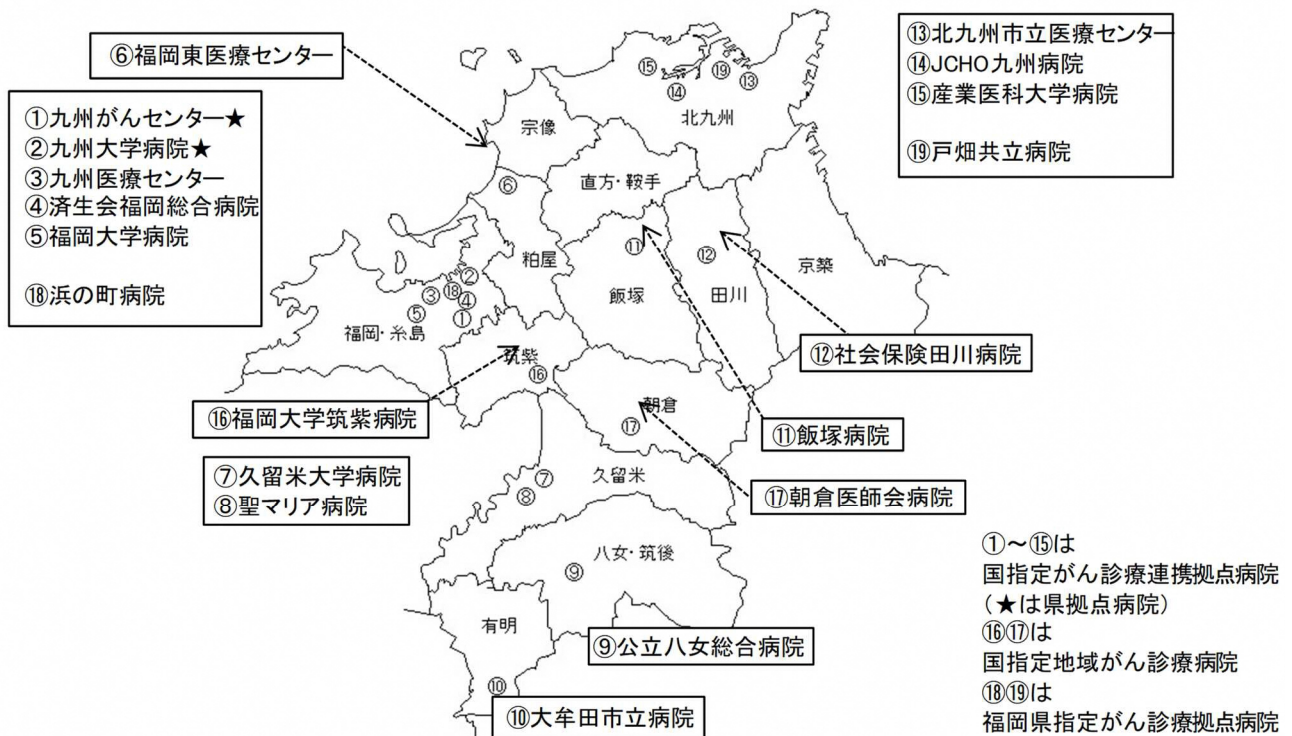
図 16 年齢階級別 DCI(死亡票を契機に発見されたがん)割合



■ 福岡県内のがん拠点病院

がん診療連携拠点病院等については、2002年度（平成14年度）から整備を始め、集計対象の2018年（平成30年）では、県内には、県がん診療連携拠点病院2か所、地域がん診療連携拠点病院13か所、地域がん診療病院2か所、県指定がん診療拠点病院2か所の計19か所が整備されています（図17）。

図17 二次医療圏とがん診療連携拠点病院等（H30.4.1）



2 その他の集計

■ がん検診部位別の検診・非検診群別の進展度割合

検診群と、それ以外の非検診群を分けて進展度を示しました（図18）。

全ての部位で検診群では進展度が「限局」である割合が高くなっています。

検診群：発見経緯が「がん検診・健康診断・人間ドック」

非検診群：発見経緯が「他疾患の経過観察中」、「剖検発見」、「その他（自覚症状受診を含む）」「不明」

※DCO：死亡診断書の情報しかないもの

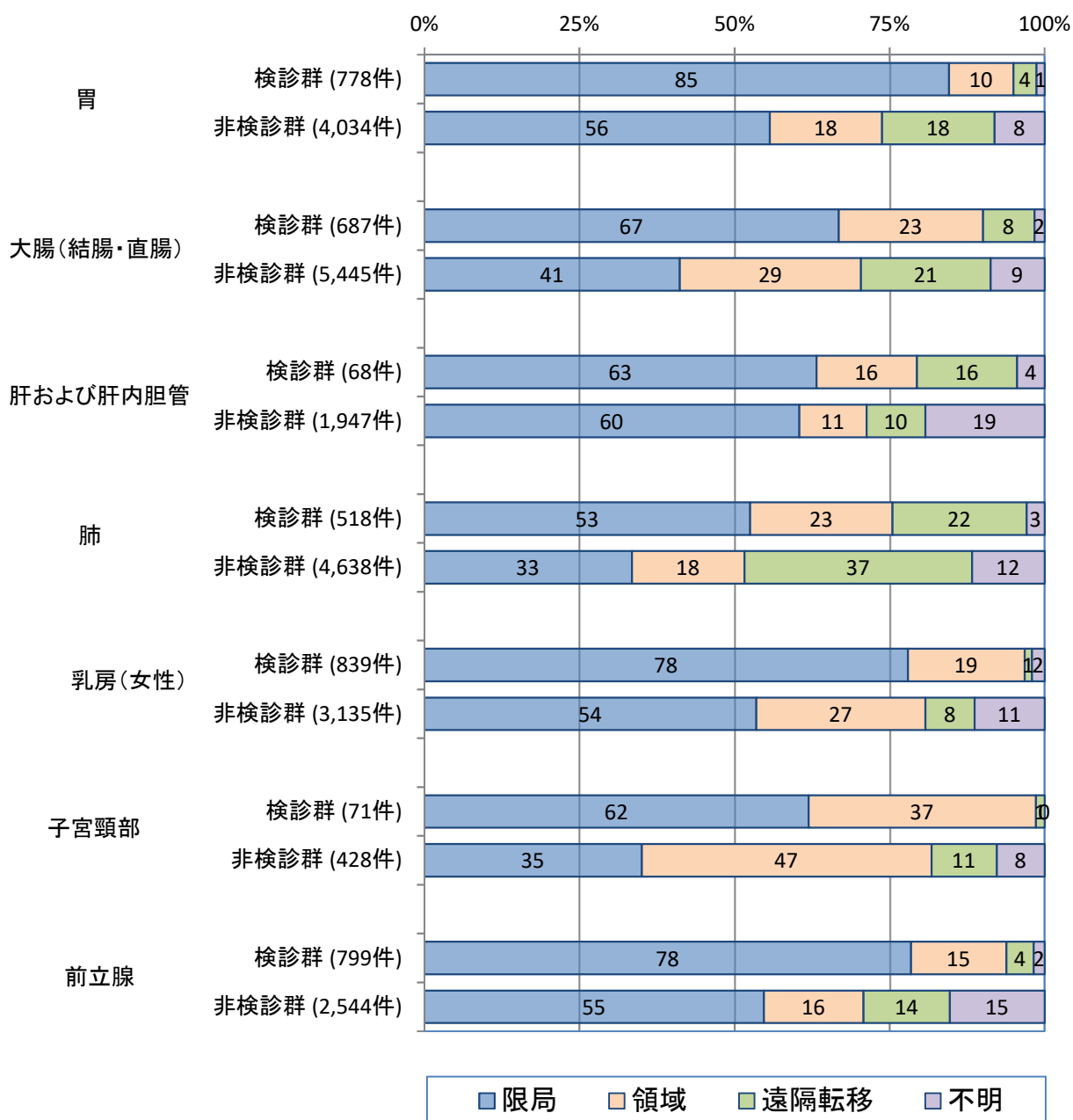
図18 発見経緯と進展度（対象は国内DCOを除く届出患者）

● 進展度（病巣の広がり）

限局：がんが原発臓器に限局している

領域：原発臓器の領域リンパ節または隣接臓器に直接浸潤しているが、遠隔転移がない

遠隔転移：遠隔臓器、遠隔リンパ節などに転移・浸潤がある

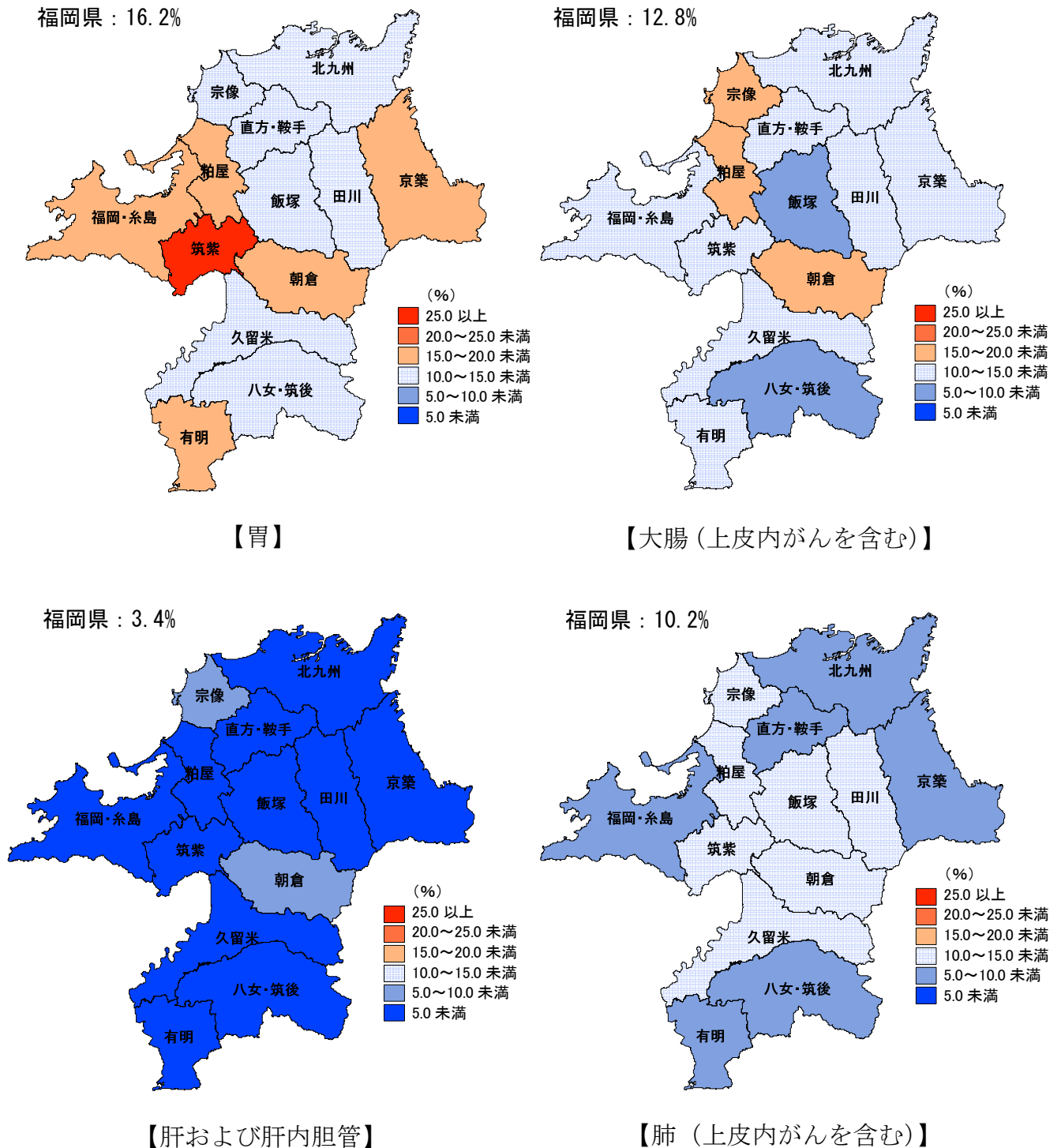


■ 二次医療圏別の検診等発見の割合

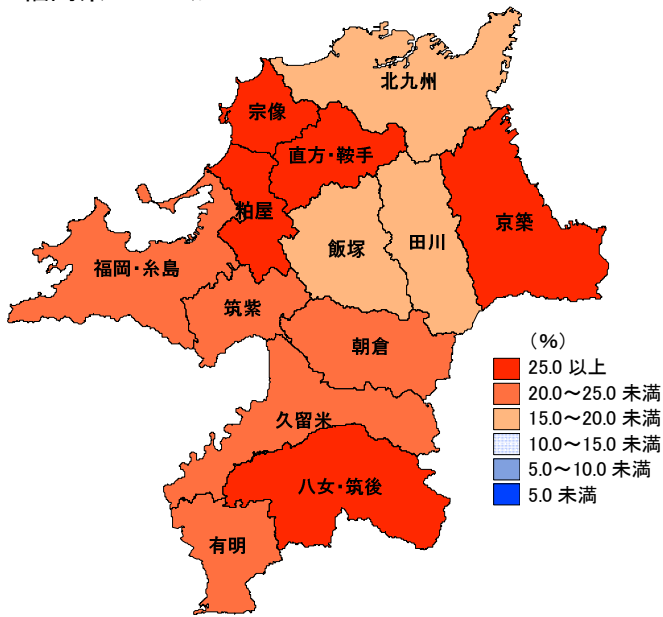
県内二次医療圏別に、検診群（がん検診・健康診断・人間ドックで発見されたもの）の割合（%）を地図に示しました（図 19）。部位や圏域ごとに違いがあり、C 型肝炎等の他疾患の経過観察中に発見されることの多い肝および肝内胆管を除けば、肺がんは、全ての圏域で 15%未満であり、他の部位よりも低い水準となっています。

図19 二次医療圏別がん検診等発見の割合（対象は国内DCOを除く届出患者）

※医療圏、性別、年齢不詳を除く

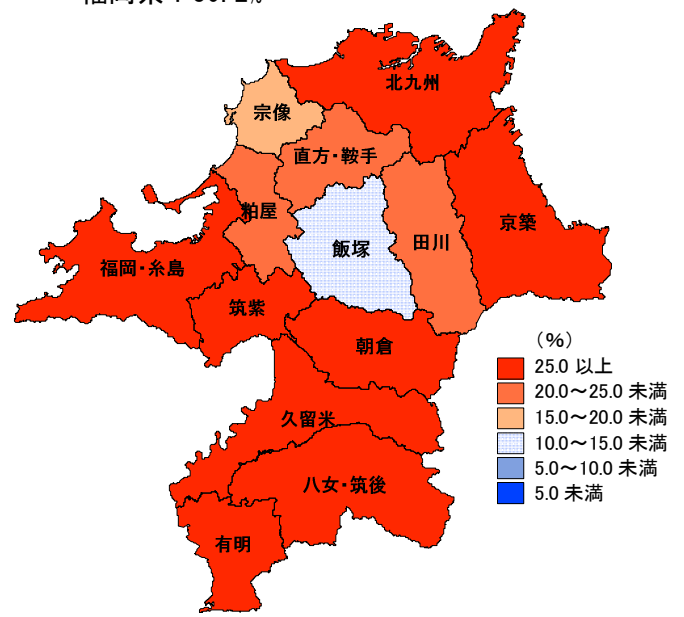


福岡県 : 22.8%



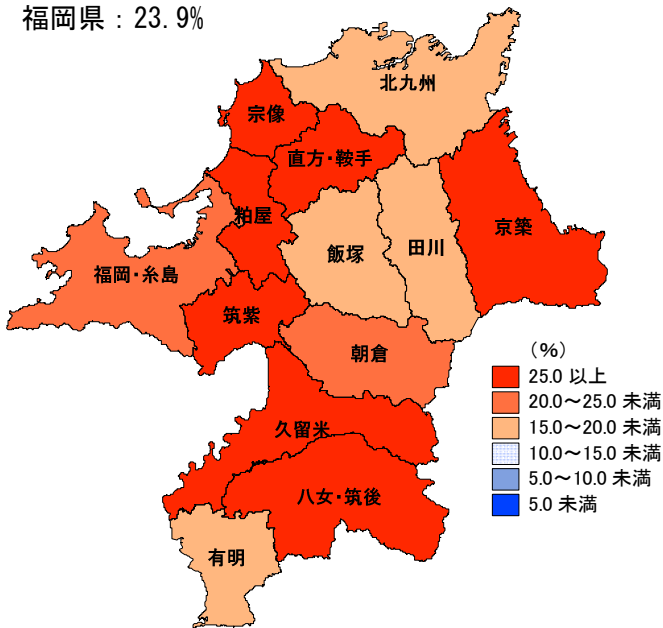
【乳房(女性、上皮内がんを含む)】

福岡県 : 30.2%



【子宮頸部(上皮内がんを含む)】

福岡県 : 23.9%



【前立腺】

■ 二次医療圏別年齢調整罹患率

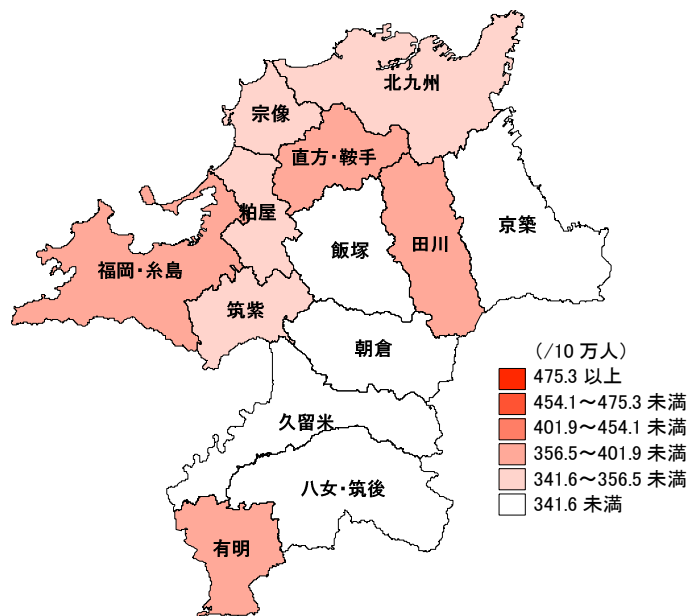
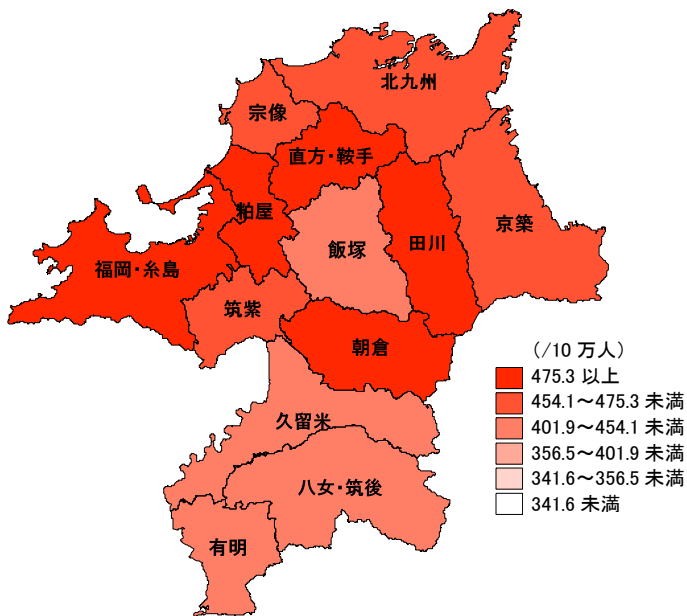
県内患者の住所地（二次医療圏）別に、部位別（上皮がんを除く）の年齢調整罹患率を地図に示しました（図20）。県全体として、すべてのがんにおいて男性が高いのが多く見られ、全部位では、男女共に福岡・糸島、直方・鞍手、田川圏域の罹患率が他の圏域に比べて高いことが見られます。性別に固有のがんでは、圏域ごとに罹患率に差があることがわかります。

図20 二次医療圏別部位別年齢調整罹患率(上皮内がんを除く)

※医療圏、性別、年齢不詳を除く

福岡県：467.2/10万人

福岡県：351.0/10万人

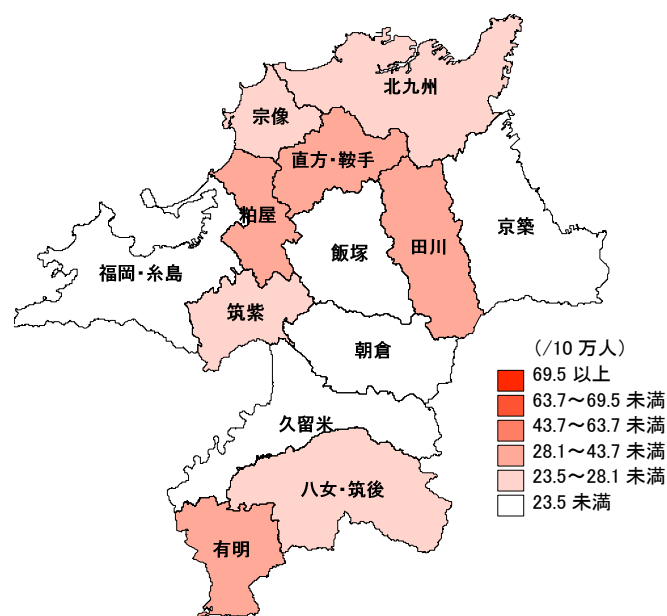
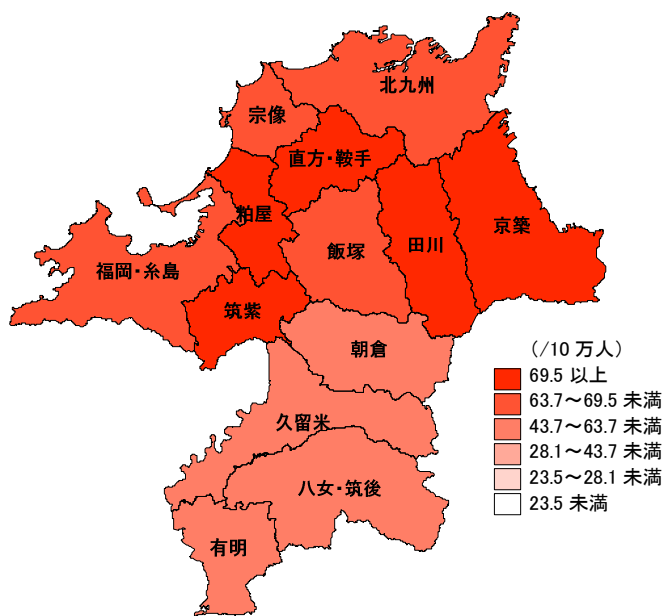


【全部位・男性】

【全部位・女性】

福岡県：66.3/10万人

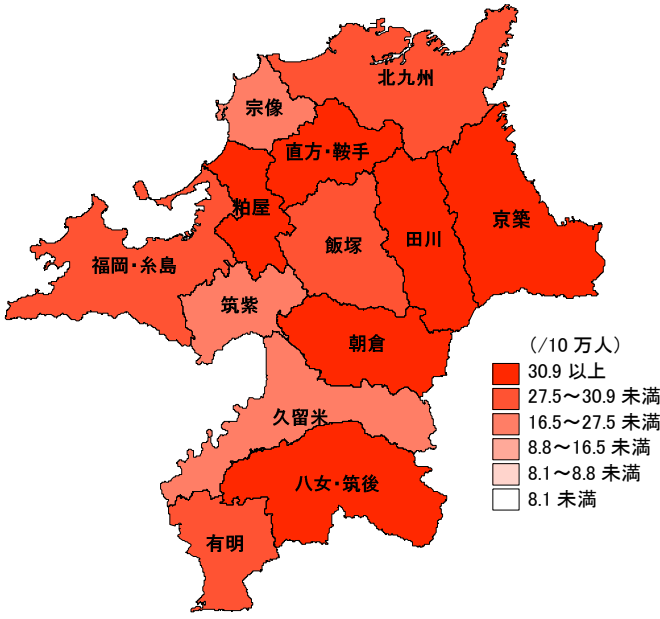
福岡県：24.0/10万人



【胃・男性】

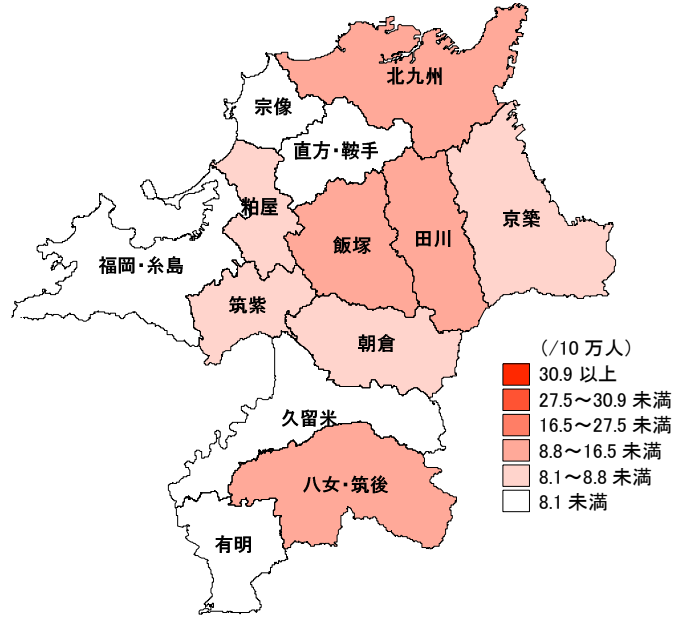
【胃・女性】

福岡県：28.1/10万人



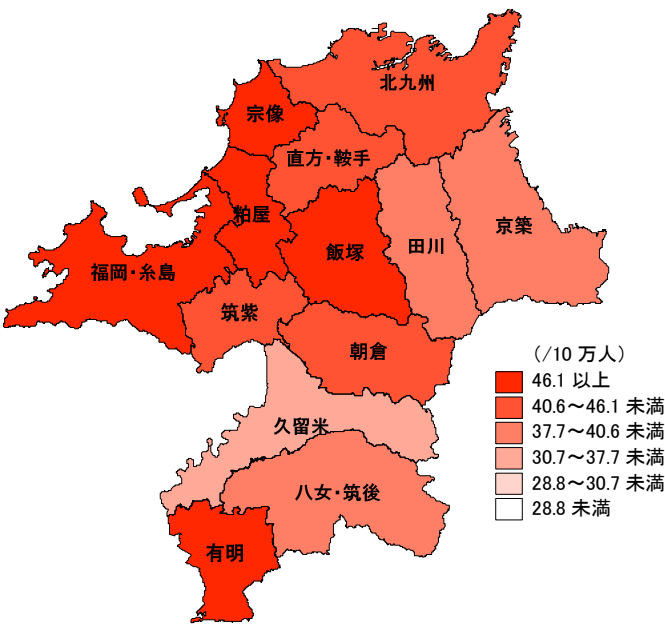
【肝および肝内胆管・男性】

福岡県：8.5/10万人



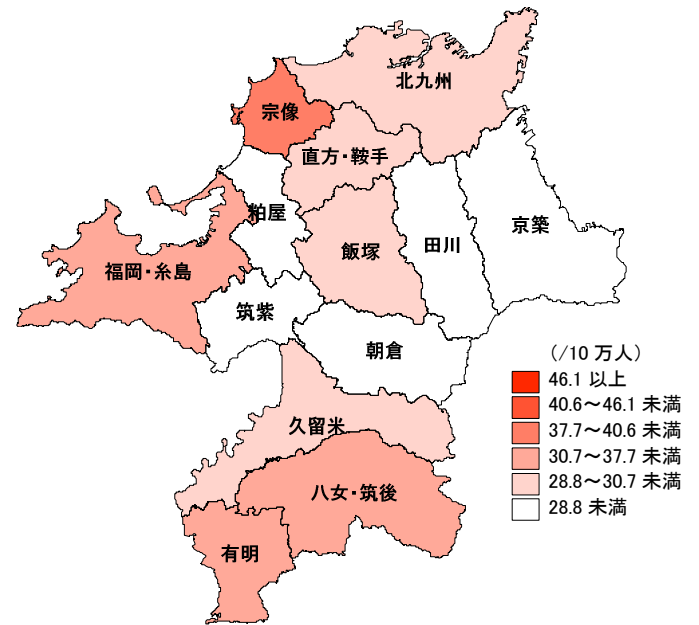
【肝および肝内胆管・女性】

福岡県：43.9/10万人



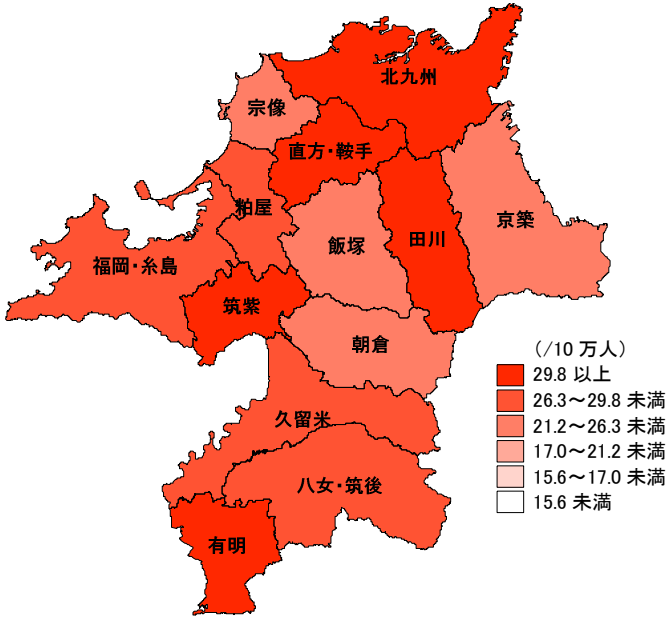
【結腸・男性】

福岡県：30.0/10万人



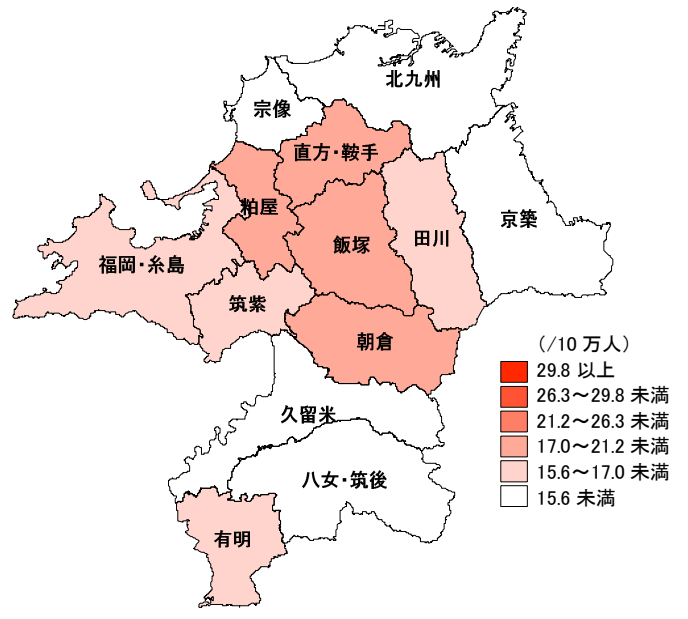
【結腸・女性】

福岡県 : 29.1/10 万人



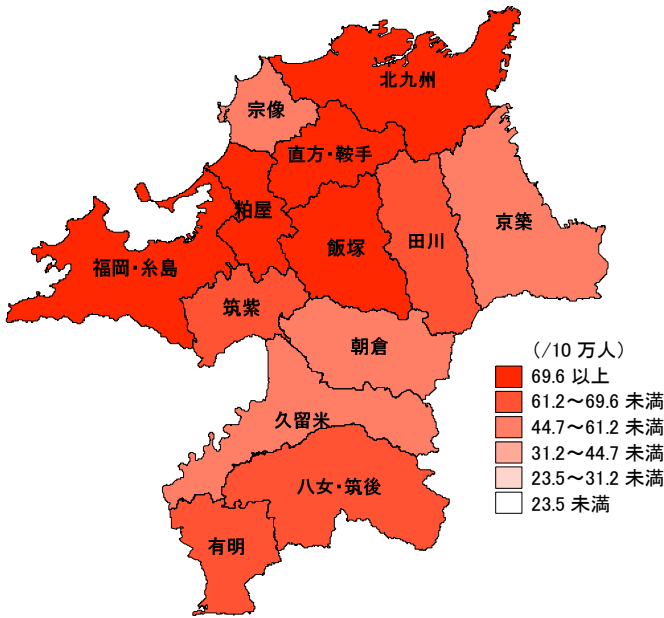
【直腸・男性】

福岡県 : 15.3/10 万人



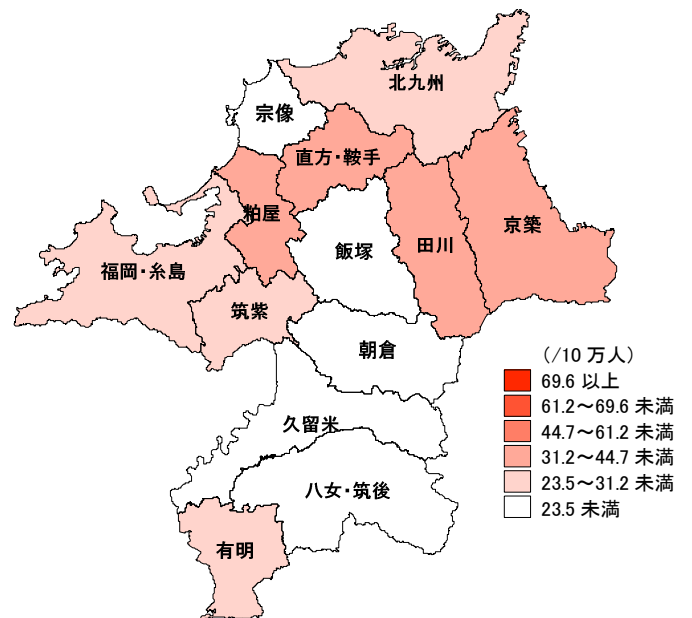
【直腸・女性】

福岡県 : 67.2/10 万人



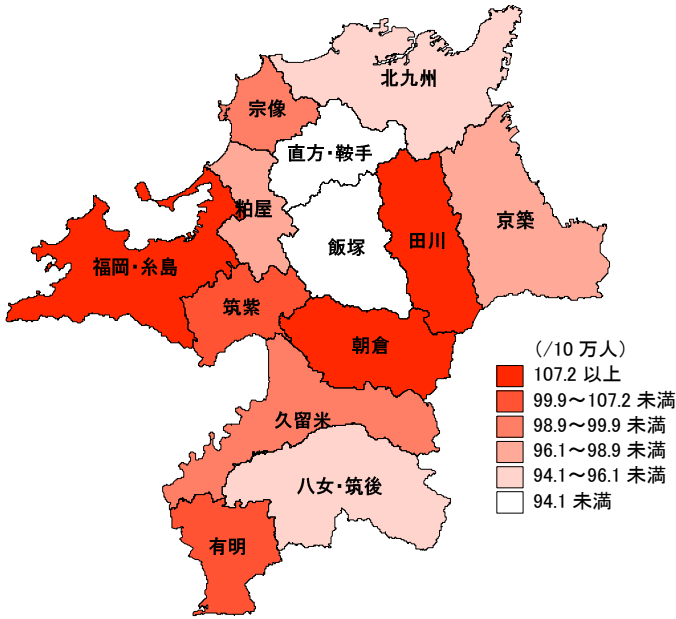
【肺・男性】

福岡県 : 28.3/10 万人



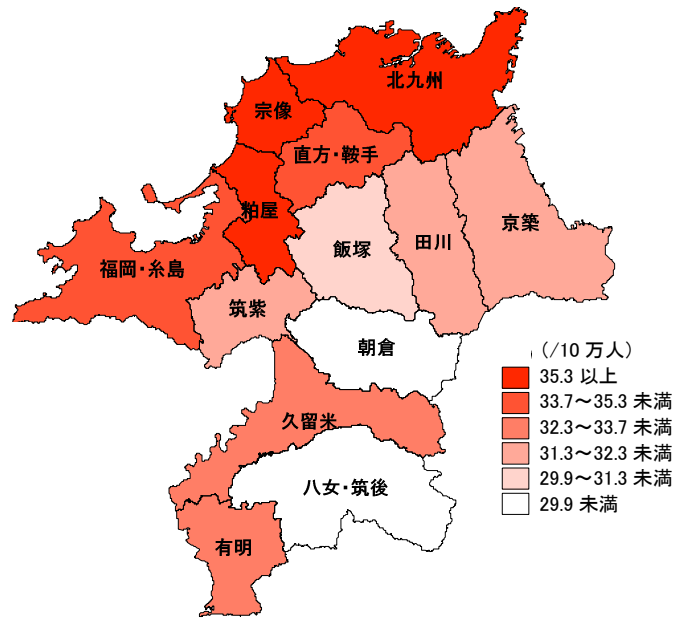
【肺・女性】

福岡県：100.9/10万人



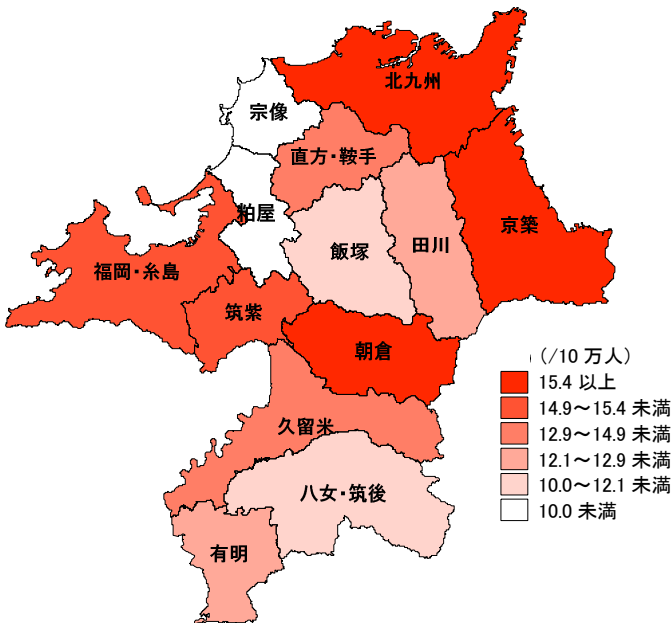
【乳房・女性】

福岡県：33.7/10万人



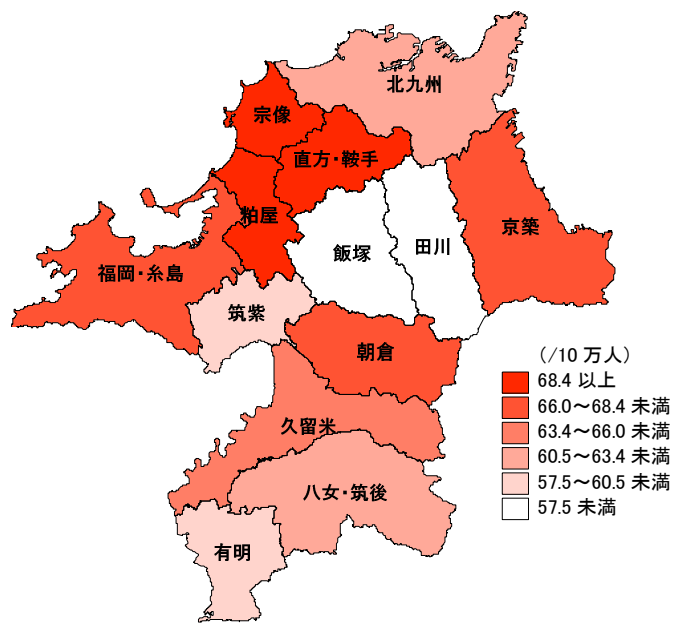
【子宮】

福岡県：14.3/10万人



【卵巣】

福岡県：64.7/10万人



【前立腺】

■ 患者住所地別の患者受療動向

県内患者の住所地（二次医療圏）別に、初診、観血的治療、放射線治療、薬物治療について、受療した医療圏の割合を示しました（表5～8）。

本県では、福岡・糸島、久留米、飯塚、北九州圏域で受診する患者の割合が大きくなっており、これら4つの圏域を中心としたがん受療動向が見て取れます。患者が治療を受ける際には、初診時に比べて他圏域に移動する割合が大きくなり、放射線治療では県外で受療する患者も増加する傾向です。

表5 患者住所地別初診医療圏の割合

		初診病院医療圏→														単位：%
↓患者住所医療圏	対象数	%	福岡・糸島	粕屋	宗像	筑紫	朝倉	久留米	八女・筑後	有明	飯塚	直方・鞍手	田川	北九州	京築	県外
福岡県合計	39,662	100.0	37.4	3.0	1.5	3.8	1.1	10.8	2.0	3.0	5.2	1.1	1.7	25.8	1.5	2.1
福岡・糸島	11,434	28.8	95.3	1.3	0.1	1.7	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	1.1
粕屋	2,102	5.3	63.5	31.3	1.0	2.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.4	0.0	1.0
宗像	1,345	3.4	24.4	24.5	40.1	0.6	0.0	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	9.2	0.0	0.7
筑紫	3,003	7.6	54.8	0.8	0.0	37.7	0.2	4.4	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.4	0.0	1.6
朝倉	746	1.9	7.1	0.0	0.0	12.1	47.5	31.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1
久留米	3,385	8.5	3.0	0.0	0.0	1.2	2.3	86.4	2.2	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9
八女・筑後	1,024	2.6	1.6	0.0	0.0	0.1	0.1	36.0	59.5	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	2.2
有明	2,013	5.1	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	27.4	5.5	58.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	6.2
飯塚	1,515	3.8	8.1	0.3	0.0	0.5	0.1	0.8	0.0	0.0	86.8	0.2	1.5	1.5	0.0	0.4
直方・鞍手	1,008	2.5	4.9	1.6	1.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	29.4	34.0	0.4	28.0	0.0	0.5
田川	1,222	3.1	5.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.5	0.0	0.0	32.7	1.6	53.2	5.5	0.8	0.6
北九州	9,282	23.4	1.6	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.6	0.0	96.2	0.1	0.9
京築	1,583	4.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	48.4	35.1	15.2

「全国がん登録 2018 年診断症例研究利用データ（匿名化情報）」より作成

表6 患者住所地別観血的治療受療医療圏の割合

観血的治療病院医療圏→

単位：%

↓患者住所医療圏	対象数	%	福岡・糸島	粕屋	宗像	筑紫	朝倉	久留米	八女・筑後	有明	飯塚	直方・鞍手	田川	北九州	京築	県外
福岡県合計	21,179	100.0	41.2	1.9	1.4	3.8	0.6	11.1	1.2	2.2	4.7	0.9	1.3	26.7	0.9	2.1
福岡・糸島	6,289	29.7	96.3	0.6	0.1	1.5	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.9
粕屋	1,150	5.4	75.2	20.0	0.9	1.7	0.0	0.3	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.5	0.0	1.0
宗像	741	3.5	31.2	18.8	35.9	0.9	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.4	0.0	0.4
筑紫	1,716	8.1	60.4	0.1	0.0	34.4	0.1	3.6	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.4	0.0	0.8
朝倉	348	1.6	9.8	0.0	0.0	13.2	31.0	44.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
久留米	1,704	8.0	4.8	0.0	0.0	1.8	1.3	86.2	1.1	0.8	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	4.0
八女・筑後	453	2.1	2.9	0.0	0.0	0.2	0.2	53.4	41.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	1.1
有明	952	4.5	4.3	0.0	0.0	0.1	0.0	37.9	3.7	47.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3
飯塚	767	3.6	13.7	0.1	0.0	0.7	0.0	1.8	0.0	0.0	78.5	0.4	2.7	1.7	0.0	0.4
直方・鞍手	549	2.6	6.7	0.9	1.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	29.0	27.3	0.7	33.2	0.0	0.9
田川	634	3.0	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	35.8	1.6	38.6	9.6	0.2	1.3
北九州	5,002	23.6	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.6	0.1	95.0	0.0	1.3
京築	874	4.1	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	60.8	21.6	15.2

「全国がん登録 2018 年診断症例研究利用データ（匿名化情報）」より作成

“観血的治療”：外科的手術、体腔鏡的手術、内視鏡的手術いずれかを実施

表7 患者住所地別放射線治療受療医療圏の割合

放射線治療病院医療圏→

単位：%

↓患者住所医療圏	対象数	%	福岡・糸島	粕屋	宗像	筑紫	朝倉	久留米	八女・筑後	有明	飯塚	直方・鞍手	田川	北九州	京築	県外
福岡県合計	4,240	100.0	41.8	1.5	0.0	1.0	0.0	12.9	1.7	1.0	3.3	0.0	1.2	24.9	0.0	10.7
福岡・糸島	1,275	30.1	<u>88.8</u>	0.2	0.0	1.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	9.1
粕屋	234	5.5	<u>80.3</u>	<u>9.8</u>	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0
宗像	129	3.0	41.1	29.5	<u>0.0</u>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.0	0.0	15.5
筑紫	362	8.5	<u>74.3</u>	0.0	0.0	<u>8.3</u>	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0
朝倉	53	1.3	9.4	0.0	0.0	0.0	<u>0.0</u>	<u>73.6</u>	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.1
久留米	424	10.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	<u>76.4</u>	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9
八女・筑後	136	3.2	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	44.1	<u>43.4</u>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.6
有明	191	4.5	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	3.1	<u>22.0</u>	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	26.7
飯塚	136	3.2	22.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	<u>54.4</u>	0.0	8.1	1.5	0.0	11.0
直方・鞍手	85	2.0	16.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	31.8	<u>0.0</u>	1.2	42.4	0.0	7.1
田川	122	2.9	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	31.1	0.0	<u>31.1</u>	13.9	0.0	6.6
北九州	961	22.7	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	<u>92.4</u>	0.0	4.8
京築	132	3.1	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.7	<u>0.0</u>	25.8

「全国がん登録 2018 年診断症例研究利用データ（匿名化情報）」より作成

表8 患者住所地別薬物治療受療医療圏の割合

薬物治療病院医療圏→

単位：%

↓患者住所地医療圏	対象数	%	福岡・糸島	粕屋	宗像	筑紫	朝倉	久留米	八女・筑後	有明	飯塚	直方・鞍手	田川	北九州	京築	県外
福岡県合計	15,117	100.0	39.8	2.2	1.0	2.4	0.7	12.3	1.3	2.4	5.2	0.8	1.2	27.5	1.2	1.8
福岡・糸島	4,297	28.4	97.1	0.6	0.1	0.9	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.9
粕屋	732	4.8	75.3	21.7	0.8	1.1	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3
宗像	483	3.2	32.3	28.0	29.8	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.9	0.0	0.6
筑紫	1,150	7.6	69.2	0.1	0.0	23.7	0.3	5.6	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0	0.7
朝倉	280	1.9	9.3	0.0	0.0	10.7	32.5	45.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
久留米	1,286	8.5	3.5	0.0	0.0	1.0	1.2	89.4	1.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	3.4
八女・筑後	363	2.4	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	53.4	41.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
有明	760	5.0	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	38.3	4.9	47.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	6.2
飯塚	550	3.6	12.0	0.0	0.0	0.4	0.0	1.8	0.0	0.0	82.4	0.0	0.9	2.4	0.0	0.2
直方・鞍手	388	2.6	6.7	1.3	1.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	31.7	25.3	0.0	32.7	0.0	0.8
田川	477	3.2	9.0	0.0	0.0	0.2	0.0	1.3	0.0	0.0	41.7	1.3	36.3	8.6	1.0	0.6
北九州	3,678	24.3	2.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	96.1	0.1	0.7
京築	673	4.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.9	26.6	12.5

「全国がん登録 2018 年診断症例研究利用データ（匿名化情報）」より作成
 “薬物治療”：化学療法、内分泌療法いずれかを実施

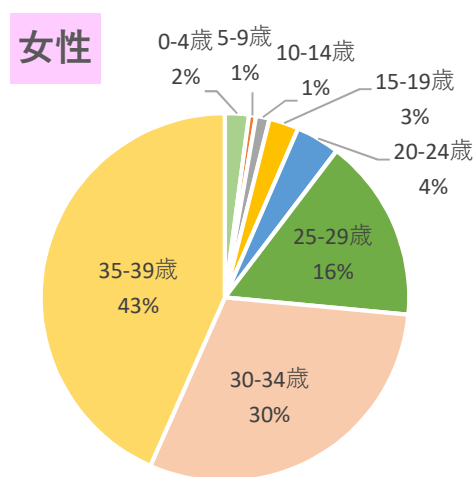
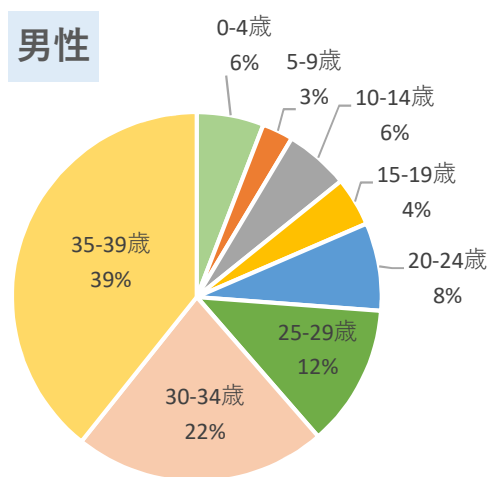
■ 小児・AYA 世代*のがん罹患集計

小児・AYA 世代（0～39 歳）のがん罹患について示しました（図 22～24）。

女性の罹患数は男性の約 3 倍近くであり、25 歳以上の罹患が男性では約 7 割、女性では約 9 割を占めています。

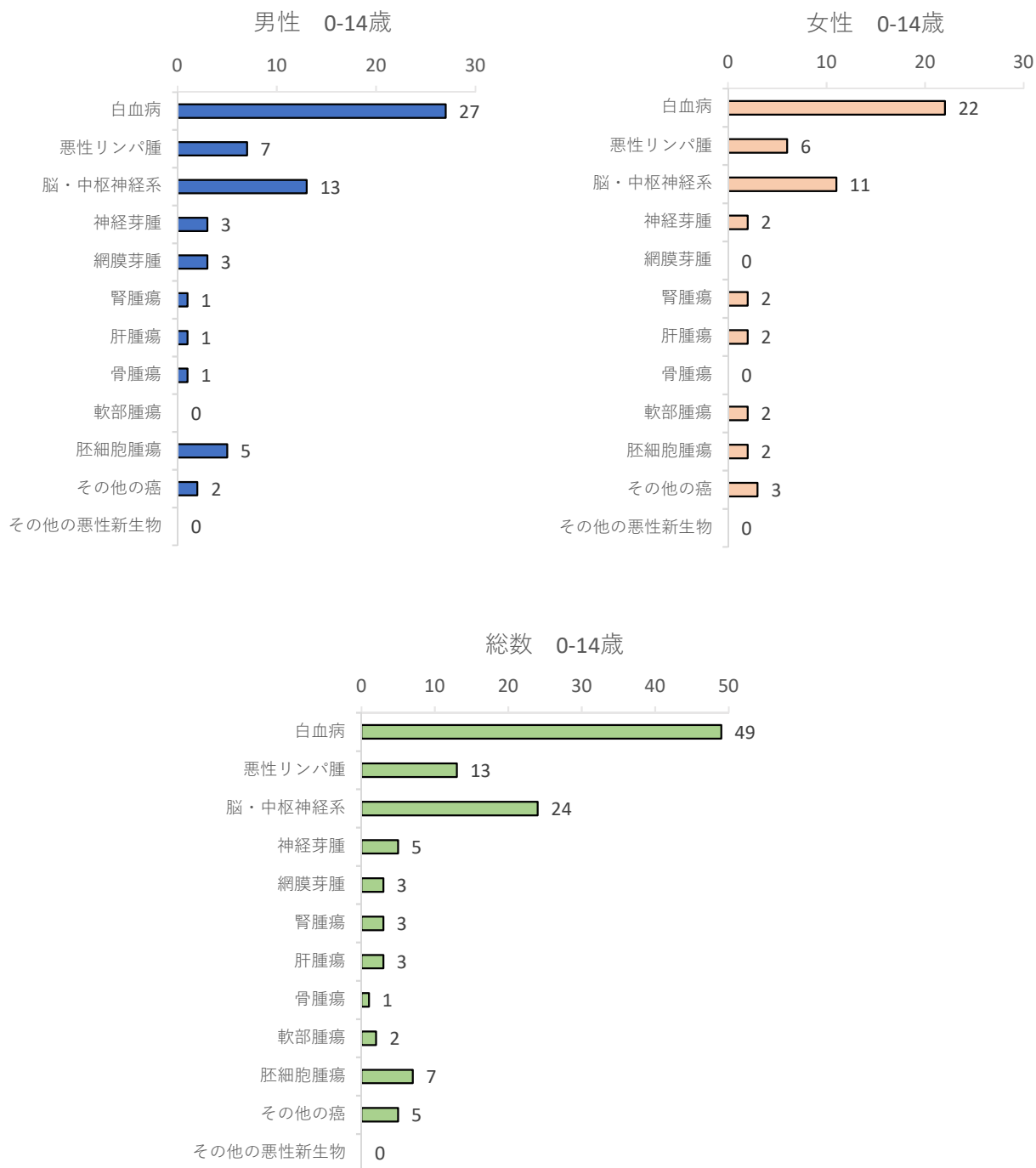
図22 小児・AYA世代がん年齢階級別内訳：「匿名化が行われた福岡県がん情報」から作成

性別	総数	国際小児がん分類 第3版				WHO AYA がん分類				
		0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	
男性	443	26	12	25	19	34	55	98	174	
女性	1333	28	8	16	35	51	215	402	578	
総数	1776	54	20	41	54	85	270	500	752	



※Adolescent and Young Adult : 15～39 歳の思春期・若年成人
 15 歳未満は、国際小児がん分類（International Classification of Childhood Cancer: ICCC）第 3 版の診断群分類、AYA 世代は、WHO AYA がん分類（AYA Site Recode/WHO 2008 Definition）の大分類に基づく。
 いずれも中枢神経系、その他の脳・脊髄における良性、良悪不詳の腫瘍を含む。
 AYA 世代のがんには、上皮内がんを含む。

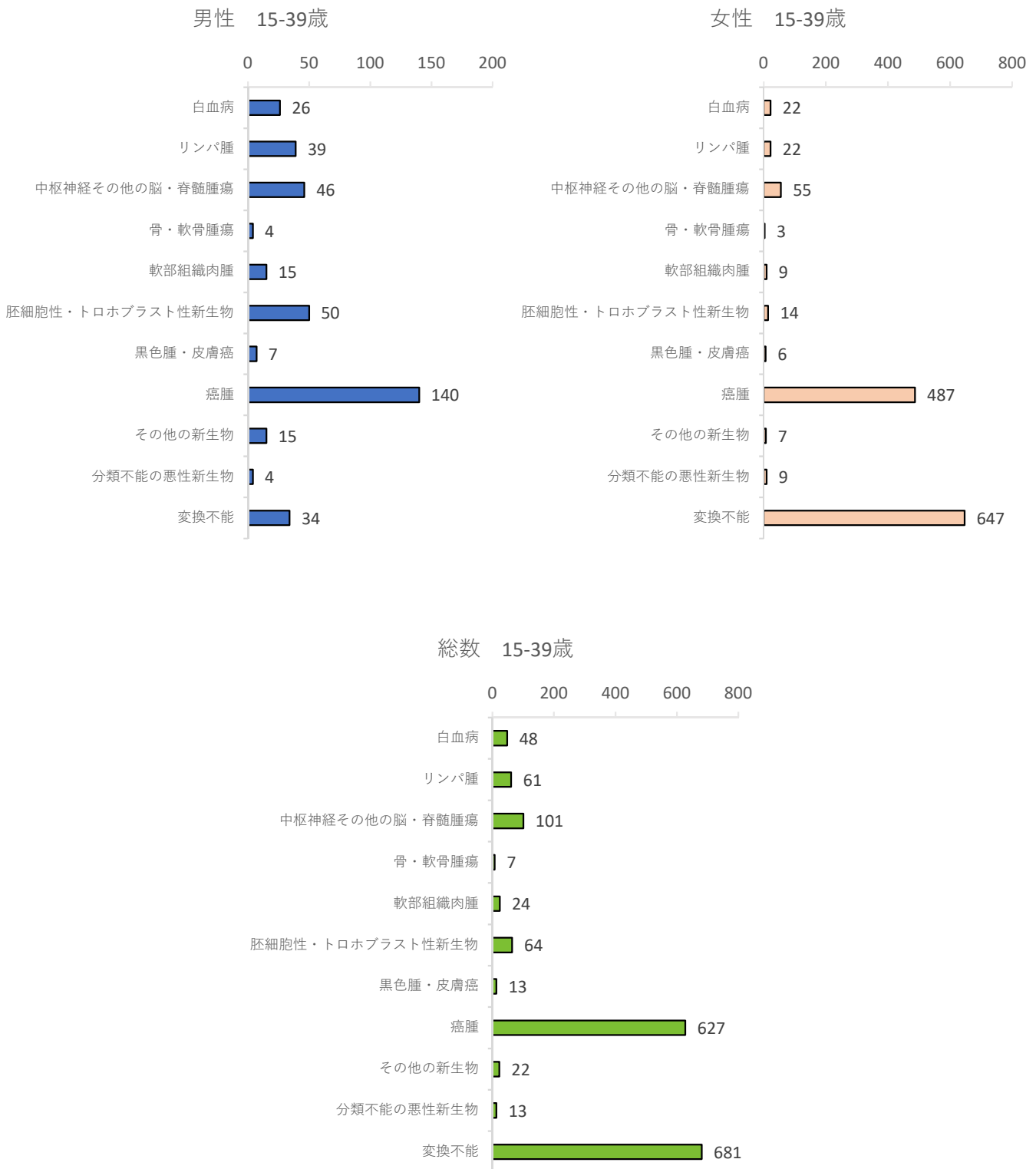
図23 小児がん(0-14歳)性別、年齢階級別罹患数



* 国際小児がん分類 (International Classification of Childhood Cancer:ICCC) 第3版に基づく数。

「脳・中枢神経系」には、良性もしくは良悪不詳の腫瘍を含む。

図24 AYA世代(15-39歳)性別、年齢階級別罹患数



*WHO AYA がん分類 (AYA Site Recode/WHO 2008 Definition) に基づく数。

「中枢神経系その他の脳・脊髄腫瘍」には、良性もしくは良悪不詳の腫瘍を含む。

「変換不能」には、上皮内がんを含む。

■法律・要領等

○がん登録等の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 全国がん登録
 - 第一節 全国がん登録データベースの整備（第五条）
 - 第二節 情報の収集、記録及び保存等（第六条—第十六条）
 - 第三節 情報の利用及び提供（第十七条—第二十二条）
 - 第四節 権限及び事務の委任（第二十三条・第二十四条）
 - 第五節 情報の保護等（第二十五条—第三十八条）
 - 第六節 雑則（第三十九条—第四十三条）
- 第三章 院内がん登録等の推進（第四十四条・第四十五条）
- 第四章 がん登録等の情報の活用（第四十六条—第四十八条）
- 第五章 雑則（第四十九条—第五十一条）
- 第六章 罰則（第五十二条—第六十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の趣旨にのっとり、がん医療の質の向上等（がん医療及びがん検診（以下「がん医療等」という。）の質の向上並びにがんの予防の推進をいう。以下同じ。）、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

2 この法律において「がん登録」とは、全国がん登録及び院内がん登録をいう。

3 この法律において「全国がん登録」とは、国及び都道府県による利用及び提供の用に供するため、この法律の定めるところにより、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース（情報の集合物であって、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に記録し、及び保存することをいう。

4 この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適

- 確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。
- 5 この法律において「がんに係る調査研究」とは、がん、がん医療等及びがんの予防に関する統計の作成その他の調査研究（匿名化を行った情報を当該調査研究の成果として自ら利用し、又は提供することを含む。）をいう。
 - 6 この法律において「全国がん登録データベース」とは、第五条第一項の規定により整備されるデータベースをいう。
 - 7 この法律において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された第五条第一項に規定する登録情報（匿名化が行われていないものに限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。
 - 8 この法律において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県の名称が第五条第一項第二号の情報として記録されたがん及び当該都道府県の区域内の第六条第一項に規定する病院等から届出がされたがんに係る情報（匿名化が行われていないものに限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。
 - 9 この法律において「匿名化」とは、がん罹患した者に関する情報を当該がん罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。第十五条第一項及び第十七条第一項において同じ。）ができないように加工することをいう。
 - 10 この法律において「特定匿名化情報」とは、第十五条第一項の規定により匿名化が行われた情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。

（基本理念）

- 第三条 全国がん登録については、がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができる限り正確に把握されるものでなければならない。
- 2 院内がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資するものであることに鑑み、全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされるとともに、その普及及び充実が図られなければならない。
 - 3 がん対策の充実のためには、全国がん登録の実施のほか、がんの診療の状況を適確に把握することが必要であることに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報（以下「がん診療情報」という。）の収集が図られなければならない。
 - 4 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によるものを含めがんに係る調査研究のために十分に活用されるとともに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならない。
 - 5 がんの罹患、診療、転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録及びがん診療情報の収集に係るがん罹患した者に関する情報は、厳格に保護されなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第四条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備

第五条 厚生労働大臣は、次節の定めるところにより収集される情報に基づき、原発性のがんごとに、登録情報（次に掲げる情報及び附属情報をいう。次節において同じ。）並びに第十五条第一項の規定により匿名化を行った情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により記録することとなる情報を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 当該がんに罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所（厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める住所）の存する都道府県及び市町村の名称
 - 三 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日
 - 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
 - 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
 - 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
 - 七 当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
 - 八 当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項
 - 九 当該がんに罹患した者の生存確認情報（生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日（死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令で定める事項）をいう。以下同じ。）
 - 十 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の「附属情報」とは、次条第一項に規定する病院等から同項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める期間を経過した後に行われる同項に規定する届出対象情報の届出（その届け出る情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。）を含む。同条第二項及び第五項並びに第七条第一項を除き、以下この章において単に「届出」という。）がされた次条第一項に規定する届出対象情報をいう。
- 3 第一項のデータベースの整備に当たっては、同一人の複数の原発性のがんの把握が容易となるようにするものとする。

第二節 情報の収集、記録及び保存等

(病院等による届出)

第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で

得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
 - 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
 - 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
 - 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
 - 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
 - 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
 - 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
 - 九 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。
- 4 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。
- 5 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（届出の勧告等）

第七条 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（都道府県知事による審査等及び提出）

第八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報（以下この章において「都道府県整理情報」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報を利用することができる。

（厚生労働大臣による審査等及び記録）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべ

き登録情報を全国がん登録データベースに記録しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報を利用することができる。

(厚生労働大臣による審査等のための調査)

第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がんにかんして罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

(死亡者情報票の作成及び提出)

第十一条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。次項において同じ。）は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票（死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時ににおける住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又はこれらの情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。）を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあっては、当該市又は特別区の設置する保健所の長）に提出しなければならない。

- 2 前項の保健所の長は、同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平二六法四二・一部改正)

(死亡者情報票との照合及びその結果の記録)

第十二条 厚生労働大臣は、全国がん登録情報（第八条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「全国がん登録情報等」という。）を前条第三項の規定により提出された死亡者情報票に記録され、又は記載された情報と照合し、その結果判明した生存確認情報及び死亡者新規がん情報（死亡者情報票に記録され、又は記載された情報により厚生労働大臣が新たに把握したがんに関し、第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報をいう。第十四条において同じ。）を全国がん登録データベースに記録しなければならない。

- 2 前項の規定による照合は、がんに係る調査研究のためにがんにかんして罹患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した全国がん登録情報等について

は、死亡者情報票のうち、がんの罹患に関する情報が記録され、又は記載されているものだけで行うものとする。

(死亡者情報票との照合のための調査)

第十三条 厚生労働大臣は、前条の照合を行うに当たって、がん罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

(死亡者新規がん情報に関する通知)

第十四条 厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令で定める都道府県知事に対し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

(全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化)

第十五条 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報については、がんに係る調査研究のためにがん罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令で定める期間保存するとともに、当該期間を経過した後においては政令で定める期間内にその匿名化を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会等の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(協力の要請)

第十六条 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第三節 情報の利用及び提供

(厚生労働大臣による利用等)

第十七条 厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、その情報により識別をすることができるがん罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 国の他の行政機関及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 国の行政機関若しくは独立行政法人から国のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は国の行政機関若しくは独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行おうとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(都道府県知事による利用等)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。）

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(市町村等への提供)

第十九条 都道府県知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県の区域内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人

二 当該都道府県の区域内の市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町村のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者

2 都道府県知事は、前項の規定による提供を行おうとするときは、あらかじめ、前条第二項に規定する審議

会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(病院等への提供)

第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

(その他の提供)

第二十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事又は第十八条第一項各号に掲げる者から、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって当該都道府県の住民であった者に係るものの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

2 厚生労働大臣は、第十九条第一項各号に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これらの者が同項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって当該市町村の住民であった者に係るものの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

3 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するもの実績を相当程度有すること。

三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける全国がん登録情報を取り扱うに当たって、がん罹患した者の当該がんの罹患又は診療に係る情報に関する秘密（以下「がんの罹患等の秘密」という。）の漏えいの防止その他の当該全国がん登録情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

四 当該提供の求めを受けた全国がん登録情報に係るがんに罹患した者が生存している場合にあっては、当

該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該全国がん登録情報が提供されることについて同意を得ていること。

4 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が特定匿名化情報である場合にあっては、その提供）を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける全国がん登録情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たって、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

5 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースを用いて、前項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報について、あらかじめ、全国がん登録情報の匿名化を行い、当該匿名化を行った情報を全国がん登録データベースに記録することができる。

6 厚生労働大臣は、第四項の規定により匿名化を行った情報が、同項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報であるときは、当該情報を全国がん登録データベースに記録することができる。

7 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

8 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であつてがん医療の質の向上等に資するもの実績を相当程度有すること。

三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報を取り扱うに当たって、がんの罹患等の秘密の漏えいの防止その他の当該都道府県がん情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

四 当該提供の求めを受けた都道府県がん情報に係るがんに罹患した者が生存している場合にあっては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ていること。

9 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がん

に係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合にあっては、その提供）を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- 二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たって、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

10 都道府県知事は、第八項の規定による提供又は前項の規定による匿名化若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
(都道府県がんデータベース)

第二十二条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、次の各号のいずれかに該当する情報と都道府県がん情報の全部又は一部を一体的に記録し、及び保存する必要があると認めるときは、全国がん登録データベースを用いて、一を限り、これらの情報及び第三項の規定により匿名化を行った情報を記録し、及び保存するデータベースを整備することができる。

- 一 この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であって、全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報
- 二 当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報

2 都道府県知事は、前項のデータベース（以下この章において「都道府県がんデータベース」という。）を整備しようとするとき又は都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲を拡大しようとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存しようとする情報が、都道府県におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として政令で定める情報である場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報について、第十五条第一項の規定によりこれに相当する全国がん登録情報の匿名化が行われなければならない期日までに匿名化を行い、又は消去しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

5 都道府県がんデータベースを整備した場合における第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに前条第八項及び第九項の規定の適用については、第十八条第一項中「全国がん登録データベース」とあるのは

「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは同条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、第十九条第一項中「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは第二十二条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は同条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、第二十条中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、前条第八項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、同条第九項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報又は同条第三項の規定により匿名化を行った情報」とする。

第四節 権限及び事務の委任

(厚生労働大臣の権限及び事務の委任)

第二十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限及び事務は、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に行わせるものとする。

- 一 第五条第一項、第八条第一項、第九条、第十条、第十二条第一項、第十三条、第十四条並びに第十五条第一項及び第二項に規定する権限及び事務
- 二 第十七条の規定による提供に係る権限及び事務（全国がん登録情報の提供の決定及び当該提供を行おうとするときにおける意見の聴取を除く。）、第二十一条第一項から第四項までに規定する権限及び事務（全国がん登録情報の提供の決定を除く。）並びに同条第五項、第六項及び第七項（同条第一項から第三項までの規定による提供を行おうとするときに係る部分を除く。）に規定する権限及び事務
- 2 前項の場合においては、第十五条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国立研究開発法人国立がん研究センター」と、「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」とあるのは「合議制の機関」と、同条第三項中「審議会等」とあるのは「合議制の機関」と、第十七条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国立研究開発法人国立がん研究センター」と、「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」と、第二十一条第七項中「厚生労働大臣」とあるのは「国立研究開発法人国立がん研究センター」と、「第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」とあるのは「第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」と、「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」とする。

(平二六法六七・一部改正)

(都道府県知事の権限及び事務の委任)

第二十四条 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

- 一 第六条第一項、第八条、第十条第二項、第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び事務
 - 二 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）
 - 三 第二十二條第一項及び第三項に規定する権限及び事務（都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）
- 2 前項の規定により第十条第二項又は第十三条第二項の事務の委任が行われた場合においては、第十条第一項又は第十三条第一項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事から第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者」とする。

第五節 情報の保護等

（国等による全国がん登録情報等の適切な管理等）

- 第二十五条 厚生労働大臣及び国立がん研究センターは、第一節から第三節までの規定による事務を行うに当たっては、全国がん登録情報等及びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 都道府県知事（都道府県の設置する保健所の長並びに前条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四項、次条、第二十八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第一項において同じ。）は、第二節及び第三節の規定による事務を行うに当たっては、都道府県がん情報（当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報及び都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「都道府県がん情報等」という。）及びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市町村長（第十一条第一項に規定する指定都市の区長又は総合区長及び同項に規定する市又は特別区の設置する保健所の長を含む。次項、次条、第二十八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第二項において同じ。）は、第十一条第一項及び第二項の規定による事務を行うに当たっては、死亡者情報票に記録され、又は記載される情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 第一項の規定は厚生労働大臣又は国立がん研究センターから同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この節において同じ。）を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、第二項の規定は都道府県知事から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、前項の規定は市町村長から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、それぞれ準用する。

（平二六法四二・一部改正）

(国等による全国がん登録情報等の利用及び提供等の制限)

第二十六条 厚生労働大臣、国立がん研究センター、都道府県知事及び市町村長は、全国がん登録情報等若しくは都道府県がん情報等若しくはこれらの情報の匿名化を行った情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報について、第二節及び第三節の規定による場合（国立がん研究センター、都道府県知事又は市町村長にあっては、同節の規定によりこれらの情報の提供を受けた場合において、その提供を受けた目的の範囲内でこれらの情報を利用する場合を含む。）を除き、利用し、又は提供してはならない。

(国等による全国がん登録情報等の保有等の制限)

第二十七条 厚生労働省、国立がん研究センター、都道府県（第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。）及び市町村は、全国がん登録情報等若しくは都道府県がん情報等若しくはこれらの情報の匿名化を行った情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報について、全国がん登録データベースにおいて保存する場合又は都道府県がんデータベースにおいて保存する場合を除き、第二節及び第三節の規定による利用又は提供（国立がん研究センター、都道府県又は市町村にあっては、同節の規定によりこれらの情報の提供を受けた場合におけるその提供を受けた目的に係るこれらの情報の利用（以下この条において「受領情報の利用」という。）を含む。）に必要な期間（同節の規定による利用（受領情報の利用を含む。）に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。）を超えて保有してはならない。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)

第二十八条 第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する厚生労働省の職員若しくは職員であった者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあった者は、その事務に関して知り得た全国がん登録情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であった者は、第十七条第二項若しくは第二十一条第七項（これらの規定を第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の規定により意見を述べる事務に関して知り得た全国がん登録情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

3 第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等の取扱いの事務に従事する都道府県の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であった者は、同項（同条第一項の規定による利用又は提供を行おうとするときに係る部分に限る。）、第十九条第二項、第二十一条第十項又は第二十二条第四項の規定により意見を述べる事務に関して知り得た都道府県がん情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

5 第二十四条第一項の規定により第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等の取扱いの事務の委任があった場合における当該委任に係る事務に従事する者又は従事していた者は、都道府県がん情報等に関する

るがんの罹患等の秘密その他のその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター、都道府県知事又は市町村長から第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等、都道府県がん情報等又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者は、全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密その他のその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)

第二十九条 第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等若しくはその匿名化が行われた情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に従事する厚生労働省の職員若しくは職員であった者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあった者は、その事務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であった者は、第十七条第二項若しくは第二十一条第七項（これらの規定を第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の規定により意見を述べる事務に関して知り得た全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等若しくはその匿名化が行われた情報若しくは死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であった者又は第二十四条第一項の規定により当該事務の委任があった場合における当該委任に係る事務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であった者は、同項（同条第一項の規定による利用又は提供を行おうとするときに係る部分に限る。）、第十九条第二項、第二十一条第十項又は第二十二条第四項の規定により意見を述べる事務に関して知り得た都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

5 第十一条第一項及び第二項の規定による死亡者情報票に記録され、又は記載された情報の取扱いの事務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た当該情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

6 第一項の規定は厚生労働大臣又は国立がん研究センターから同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者について、第三項の規定は都道府県知事から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に係る業

務に従事する者又は従事していた者について、前項の規定は市町村長から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者について、それぞれ準用する。

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等)

第三十条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限)

第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者（国立がん研究センター、都道府県知事（第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。）及び市町村長を除く。次条において同じ。）は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者による全国がん登録情報の保有等の制限)

第三十二条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間（全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。）を超えて保有してはならない。

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務)

第三十三条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務)

第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があ

った場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示等の制限)

第三十五条 全国がん登録情報等、都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに記録された第二十二條第一項各号に掲げる情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章その他の個人情報の保護に関する法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。

(報告の徴収)

第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者（都道府県知事及び市町村長を除く。次条において同じ。）又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六節 雑則

(都道府県等の支弁)

第三十九条 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とする。

2 第十一条第一項及び第二項の規定により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、市町村の支弁とする。

(費用の補助等)

第四十条 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。

2 国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(手数料)

第四十一条 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国立がん研究センターに納めなければならない。

2 前項の規定により国立がん研究センターに納められた手数料は、国立がん研究センターの収入とする。

3 都道府県は、第二十一条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十四条第一項の規定により委任する場合であって、地方自治法第二百二十七条の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合には、当該委任を受けた者からこれらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができる。

(施行の状況の公表等)

第四十二条 厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、毎年度、前項の報告その他のこの章の規定の施行の状況に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十三条 この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 院内がん登録等の推進

(院内がん登録の推進)

第四十四条 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

2 国は、前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん診療情報の収集等のための体制整備)

第四十五条 国は、がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、これを分析する体制を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 がん登録等の情報の活用

(国及び地方公共団体による活用)

第四十六条 国及び都道府県は、全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報を利用して得られた知見を、幅広く収集し、当該情報を利用して自ら行ったがんに係る調査研究により得られた知見と併せて、がん対策の充実に資するために活用するものとする。

2 国及び都道府県は、前項に規定する知見に基づき、がん医療の提供を行う病院及び診療所に対し、その提供するがん医療の分析及び評価に資する情報その他のがん医療の質の向上に資する情報を提供するものとする。

3 国及び都道府県は、第一項の情報を利用して作成した統計その他同項に規定する知見について、国民が理解しやすく、かつ、がん患者のがんの治療方法の選択に資する形で公表するよう努めるとともに、これらを活用したがん患者及びその家族その他国民に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

4 市町村は、第十九条第一項及び第二十一条第二項の規定により提供を受けた全国がん登録情報、都道府県がん情報等を活用して、その行うがん検診の質の向上その他のがん対策の充実に努めるものとする。

(病院及び診療所による活用)

第四十七条 がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、第二十条の規定により提供を受けた情報、前条第二項の情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じたその質の向上に努めるものとする。

(研究者による活用)

第四十八条 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報の提供を受けた研究者は、その行うがんに係る調査研究を通じて、がん医療の質の向上等に貢献するよう努めるものとする。

第五章 雑則

(人材の育成)

第四十九条 国及び都道府県は、がん登録に関する事務又は業務に従事する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(意見の聴取)

第五十条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かななければならない。

一 第二条第一項、第十五条第一項、第二十二條第一項第二号及び第二項、第二十七条並びに第三十二条の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合

二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号（死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十条（生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）の厚生労働省令の制定又は改廃をし

ようとする場合

(事務の区分)

第五十一条 第六条（第三項及び第四項を除く。）、第七条、第八条第一項、第十条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第十一条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第五十二条 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十三条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密（全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。）を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第一項から第五項までに規定する者 その事務に関して知り得た当該各項に規定する情報
- 二 第二十九条第六項に規定する者 その業務に関して知り得た同項において準用する同条第一項、第三項又は第五項に規定する情報
- 三 第三十四条に規定する者 その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報（匿名化が行われていない情報に限る。）

第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十四条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報（匿名化が行われていない情報を除く。）を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第五十二条から第五十五条まで及び第五十七条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第六十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十六条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二六年政令第二五九号で平成二八年一月一日から施行。ただし、第十五条第二項及び第三項の規定は、平成二六年七月一七日から施行)

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下この項及び次条において「施行日」という。）前に開始されたがんに係る調査研究として政令で定めるものが、その規模その他の事情を勘案して、施行日後に、その対象とされている者（施行日前から対象とされている者その他これに準ずる者として政令で定める者に限る。）の第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものと認められる場合として政令で定める場合に該当するものである場合において、当該対象とされている者について、これらの同意に代わる措置として厚生労働大臣が定める指針に従った措置が講じられているときは、当該がんに係る調査研究を行う者が同条第三項又は第八項の規定による提供の求めを行った場合における当該対象とされている者に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供については、同条第三項第四号又は第八項第四号の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項の指針を定め、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、施行日前においても、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

一 第二条第一項、第十五条第一項、第二十二條第一項第二号及び第二項、第二十七条、第三十二条並びに前条第一項の政令の制定の立案をしようとするとき。

二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号（死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十条（生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）の厚生労働省令の制定をしようとするとき。

三 前条第一項の指針を定めようとするとき。

2 都道府県知事は、第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くことができる。

3 市町村長は、第十九条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第三項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議することができる。

4 国立がん研究センターは、施行日前においても、第五条第一項の規定による全国がん登録データベースの整備その他のこの法律に基づく全国がん登録の実施に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全国がん登録のための情報の収集の方法、全国がん登録情報の利用及び提供の在り方その他がん登録等に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第二九号で平成二八年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す

る経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

全国がん登録 福岡県がん情報管理要領

(目的)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律(以下、「法」という。)の規定に基づき、全国がん登録に関する事務又は事務を実施するに当たり、全国がん登録福岡県がん情報の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん罹患等の秘密を守ることを目的とする。

(登録室責任者)

第2条 登録室責任者は、全国がん登録に関する事務又は業務における情報の保護及び安全管理を監督するとともに、必要に応じてこれを向上させるための対策を講ずることを責務とし、都道府県知事又はその権限と事務を委任された者が指定する。

(全国がん登録に関する事務又は業務従事者の義務)

第3条 法第28条第3項及び第5項並びに第29条第3項及び第6項により、全国がん登録に関する事務又は事務に従事する者(以下「全国がん登録従事者」という。)は、業務上、知り得た個人及び病院等に関する情報を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。なお、全国がん登録従事者は、秘密厳守に係る誓約書(第1号様式)を登録室責任者に提出するものとする。

(患者等への接触禁止)

第4条 全国がん登録従事者は、登録業務に関連して、患者あるいはその家族と接触してはならない。

(情報収集)

第5条 収集する情報は、法第6条、第10条第2項、第13条、第14条、第16条及び第21条第8項に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するために、法令に定められた範囲とする。

2 病院等は届出票を、登録室へ安全な方法を用いて提出することとする。なお、病院等は、登録室へ受領したことがわかる配達記録での郵送を用いることとする。登録室は受領の都度、福岡県がん登録室配送物受領簿(第2号様式)に記入することとする。

(登録室の管理)

第6条 登録室の管理体制は以下のとおりとする。

(1)登録室責任者は、登録室に勤務する全国がん登録従事者(以下、「登録室職員」と

いう。)をあらかじめ指定する。

- (2) 登録室責任者の指名により、登録室職員のうちから各作業にそれぞれ作業責任者を1人置く。
 - (3) 作業責任者は、登録室の保持、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
- 2 登録室の入室及び退室の管理については以下のとおりとする。
- (1) 登録室職員は、作業等を行わないときは登録室の出入口及び窓を施錠しておくこととする。
 - (2) 登録室には登録室職員以外の立入りを原則として禁止する。
 - (3) 登録室職員以外の者が登録室に立ち入る場合は、入退室管理簿(第3号様式)に必要事項を記載し、誓約書(第4号様式)を提出した上で、登録室責任者の承認を受け、登録室職員の立会いのもと立ち入ることとする。
 - (4) 登録室を最後に退出するものは、登録に関する資料をすべてキャビネット等に保管し、施錠の上、登録室出入口及び窓を施錠し、その確認等の措置を講ずるものとする。

(書類等の管理)

第7条 作業責任者による、登録票類の管理については、以下のとおりとする。

- (1) 登録室が受領した電子媒体に記録された届出票、遡り調査票及び、住所異動確認調査票、(以下、これらをまとめて「登録票類」という。)等の情報は、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、届出管理簿(第5号様式)に記録後、電子媒体を受領年毎に区別して行い、ラベルに必要な事項を記載し、随時点検を行う。
 - (2) 電子媒体に入力した登録票類の情報は、不要になった時点で直ちに消去又は物理的に破壊する。
- 2 コンピュータからの出力帳簿の管理については以下のとおりとする。
- (1) 登録作業のためコンピュータから作成した出力帳票(以下、「出力帳票」という。)は、施錠したキャビネットに保管する。
 - (2) 不要となった出力帳票は、直ちに裁断又は溶解・焼却により廃棄する。
- 3 紙媒体の情報の管理については以下のとおりとする。
- (1) 紙媒体の登録票類の情報は、施錠したキャビネットに保管する。
 - (2) 不要となった紙媒体の登録票類は、直ちに裁断又は溶解・焼却により廃棄する。
- 4 システム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等の書類は、登録室内の施錠したキャビネットに保管する。保管にあたっては、手順書等管理簿(第6号様式)に必要事項を記載する。

(届出内容に関する病院等への照会)

第8条 登録室職員が、登録作業を行うに当たり、届出対象情報に関して、届出票を提出した病院等(以下、「届出病院等」という。)への問合せが必要な場合は、届出病院等の医師又はがん登録担当者(以下、「届出医等」という。)に対し、原則として、文書により照会するものとする。電話により、照会する場合は、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、通話の相手が届出医等であることを必ず確認した後に行うものとする。

2 届出医等の退職等の事由により、連絡不能な場合は、前項と同様の方法により届出病院等の責任者に照会するものとする。

(コンピュータの端末機操作)

第9条 登録室職員は、各自に設定されたパスワードを入力の上、全国がん登録データベースシステム及びその他のコンピュータ端末機(以下、「端末」という。)による操作を行う。

(都道府県がん情報の利用及び提供)

第10条 全国がん登録情報の提供マニュアルに準じて実施する。

(届出病院等への誤配通知)

第11条 登録室責任者は、福岡県外に所在する病院等からの届出票を受領した場合においては、届出票を消去又は破棄するとともに、当該病院等に通知し、適切な再送付を促すものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、全国がん登録福岡県がん情報の管理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年10月9日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月11日から施行する。

■がん登録集計表

表1. 罹患数、部位割合(%)、粗罹患率(人口10万対)、年齢調整罹患率(人口10万対)、累積罹患率(%) : 部位別、性別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

部位	ICD-10	罹患数			部位割合			粗罹患率			年齢調整罹患率						累積罹患率(0-74歳)		
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	日本人口			世界人口			男	女	総数 *1
											男	女	総数 *1	男	女	総数 *1			
全部位	C00-C96	22,170	18,139	40,309	100.0	100.0	100.0	917.6	674.1	789.3	467.2	351.0	398.0	330.8	263.3	290.3	39.2	28.9	33.7
口腔・咽頭	C00-C14	659	287	946	3.0	1.6	2.3	27.3	10.7	18.5	15.7	5.3	10.1	11.5	3.9	7.4	1.3	0.4	0.9
食道	C15	810	191	1,001	3.7	1.1	2.5	33.5	7.1	19.6	17.9	3.5	10.0	12.8	2.5	7.2	1.6	0.3	0.9
胃	C16	3,250	1,615	4,865	14.7	8.9	12.1	134.5	60.0	95.3	66.3	24.0	42.8	45.9	16.8	29.9	5.5	1.9	3.6
大腸(結腸・直腸)	C18-C20	3,363	2,865	6,228	15.2	15.8	15.5	139.2	106.5	122.0	73.0	45.3	57.8	51.7	32.3	41.2	6.4	3.7	5.0
結腸	C18	2,129	2,039	4,168	9.6	11.2	10.3	88.1	75.8	81.6	43.9	30.0	36.2	30.6	21.1	25.4	3.7	2.4	3.0
直腸	C19-C20	1,234	826	2,060	5.6	4.6	5.1	51.1	30.7	40.3	29.1	15.3	21.6	21.2	11.2	15.8	2.7	1.3	2.0
肝および肝内胆管	C22	1,403	688	2,091	6.3	3.8	5.2	58.1	25.6	40.9	28.1	8.5	17.2	19.5	5.8	12.0	2.3	0.6	1.4
胆のう・胆管	C23-C24	475	443	918	2.1	2.4	2.3	19.7	16.5	18.0	8.9	5.4	6.9	6.0	3.7	4.7	0.7	0.4	0.5
膵臓	C25	815	871	1,686	3.7	4.8	4.2	33.7	32.4	33.0	17.1	12.2	14.5	12.0	8.5	10.1	1.4	1.0	1.2
喉頭	C32	181	22	203	0.8	0.1	0.5	7.5	0.8	4.0	3.8	0.5	2.0	2.6	0.3	1.4	0.3	0.0	0.2
肺	C33-C34	3,401	1,890	5,291	15.3	10.4	13.1	140.8	70.2	103.6	67.2	28.3	45.3	46.3	19.7	31.5	5.6	2.4	3.9
皮膚	C43-C44	463	466	929	2.1	2.6	2.3	19.2	17.3	18.2	9.3	6.2	7.5	6.4	4.4	5.3	0.6	0.4	0.5
乳房	C50	21	4,013	4,034	0.1	22.1	10.0	0.9	149.1	79.0	0.5	100.9	53.3	0.4	77.2	40.6	0.0	8.7	4.6
子宮	C53-C55	-	1,152	1,152	-	6.4	2.9	-	42.8	-	-	33.7	-	-	26.4	-	-	2.8	-
子宮頸部	C53	-	501	501	-	2.8	1.2	-	18.6	-	-	15.8	-	-	12.4	-	-	1.3	-
子宮体部	C54	-	626	626	-	3.5	1.6	-	23.3	-	-	17.6	-	-	13.7	-	-	1.5	-
卵巣	C56	-	492	492	-	2.7	1.2	-	18.3	-	-	14.3	-	-	11.6	-	-	1.2	-
前立腺	C61	3,370	-	3,370	15.2	-	8.4	139.5	-	-	64.7	-	-	43.7	-	-	5.7	-	-
膀胱	C67	755	250	1,005	3.4	1.4	2.5	31.3	9.3	19.7	14.5	2.7	7.9	10.1	1.9	5.5	1.2	0.2	0.7
腎・尿路(膀胱除く)	C64-C66 C68	858	389	1,247	3.9	2.1	3.1	35.5	14.5	24.4	19.3	6.4	12.3	14.0	4.8	9.0	1.7	0.5	1.1
脳・中枢神経系	C70-C72	114	124	238	0.5	0.7	0.6	4.7	4.6	4.7	3.3	3.0	3.1	2.6	2.7	2.7	0.2	0.2	0.2
甲状腺	C73	182	585	767	0.8	3.2	1.9	7.5	21.7	15.0	5.7	16.6	11.4	4.5	13.4	9.1	0.5	1.4	0.9
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	762	748	1,510	3.4	4.1	3.7	31.5	27.8	29.6	18.1	14.1	15.8	13.4	10.6	11.9	1.4	1.2	1.3
多発性骨髄腫	C88-C90	180	158	338	0.8	0.9	0.8	7.5	5.9	6.6	3.8	2.2	2.9	2.7	1.6	2.1	0.3	0.2	0.3
白血病	C91-C95	388	275	663	1.8	1.5	1.6	16.1	10.2	13.0	10.8	6.6	8.5	9.4	6.4	7.8	0.8	0.5	0.7

*1 総数は男女および性別不詳の合計

表1. 罹患数、部位割合（％）、粗罹患率（人口10万対）、年齢調整罹患率（人口10万対）、累積罹患率（％）： 部位別、性別

B. 上皮内がんを含む

福岡県

2018年

部位	ICD-10	罹患数			部位割合			粗罹患率			年齢調整罹患率						累積罹患率(0-74歳)		
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	日本人口			世界人口			男	女	総数 *1
											男	女	総数 *1	男	女	総数 *1			
全部位	C00-C96 D00-D09	24,020	20,649	44,669	100.0	100.0	100.0	994.2	767.3	874.7	508.6	428.1	456.9	360.2	324.4	335.5	42.9	34.7	38.4
食道	C15 D001	892	219	1,111	3.7	1.1	2.5	36.9	8.1	21.8	19.7	4.0	11.1	14.1	2.9	8.0	1.8	0.3	1.0
大腸（結腸・直腸）*2	C18-C20 D010-D012	4,173	3,313	7,486	17.4	16.0	16.8	172.7	123.1	146.6	92.6	53.6	71.4	66.1	38.3	51.1	8.3	4.5	6.3
結腸 *2	C18 D010	2,715	2,366	5,081	11.3	11.5	11.4	112.4	87.9	99.5	57.9	36.0	45.9	40.8	25.4	32.4	5.0	2.9	3.9
直腸 *2	C19-C20 D011-D012	1,458	947	2,405	6.1	4.6	5.4	60.3	35.2	47.1	34.7	17.6	25.5	25.4	12.9	18.7	3.2	1.6	2.4
肺	C33-C34 D021-D022	3,445	1,962	5,407	14.3	9.5	12.1	142.6	72.9	105.9	68.2	29.9	46.6	47.0	21.0	32.5	5.7	2.5	4.0
皮膚	C43-C44 D030-D049	557	614	1,171	2.3	3.0	2.6	23.1	22.8	22.9	10.9	8.3	9.4	7.5	5.8	6.5	0.7	0.6	0.6
乳房	C50 D05	25	4,509	4,534	0.1	21.8	10.2	1.0	167.6	88.8	0.6	114.9	60.7	0.5	88.1	46.3	0.0	9.9	5.2
子宮	C53-C55 D06	-	2,154	2,154	-	10.4	4.8	-	80.0	-	-	78.4	-	-	63.5	-	-	5.9	-
子宮頸部	C53 D06	-	1,503	1,503	-	7.3	3.4	-	55.9	-	-	60.6	-	-	49.5	-	-	4.3	-
膀胱	C67 D090	1,383	434	1,817	5.8	2.1	4.1	57.2	16.1	35.6	27.4	5.9	15.4	19.1	4.2	10.8	2.3	0.5	1.3

*1 総数は男女および性別不詳の合計

*2 粘膜がんを含む

表2. 年齢階級別罹患数： 部位別、性別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳以上	不詳
男	全部位	C00-C96	22,170	24	10	18	15	27	41	77	144	216	355	581	998	1,951	3,872	4,122	3,783	3,094	1,922	769	137	14	0
	口腔・咽頭	C00-C14	659	0	0	0	1	1	2	4	7	12	17	36	44	85	125	93	113	66	39	12	2	0	0
	食道	C15	810	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	27	60	104	172	144	154	76	48	11	2	0	0
	胃	C16	3,250	0	0	0	1	3	2	6	12	28	34	67	137	304	534	602	610	496	294	97	21	2	0
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	3,363	0	0	0	0	2	2	11	24	39	66	119	175	319	615	665	548	418	242	98	15	5	0
	結腸	C18	2,129	0	0	0	0	2	1	6	16	21	27	54	88	178	357	424	371	303	189	73	14	5	0
	直腸	C19-C20	1,234	0	0	0	0	0	1	5	8	18	39	65	87	141	258	241	177	115	53	25	1	0	0
	肝および肝内胆管	C22	1,403	1	0	0	0	0	0	0	3	5	16	26	72	131	255	224	213	248	144	55	9	1	0
	胆のう・胆管	C23-C24	475	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	9	11	36	71	75	86	85	67	21	8	0	0
	膵臓	C25	815	0	0	0	0	2	0	1	4	2	16	26	45	74	149	141	122	132	62	35	4	0	0
	喉頭	C32	181	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5	7	20	26	43	32	26	14	3	0	0	0
	肺	C33-C34	3,401	0	0	0	0	0	0	1	10	17	31	73	106	292	579	683	612	494	318	157	24	4	0
	皮膚	C43-C44	463	0	0	0	2	0	0	2	5	10	10	8	22	31	45	62	77	89	68	28	4	0	0
	乳房	C50	21	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	3	4	2	1	3	2	1	0	0	0
	前立腺	C61	3,370	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	32	102	240	660	769	688	474	280	99	22	0	0
	膀胱	C67	755	1	0	0	0	0	0	1	0	3	7	14	31	57	119	149	102	111	96	52	11	1	0
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	858	1	0	0	0	0	3	4	10	22	20	36	53	68	169	146	111	113	64	30	7	1	0
	脳・中枢神経系	C70-C72	114	0	2	4	0	0	0	5	6	5	11	7	5	3	15	15	18	9	7	2	0	0	0
	甲状腺	C73	182	0	0	1	1	2	7	4	5	10	22	11	17	20	23	27	17	12	2	1	0	0	0
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	762	1	2	4	2	4	6	12	15	19	31	26	45	48	120	113	118	103	68	19	6	0	0
	多発性骨髄腫	C88-C90	180	0	0	0	0	0	0	1	1	4	4	5	6	15	42	33	16	26	18	9	0	0	0
	白血病	C91-C95	388	14	4	7	3	3	6	5	11	13	17	18	22	35	46	46	58	40	26	13	1	0	0

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表2. 年齢階級別罹患数： 部位別、性別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳以上	不詳
女	全部位	C00-C96	18,139	26	7	15	22	24	98	165	304	555	883	898	1,101	1,361	2,342	2,295	2,253	2,348	1,916	1,096	386	44	0
	口腔・咽頭	C00-C14	287	0	0	0	1	0	2	5	3	9	12	12	17	21	34	26	34	43	35	25	7	1	0
	食道	C15	191	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	10	16	19	30	25	25	28	15	9	7	0	0
	胃	C16	1,615	0	0	0	0	0	2	5	8	18	37	40	61	98	185	214	250	282	227	136	49	3	0
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	2,865	0	0	0	1	0	4	8	17	36	60	83	156	186	405	374	407	443	384	211	80	10	0
	結腸	C18	2,039	0	0	0	0	0	3	4	14	15	33	42	89	130	276	249	311	331	301	172	62	7	0
	直腸	C19-C20	826	0	0	0	1	0	1	4	3	21	27	41	67	56	129	125	96	112	83	39	18	3	0
	肝および肝内胆管	C22	688	2	0	0	0	0	0	0	1	3	7	11	10	18	74	98	115	136	118	71	23	1	0
	胆のう・胆管	C23-C24	443	0	0	0	0	0	0	1	1	2	5	7	15	20	37	48	59	77	97	54	19	1	0
	膵臓	C25	871	1	0	0	0	1	0	2	3	4	7	29	28	46	90	131	127	161	120	88	31	2	0
	喉頭	C32	22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	3	3	2	4	4	0	1	0	0	0
	肺	C33-C34	1,890	0	0	0	0	0	1	2	4	17	33	36	72	121	266	301	305	316	248	123	39	6	0
	皮膚	C43-C44	466	0	0	0	0	0	2	3	3	9	11	6	22	19	33	38	53	74	94	65	24	10	0
	乳房	C50	4,013	0	0	0	1	1	12	44	107	258	420	345	357	395	605	502	373	296	174	86	35	2	0
	子宮	C53-C55	1,152	0	0	0	1	1	15	39	66	94	112	132	121	125	145	114	83	48	35	15	5	1	0
	子宮頸部	C53	501	0	0	0	0	1	6	28	47	56	62	50	37	50	55	39	31	20	11	7	1	0	0
	子宮体部	C54	626	0	0	0	1	0	9	11	19	37	50	82	84	74	90	70	51	26	14	7	1	0	0
	卵巣	C56	492	0	1	1	3	4	20	9	22	32	51	54	42	50	62	43	34	32	21	11	0	0	0
	膀胱	C67	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	15	18	22	30	48	53	42	12	1	0
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	389	2	0	0	1	0	1	1	3	0	12	14	17	31	55	53	45	67	53	21	11	2	0
	脳・中枢神経系	C70-C72	124	4	1	2	1	1	5	1	4	1	10	3	7	8	14	16	9	17	12	8	0	0	0
	甲状腺	C73	585	0	0	2	4	10	22	26	39	28	43	46	48	42	68	78	49	41	16	15	8	0	0
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	748	3	2	1	0	0	4	7	11	11	23	33	53	58	100	104	102	105	82	34	13	2	0
	多発性骨髄腫	C88-C90	158	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	2	5	12	29	12	25	20	26	18	4	0	0
	白血病	C91-C95	275	13	2	7	7	3	5	2	5	5	9	11	13	20	26	30	39	29	27	17	4	1	0

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表2. 年齢階級別罹患数： 部位別、性別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳以上	不詳
総数 *2	全部位	C00-C96	40,309	50	17	33	37	51	139	242	448	771	1,238	1,479	2,099	3,312	6,214	6,417	6,036	5,442	3,838	1,865	523	58	0
	口腔・咽頭	C00-C14	946	0	0	0	2	1	4	9	10	21	29	48	61	106	159	119	147	109	74	37	9	1	0
	食道	C15	1,001	0	0	0	0	0	0	0	0	6	13	37	76	123	202	169	179	104	63	20	9	0	0
	胃	C16	4,865	0	0	0	1	3	4	11	20	46	71	107	198	402	719	816	860	778	521	233	70	5	0
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	6,228	0	0	0	1	2	6	19	41	75	126	202	331	505	1,020	1,039	955	861	626	309	95	15	0
	結腸	C18	4,168	0	0	0	0	2	4	10	30	36	60	96	177	308	633	673	682	634	490	245	76	12	0
	直腸	C19-C20	2,060	0	0	0	1	0	2	9	11	39	66	106	154	197	387	366	273	227	136	64	19	3	0
	肝および肝内胆管	C22	2,091	3	0	0	0	0	0	0	4	8	23	37	82	149	329	322	328	384	262	126	32	2	0
	胆のう・胆管	C23-C24	918	0	0	0	0	0	0	1	3	3	8	16	26	56	108	123	145	162	164	75	27	1	0
	膵臓	C25	1,686	1	0	0	0	3	0	3	7	6	23	55	73	120	239	272	249	293	182	123	35	2	0
	喉頭	C32	203	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6	10	23	29	45	36	30	14	4	0	0	0
	肺	C33-C34	5,291	0	0	0	0	0	1	3	14	34	64	109	178	413	845	984	917	810	566	280	63	10	0
	皮膚	C43-C44	929	0	0	0	2	0	2	5	8	19	21	14	44	50	78	100	130	163	162	93	28	10	0
	乳房	C50	4,034	0	0	0	1	1	12	44	108	258	424	345	357	398	609	504	374	299	176	87	35	2	0
	子宮	C53-C55	1,152	0	0	0	1	1	15	39	66	94	112	132	121	125	145	114	83	48	35	15	5	1	0
	子宮頸部	C53	501	0	0	0	0	1	6	28	47	56	62	50	37	50	55	39	31	20	11	7	1	0	0
	子宮体部	C54	626	0	0	0	1	0	9	11	19	37	50	82	84	74	90	70	51	26	14	7	1	0	0
	卵巣	C56	492	0	1	1	3	4	20	9	22	32	51	54	42	50	62	43	34	32	21	11	0	0	0
	前立腺	C61	3,370	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	32	102	240	660	769	688	474	280	99	22	0	0
	膀胱	C67	1,005	1	0	0	0	0	0	1	0	3	9	15	37	72	137	171	132	159	149	94	23	2	0
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	1,247	3	0	0	1	0	4	5	13	22	32	50	70	99	224	199	156	180	117	51	18	3	0
	脳・中枢神経系	C70-C72	238	4	3	6	1	1	5	6	10	6	21	10	12	11	29	31	27	26	19	10	0	0	0
	甲状腺	C73	767	0	0	3	5	12	29	30	44	38	65	57	65	62	91	105	66	53	18	16	8	0	0
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	1,510	4	4	5	2	4	10	19	26	30	54	59	98	106	220	217	220	208	150	53	19	2	0
	多発性骨髄腫	C88-C90	338	0	0	0	0	0	0	1	1	5	8	7	11	27	71	45	41	46	44	27	4	0	0
	白血病	C91-C95	663	27	6	14	10	6	11	7	16	18	26	29	35	55	72	76	97	69	53	30	5	1	0

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表2. 年齢階級別罹患数： 部位別、性別

B. 上皮内がんを含む

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳以上	不詳	
男	全部位	C00-C96 D00-D09	24,020	24	10	18	15	28	41	81	162	246	389	643	1,120	2,153	4,191	4,482	4,103	3,310	2,047	800	143	14	0	
	食道	C15 D001	892	0	0	0	0	0	0	0	2	4	11	27	63	114	190	161	171	86	49	11	3	0	0	
	大腸（結腸・直腸）*2	C18-C20 D010-D012	4,173	0	0	0	0	3	2	14	34	56	84	154	246	432	779	818	654	489	284	103	16	5	0	
	結腸 *2	C18 D010	2,715	0	0	0	0	2	1	8	24	35	39	81	132	254	476	537	454	356	218	78	15	5	0	
	直腸 *2	C19-C20 D011-D012	1,458	0	0	0	0	1	1	6	10	21	45	73	114	178	303	281	200	133	66	25	1	0	0	
	肺	C33-C34 D021-D022	3,445	0	0	0	0	0	0	0	1	11	18	32	74	111	297	585	695	618	499	319	157	24	4	0
	皮膚	C43-C44 D030-D049	557	0	0	0	2	0	0	0	2	6	11	10	9	22	38	55	72	97	110	83	33	7	0	0
	乳房	C50 D05	25	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	3	4	3	2	4	2	1	0	0	0
	膀胱	C67 D090	1,383	1	0	0	0	0	0	0	1	1	9	17	30	66	110	208	276	226	196	159	70	12	1	0
	女	全部位	C00-C96 D00-D09	20,649	26	7	15	23	42	199	377	556	799	1,122	1,036	1,233	1,518	2,572	2,522	2,460	2,544	2,026	1,129	399	44	0
食道		C15 D001	219	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	13	17	20	34	28	33	30	18	9	8	0	0	
大腸（結腸・直腸）*2		C18-C20 D010-D012	3,313	0	0	0	1	0	4	10	22	48	70	98	184	228	472	455	481	508	423	218	81	10	0	
結腸 *2		C18 D010	2,366	0	0	0	0	0	3	6	17	23	40	52	110	160	323	306	369	381	328	178	63	7	0	
直腸 *2		C19-C20 D011-D012	947	0	0	0	1	0	1	4	5	25	30	46	74	68	149	149	112	127	95	40	18	3	0	
肺		C33-C34 D021-D022	1,962	0	0	0	0	0	2	3	6	19	39	38	75	132	279	314	315	322	249	124	39	6	0	
皮膚		C43-C44 D030-D049	614	0	0	0	0	1	2	5	5	12	14	9	24	24	48	51	76	104	119	80	30	10	0	
乳房		C50 D05	4,509	0	0	0	1	1	15	50	125	295	490	398	414	441	676	557	415	323	184	87	35	2	0	
子宮		C53-C55 D06	2,154	0	0	0	2	18	111	236	287	279	252	184	145	146	167	126	90	53	37	15	5	1	0	
子宮頸部		C53 D06	1,503	0	0	0	1	18	102	225	268	241	202	102	61	71	77	51	38	25	13	7	1	0	0	
膀胱	C67 D090	434	0	0	0	0	0	1	1	0	1	5	8	19	34	40	50	58	83	71	48	14	1	0		
総数 *3	全部位	C00-C96 D00-D09	44,669	50	17	33	38	70	240	458	718	1,045	1,511	1,679	2,353	3,671	6,763	7,004	6,563	5,854	4,073	1,929	542	58	0	
	食道	C15 D001	1,111	0	0	0	0	0	0	0	3	8	15	40	80	134	224	189	204	116	67	20	11	0	0	
	大腸（結腸・直腸）*2	C18-C20 D010-D012	7,486	0	0	0	1	3	6	24	56	104	154	252	430	660	1,251	1,273	1,135	997	707	321	97	15	0	
	結腸 *2	C18 D010	5,081	0	0	0	0	2	4	14	41	58	79	133	242	414	799	843	823	737	546	256	78	12	0	
	直腸 *2	C19-C20 D011-D012	2,405	0	0	0	1	1	2	10	15	46	75	119	188	246	452	430	312	260	161	65	19	3	0	
	肺	C33-C34 D021-D022	5,407	0	0	0	0	0	2	4	17	37	71	112	186	429	864	1,009	933	821	568	281	63	10	0	
	皮膚	C43-C44 D030-D049	1,171	0	0	0	2	1	2	7	11	23	24	18	46	62	103	123	173	214	202	113	37	10	0	
	乳房	C50 D05	4,534	0	0	0	1	1	15	50	127	295	494	398	414	444	680	560	417	327	186	88	35	2	0	
	子宮	C53-C55 D06	2,154	0	0	0	2	18	111	236	287	279	252	184	145	146	167	126	90	53	37	15	5	1	0	
	子宮頸部	C53 D06	1,503	0	0	0	1	18	102	225	268	241	202	102	61	71	77	51	38	25	13	7	1	0	0	
膀胱	C67 D090	1,817	1	0	0	0	0	1	2	1	10	22	38	85	144	248	326	284	279	230	118	26	2	0		

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 粘膜がんを含む

*3 総数は男女および性別不詳の合計

表3-2. 年齢階級別罹患率（人口10万対，85歳以上まるめ）： 部位別、性別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	不詳
男	全部位	C00-C96	917.6	21.4	8.5	15.5	12.2	19.4	33.3	55.4	91.7	121.3	198.3	389.9	693.1	1,292.1	2,070.6	2,823.3	3,347.8	3,966.7	4,372.3	-
	口腔・咽頭	C00-C14	27.3	0.0	0.0	0.0	0.8	0.7	1.6	2.9	4.5	6.7	9.5	24.2	30.6	56.3	66.8	63.7	100.0	84.6	81.5	-
	食道	C15	33.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	5.6	18.1	41.7	68.9	92.0	98.6	136.3	97.4	93.8	-
	胃	C16	134.5	0.0	0.0	0.0	0.8	2.2	1.6	4.3	7.6	15.7	19.0	45.0	95.1	201.3	285.6	412.3	539.8	635.9	636.9	-
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	139.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.6	7.9	15.3	21.9	36.9	79.9	121.5	211.3	328.9	455.5	485.0	535.9	553.8	-
	結腸	C18	88.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.8	4.3	10.2	11.8	15.1	36.2	61.1	117.9	190.9	290.4	328.3	388.5	432.3	-
	直腸	C19-C20	51.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	3.6	5.1	10.1	21.8	43.6	60.4	93.4	138.0	165.1	156.6	147.4	121.5	-
	肝および肝内胆管	C22	58.1	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	2.8	8.9	17.4	50.0	86.8	136.4	153.4	188.5	317.9	321.5	-
	胆のう・胆管	C23-C24	19.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.6	1.7	6.0	7.6	23.8	38.0	51.4	76.1	109.0	147.7	-
	膵臓	C25	33.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.7	2.5	1.1	8.9	17.4	31.3	49.0	79.7	96.6	108.0	169.2	155.4	-
	喉頭	C32	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.7	3.4	4.9	13.2	13.9	29.5	28.3	33.3	26.2	-
	肺	C33-C34	140.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	6.4	9.6	17.3	49.0	73.6	193.4	309.6	467.8	541.6	633.3	773.8	-
	皮膚	C43-C44	19.2	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	1.4	3.2	5.6	5.6	5.4	15.3	20.5	24.1	42.5	68.1	114.1	153.8	-
	乳房	C50	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	2.2	0.0	0.0	2.0	2.1	1.4	0.9	3.8	4.6	-
	前立腺	C61	139.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.7	21.5	70.8	158.9	352.9	526.7	608.8	607.7	616.9	-
	膀胱	C67	31.3	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	1.7	3.9	9.4	21.5	37.7	63.6	102.1	90.3	142.3	246.2	-
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	35.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	2.9	6.4	12.4	11.2	24.2	36.8	45.0	90.4	100.0	98.2	144.9	156.9	-
	脳・中枢神経系	C70-C72	4.7	0.0	1.7	3.4	0.0	0.0	0.0	3.6	3.8	2.8	6.1	4.7	3.5	2.0	8.0	10.3	15.9	11.5	13.8	-
	甲状腺	C73	7.5	0.0	0.0	0.9	0.8	1.4	5.7	2.9	3.2	5.6	12.3	7.4	11.8	13.2	12.3	18.5	15.0	15.4	4.6	-
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	31.5	0.9	1.7	3.4	1.6	2.9	4.9	8.6	9.6	10.7	17.3	17.4	31.3	31.8	64.2	77.4	104.4	132.1	143.1	-
	多発性骨髄腫	C88-C90	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.6	2.2	2.2	3.4	4.2	9.9	22.5	22.6	14.2	33.3	41.5	-
	白血病	C91-C95	16.1	12.5	3.4	6.0	2.4	2.2	4.9	3.6	7.0	7.3	9.5	12.1	15.3	23.2	24.6	31.5	51.3	51.3	61.5	-

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表3-2. 年齢階級別罹患率（人口10万対，85歳以上まるめ）： 部位別、性別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	不詳
女	全部位	C00-C96	674.1	24.3	6.3	13.5	18.6	17.5	77.2	113.0	185.4	300.0	474.7	557.8	705.8	835.0	1,131.4	1,326.6	1,502.0	1,848.8	2,124.7	-
	口腔・咽頭	C00-C14	10.7	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	1.6	3.4	1.8	4.9	6.5	7.5	10.9	12.9	16.4	15.0	22.7	33.9	42.0	-
	食道	C15	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	1.6	6.2	10.3	11.7	14.5	14.5	16.7	22.0	19.1	-
	胃	C16	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	3.4	4.9	9.7	19.9	24.8	39.1	60.1	89.4	123.7	166.7	222.0	256.2	-
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	106.5	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	3.1	5.5	10.4	19.5	32.3	51.6	100.0	114.1	195.7	216.2	271.3	348.8	422.8	-
	結腸	C18	75.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	2.7	8.5	8.1	17.7	26.1	57.1	79.8	133.3	143.9	207.3	260.6	334.6	-
	直腸	C19-C20	30.7	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8	2.7	1.8	11.4	14.5	25.5	42.9	34.4	62.3	72.3	64.0	88.2	88.3	-
	肝および肝内胆管	C22	25.6	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.6	3.8	6.8	6.4	11.0	35.7	56.6	76.7	107.1	131.5	-
	胆のう・胆管	C23-C24	16.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.6	1.1	2.7	4.3	9.6	12.3	17.9	27.7	39.3	60.6	105.6	-
	膵臓	C25	32.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	1.4	1.8	2.2	3.8	18.0	17.9	28.2	43.5	75.7	84.7	126.8	148.8	-
	喉頭	C32	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.6	1.9	1.8	1.4	1.2	2.7	3.1	0.6	-
	肺	C33-C34	70.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	1.4	2.4	9.2	17.7	22.4	46.2	74.2	128.5	174.0	203.3	248.8	256.8	-
	皮膚	C43-C44	17.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	2.1	1.8	4.9	5.9	3.7	14.1	11.7	15.9	22.0	35.3	58.3	119.1	-
	乳房	C50	149.1	0.0	0.0	0.0	0.8	0.7	9.4	30.1	65.2	139.5	225.8	214.3	228.8	242.3	292.3	290.2	248.7	233.1	183.3	-
	子宮	C53-C55	42.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.7	11.8	26.7	40.2	50.8	60.2	82.0	77.6	76.7	70.0	65.9	55.3	37.8	34.6	-
	子宮頸部	C53	18.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	4.7	19.2	28.7	30.3	33.3	31.1	23.7	30.7	26.6	22.5	20.7	15.7	11.7	-
	子宮体部	C54	23.3	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	7.1	7.5	11.6	20.0	26.9	50.9	53.8	45.4	43.5	40.5	34.0	20.5	13.6	-
	卵巣	C56	18.3	0.0	0.9	0.9	2.5	2.9	15.7	6.2	13.4	17.3	27.4	33.5	26.9	30.7	30.0	24.9	22.7	25.2	19.8	-
	膀胱	C67	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.6	3.8	9.2	8.7	12.7	20.0	37.8	66.7	-
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	14.5	1.9	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8	0.7	1.8	0.0	6.5	8.7	10.9	19.0	26.6	30.6	30.0	52.8	53.7	-
	脳・中枢神経系	C70-C72	4.6	3.7	0.9	1.8	0.8	0.7	3.9	0.7	2.4	0.5	5.4	1.9	4.5	4.9	6.8	9.2	6.0	13.4	12.3	-
	甲状腺	C73	21.7	0.0	0.0	1.8	3.4	7.3	17.3	17.8	23.8	15.1	23.1	28.6	30.8	25.8	32.9	45.1	32.7	32.3	24.1	-
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	27.8	2.8	1.8	0.9	0.0	0.0	3.1	4.8	6.7	5.9	12.4	20.5	34.0	35.6	48.3	60.1	68.0	82.7	80.9	-
	多発性骨髄腫	C88-C90	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.2	1.2	3.2	7.4	14.0	6.9	16.7	15.7	29.6	-
	白血病	C91-C95	10.2	12.1	1.8	6.3	5.9	2.2	3.9	1.4	3.0	2.7	4.8	6.8	8.3	12.3	12.6	17.3	26.0	22.8	30.2	-

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表3-2. 年齢階級別罹患率（人口10万対，85歳以上まるめ）： 部位別、性別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	不詳
総数 *2	全部位	C00-C96	789.3	22.8	7.4	14.5	15.4	18.5	55.6	84.9	139.6	212.4	339.2	477.1	699.7	1,054.8	1,577.2	2,011.6	2,295.1	2,654.6	2,768.3	-
	口腔・咽頭	C00-C14	18.5	0.0	0.0	0.0	0.8	0.4	1.6	3.2	3.1	5.8	7.9	15.5	20.3	33.8	40.4	37.3	55.9	53.2	53.3	-
	食道	C15	19.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	3.6	11.9	25.3	39.2	51.3	53.0	68.1	50.7	40.5	-
	胃	C16	95.3	0.0	0.0	0.0	0.4	1.1	1.6	3.9	6.2	12.7	19.5	34.5	66.0	128.0	182.5	255.8	327.0	379.5	365.2	-
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	122.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.7	2.4	6.7	12.8	20.7	34.5	65.2	110.3	160.8	258.9	325.7	363.1	420.0	460.4	-
	結腸	C18	81.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.6	3.5	9.3	9.9	16.4	31.0	59.0	98.1	160.7	211.0	259.3	309.3	362.6	-
	直腸	C19-C20	40.3	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.8	3.2	3.4	10.7	18.1	34.2	51.3	62.7	98.2	114.7	103.8	110.7	97.8	-
	肝および肝内胆管	C22	40.9	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	2.2	6.3	11.9	27.3	47.5	83.5	100.9	124.7	187.3	185.9	-
	胆のう・胆管	C23-C24	18.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.9	0.8	2.2	5.2	8.7	17.8	27.4	38.6	55.1	79.0	117.6	-
	膵臓	C25	33.0	0.5	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	1.1	2.2	1.7	6.3	17.7	24.3	38.2	60.7	85.3	94.7	142.9	150.7	-
	喉頭	C32	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	1.9	3.3	7.3	7.4	14.1	13.7	14.6	7.9	-
	肺	C33-C34	103.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.1	4.4	9.4	17.5	35.2	59.3	131.5	214.5	308.5	348.7	395.1	404.8	-
	皮膚	C43-C44	18.2	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8	1.8	2.5	5.2	5.8	4.5	14.7	15.9	19.8	31.3	49.4	79.5	129.1	-
	乳房	C50	79.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	4.8	15.4	33.6	71.1	116.2	111.3	119.0	126.8	154.6	158.0	142.2	145.9	132.2	-
	子宮	C53-C55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	子宮頸部	C53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	子宮体部	C54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卵巣	C56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前立腺	C61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	膀胱	C67	19.7	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.8	2.5	4.8	12.3	22.9	34.8	53.6	50.2	77.6	118.1	-
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	24.4	1.4	0.0	0.0	0.4	0.0	1.6	1.8	4.0	6.1	8.8	16.1	23.3	31.5	56.9	62.4	59.3	87.8	83.3	-
	脳・中枢神経系	C70-C72	4.7	1.8	1.3	2.6	0.4	0.4	2.0	2.1	3.1	1.7	5.8	3.2	4.0	3.5	7.4	9.7	10.3	12.7	12.8	-
	甲状腺	C73	15.0	0.0	0.0	1.3	2.1	4.3	11.6	10.5	13.7	10.5	17.8	18.4	21.7	19.7	23.1	32.9	25.1	25.9	18.5	-
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	29.6	1.8	1.7	2.2	0.8	1.4	4.0	6.7	8.1	8.3	14.8	19.0	32.7	33.8	55.8	68.0	83.7	101.5	98.7	-
	多発性骨髄腫	C88-C90	6.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	1.4	2.2	2.3	3.7	8.6	18.0	14.1	15.6	22.4	33.0	-
	白血病	C91-C95	13.0	12.3	2.6	6.2	4.1	2.2	4.4	2.5	5.0	5.0	7.1	9.4	11.7	17.5	18.3	23.8	36.9	33.7	39.2	-

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表3-2. 年齢階級別罹患率（人口10万対，85歳以上まるめ）： 部位別、性別

B. 上皮内がんを含む

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	不詳
男	全部位	C00-C96 D00-D09	994.2	21.4	8.5	15.5	12.2	20.1	33.3	58.3	103.2	138.2	217.3	431.5	777.8	1,425.8	2,241.2	3,069.9	3,631.0	4,243.6	4,621.5	-
	食道	C15 D001	36.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	2.2	6.1	18.1	43.8	75.5	101.6	110.3	151.3	110.3	96.9	-
	大腸（結腸・直腸）*2	C18-C20 D010-D012	172.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	1.6	10.1	21.7	31.5	46.9	103.4	170.8	286.1	416.6	560.3	578.8	626.9	627.7	-
	結腸 *2	C18 D010	112.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.8	5.8	15.3	19.7	21.8	54.4	91.7	168.2	254.5	367.8	401.8	456.4	486.2	-
	直腸 *2	C19-C20 D011-D012	60.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.8	4.3	6.4	11.8	25.1	49.0	79.2	117.9	162.0	192.5	177.0	170.5	141.5	-
	肺	C33-C34 D021-D022	142.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	7.0	10.1	17.9	49.7	77.1	196.7	312.8	476.0	546.9	639.7	775.4	-
	皮膚	C43-C44 D030-D049	23.1	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	1.4	3.8	6.2	5.6	6.0	15.3	25.2	29.4	49.3	85.8	141.0	189.2	-
	乳房	C50 D05	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	2.2	0.0	0.0	2.0	2.1	2.1	1.8	5.1	4.6	-
	膀胱	C67 D090	57.2	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.6	5.1	9.5	20.1	45.8	72.8	111.2	189.0	200.0	251.3	372.3	-
女	全部位	C00-C96 D00-D09	767.3	24.3	6.3	13.5	19.5	30.7	156.7	258.2	339.0	431.9	603.2	643.5	790.4	931.3	1,242.5	1,457.8	1,640.0	2,003.1	2,221.0	-
	食道	C15 D001	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.2	2.2	8.1	10.9	12.3	16.4	16.2	22.0	23.6	21.6	-
	大腸（結腸・直腸）*2	C18-C20 D010-D012	123.1	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	3.1	6.8	13.4	25.9	37.6	60.9	117.9	139.9	228.0	263.0	320.7	400.0	451.9	-
	結腸 *2	C18 D010	87.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	4.1	10.4	12.4	21.5	32.3	70.5	98.2	156.0	176.9	246.0	300.0	355.6	-
	直腸 *2	C19-C20 D011-D012	35.2	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8	2.7	3.0	13.5	16.1	28.6	47.4	41.7	72.0	86.1	74.7	100.0	96.3	-
	肺	C33-C34 D021-D022	72.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	2.1	3.7	10.3	21.0	23.6	48.1	81.0	134.8	181.5	210.0	253.5	258.0	-
	皮膚	C43-C44 D030-D049	22.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.6	3.4	3.0	6.5	7.5	5.6	15.4	14.7	23.2	29.5	50.7	81.9	147.5	-
	乳房	C50 D05	167.6	0.0	0.0	0.0	0.8	0.7	11.8	34.2	76.2	159.5	263.4	247.2	265.4	270.6	326.6	322.0	276.7	254.3	190.1	-
	子宮	C53-C55 D06	80.0	0.0	0.0	0.0	1.7	13.1	87.4	161.6	175.0	150.8	135.5	114.3	92.9	89.6	80.7	72.8	60.0	41.7	35.8	-
子宮頸部	C53 D06	55.9	0.0	0.0	0.0	0.8	13.1	80.3	154.1	163.4	130.3	108.6	63.4	39.1	43.6	37.2	29.5	25.3	19.7	13.0	-	
膀胱	C67 D090	16.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.7	0.0	0.5	2.7	5.0	12.2	20.9	19.3	28.9	38.7	65.4	82.7	-	
総数 *3	全部位	C00-C96 D00-D09	874.7	22.8	7.4	14.5	15.8	25.4	96.0	160.7	223.7	287.9	414.0	541.6	784.3	1,169.1	1,716.5	2,195.6	2,495.4	2,855.6	2,908.4	-
	食道	C15 D001	21.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	2.2	4.1	12.9	26.7	42.7	56.9	59.2	77.6	56.6	43.2	-
	大腸（結腸・直腸）*2	C18-C20 D010-D012	146.6	0.0	0.0	0.0	0.4	1.1	2.4	8.4	17.4	28.7	42.2	81.3	143.3	210.2	317.5	399.1	431.6	486.3	502.2	-
	結腸 *2	C18 D010	99.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.6	4.9	12.8	16.0	21.6	42.9	80.7	131.8	202.8	264.3	312.9	359.5	393.0	-
	直腸 *2	C19-C20 D011-D012	47.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.8	3.5	4.7	12.7	20.5	38.4	62.7	78.3	114.7	134.8	118.6	126.8	109.3	-
	肺	C33-C34 D021-D022	105.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	1.4	5.3	10.2	19.5	36.1	62.0	136.6	219.3	316.3	354.8	400.5	406.2	-
	皮膚	C43-C44 D030-D049	22.9	0.0	0.0	0.0	0.8	0.4	0.8	2.5	3.4	6.3	6.6	5.8	15.3	19.7	26.1	38.6	65.8	104.4	159.5	-
	乳房	C50 D05	88.8	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	6.0	17.5	39.6	81.3	135.3	128.4	138.0	141.4	172.6	175.5	158.6	159.5	137.0	-
	子宮	C53-C55 D06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子宮頸部	C53 D06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
膀胱	C67 D090	35.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.7	0.3	2.8	6.0	12.3	28.3	45.9	62.9	102.2	108.0	136.1	165.6	-	

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 粘膜がんを含む

*3 総数は男女および性別不詳の合計

表4. 発見経緯 (%) : 部位別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	がん検診・健康診断・ 人間ドック	他疾患の 経過観察中	剖検発見	その他	不明
全部位	C00-C96	39,663	11.1	33.7	0.0	50.4	4.8
口腔・咽頭	C00-C14	938	1.2	21.2	0.0	74.2	3.4
食道	C15	993	12.5	32.6	0.0	52.1	2.8
胃	C16	4,812	16.2	35.8	0.0	45.1	2.9
大腸（結腸・直腸）	C18-C20	6,132	11.2	27.8	0.0	57.6	3.3
結腸	C18	4,088	10.8	30.7	0.0	55.5	3.0
直腸	C19-C20	2,044	12.1	22.1	0.0	61.9	3.9
肝および肝内胆管	C22	2,015	3.4	58.1	0.0	30.1	8.4
胆のう・胆管	C23-C24	891	3.1	39.5	0.0	55.1	2.2
膵臓	C25	1,642	4.0	34.9	0.0	58.2	2.9
喉頭	C32	203	2.0	26.6	0.0	67.5	3.9
肺	C33-C34	5,156	10.0	48.6	0.0	37.7	3.6
皮膚	C43-C44	925	0.4	13.3	0.0	84.0	2.3
乳房	C50	3,995	21.0	15.9	0.0	56.7	6.3
乳房（女性のみ）	C50	3,974	21.1	15.8	0.0	56.7	6.3
子宮	C53-C55	1,143	9.0	20.4	0.0	66.1	4.5
子宮頸部	C53	499	14.2	18.8	0.0	62.3	4.6
子宮体部	C54	623	5.0	21.8	0.0	70.8	2.4
卵巣	C56	484	4.1	19.4	0.0	70.0	6.4
前立腺	C61	3,343	23.9	39.5	0.1	27.4	9.2
膀胱	C67	987	2.1	28.4	0.0	62.8	6.7
腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	1,230	7.8	48.8	0.0	36.4	7.0
脳・中枢神経系	C70-C72	237	2.5	16.0	0.0	74.7	6.8
甲状腺	C73	763	5.2	29.9	0.4	55.0	9.4
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	1,496	5.7	25.9	0.3	65.2	2.8
多発性骨髄腫	C88-C90	328	1.8	53.4	0.3	39.3	5.2
白血病	C91-C95	650	6.6	34.0	0.0	52.3	7.1

*1 DCOを除く総数

表4. 発見経緯 (%) : 部位別

B. 上皮内がんを含む

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	がん検診・健康診断・ 人間ドック	他疾患の 経過観察中	剖検発見	その他	不明
全部位	C00-C96 D00-D09	44,023	12.1	34.5	0.0	49.0	4.4
食道	C15 D001	1,103	12.9	35.9	0.0	48.6	2.6
大腸（結腸・直腸）*2	C18-C20 D010-D012	7,390	12.8	31.6	0.0	52.7	2.9
結腸 *2	C18 D010	5,001	12.6	34.4	0.0	50.4	2.6
直腸 *2	C19-C20 D011-D012	2,389	13.3	25.7	0.0	57.5	3.5
肺	C33-C34 D021-D022	5,272	10.2	49.2	0.0	37.2	3.5
皮膚	C43-C44 D030-D049	1,167	0.3	14.2	0.0	83.5	1.9
乳房	C50 D05	4,495	22.6	17.5	0.0	53.9	5.9
乳房（女性のみ）	C50 D05	4,470	22.8	17.4	0.0	53.8	5.9
子宮	C53-C55 D06	2,145	22.6	30.4	0.0	44.1	2.8
子宮頸部	C53 D06	1,501	30.2	34.2	0.0	33.4	2.2
膀胱	C67 D090	1,799	2.9	29.9	0.0	62.9	4.2

*1 DCOを除く総数

*2 粘膜がんを含む

表5-1. 進展度・総合 (%) : 部位別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	限局	リンパ節 転移	隣接臓器 浸潤	遠隔転移	不明	領域 *2
全部位	C00-C96	38,699	48.3	9.2	13.3	18.1	11.0	22.5
口腔・咽頭	C00-C14	938	35.5	16.2	35.2	3.8	9.3	51.4
食道	C15	993	43.5	9.6	24.5	14.8	7.7	34.0
胃	C16	4,812	60.4	9.1	7.8	15.8	7.0	16.9
大腸（結腸・直腸）	C18-C20	6,132	44.1	16.8	11.7	19.5	7.9	28.6
結腸	C18	4,088	44.1	15.2	12.9	20.2	7.7	28.1
直腸	C19-C20	2,044	44.1	20.1	9.4	18.1	8.3	29.5
肝および肝内胆管	C22	2,015	60.5	2.6	8.4	9.7	18.7	11.0
胆のう・胆管	C23-C24	891	15.5	3.4	39.3	25.1	16.7	42.6
膵臓	C25	1,642	16.9	6.3	23.1	42.7	11.0	29.4
喉頭	C32	203	73.9	12.3	6.9	2.5	4.4	19.2
肺	C33-C34	5,156	35.4	8.9	9.7	35.2	10.8	18.7
皮膚	C43-C44	925	85.6	1.2	7.0	0.9	5.3	8.2
乳房	C50	3,995	58.6	21.0	4.5	6.6	9.3	25.5
乳房（女性のみ）	C50	3,974	58.7	21.0	4.4	6.5	9.3	25.5
子宮	C53-C55	1,143	54.1	4.8	24.2	9.4	7.5	29.0
子宮頸部	C53	499	38.9	7.4	37.9	9.2	6.6	45.3
子宮体部	C54	623	68.1	2.9	14.0	9.6	5.5	16.9
卵巣	C56	484	30.0	0.8	38.8	15.5	14.9	39.7
前立腺	C61	3,343	60.4	1.6	14.3	11.7	12.0	15.9
膀胱	C67	987	69.9	1.7	8.3	4.2	15.6	10.0
腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	1,230	55.1	2.2	15.6	12.2	14.9	17.8
脳・中枢神経系	C70-C72	237	60.3	0.4	12.7	5.1	21.5	13.1
甲状腺	C73	763	53.3	13.6	13.6	5.5	13.9	27.3
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	1,470	28.7	0.5	15.2	42.5	13.1	15.7
多発性骨髄腫	C88-C90	-	-	-	-	-	-	-
白血病	C91-C95	-	-	-	-	-	-	-

*1 DC0、777：該当せずを除く総数

*2 リンパ節転移＋隣接臓器浸潤

表5-1. 進展度・総合 (%) : 部位別

B. 上皮内がんを含む

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	上皮内	限局	リンパ節 転移	隣接臓器 浸潤	遠隔転移	不明	領域 *2
全部位	C00-C96 D00-D09	43,059	9.7	43.6	8.3	12.0	16.3	10.1	20.3
食道	C15 D001	1,103	9.9	39.2	8.6	22.0	13.3	7.0	30.6
大腸 (結腸・直腸) *3	C18-C20 D010-D012	7,390	16.9	36.6	14.0	9.7	16.2	6.7	23.7
結腸 *3	C18 D010	5,001	18.1	36.0	12.4	10.5	16.5	6.4	22.9
直腸 *3	C19-C20 D011-D012	2,389	14.4	37.7	17.2	8.1	15.5	7.2	25.3
肺	C33-C34 D021-D022	5,272	2.2	34.6	8.7	9.5	34.4	10.6	18.2
皮膚	C43-C44 D030-D049	1,167	20.6	67.9	0.9	5.6	0.7	4.4	6.5
乳房	C50 D05	4,495	10.8	52.1	18.6	4.0	5.9	8.6	22.6
乳房 (女性のみ)	C50 D05	4,470	10.8	52.2	18.7	3.9	5.8	8.6	22.6
子宮	C53-C55 D06	2,145	45.6	28.8	2.6	12.9	5.0	5.1	15.5
子宮頸部	C53 D06	1,501	65.2	12.9	2.5	12.6	3.1	3.7	15.1
膀胱	C67 D090	1,799	43.7	38.4	0.9	4.6	2.3	10.1	5.5

*1 DCO、777 : 該当せずを除く総数

*2 リンパ節転移+隣接臓器浸潤

*3 粘膜がんを含む

表6. 初回治療内容割合 (%) : 部位別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	外科的治療	鏡視下治療	内視鏡的治療	放射線療法	化学療法	内分泌療法	その他の治療	特異的治療なし・不明
全部位	C00-C96	39,663	24.9	20.8	9.1	10.7	29.5	9.9	2.6	23.7
口腔・咽頭	C00-C14	938	53.1	0.1	2.7	34.0	34.6	0.0	0.3	18.8
食道	C15	993	5.1	22.9	26.7	24.2	39.1	0.0	0.7	20.7
胃	C16	4,812	11.9	25.5	36.2	0.2	18.2	0.1	0.3	20.4
大腸（結腸・直腸）	C18-C20	6,132	16.7	52.2	11.1	1.2	30.6	0.0	0.4	17.8
結腸	C18	4,088	19.2	51.3	9.7	0.2	29.0	0.0	0.4	18.6
直腸	C19-C20	2,044	11.5	54.0	13.9	3.1	33.6	0.0	0.4	16.2
肝および肝内胆管	C22	2,015	15.6	7.8	0.0	2.1	28.1	0.0	31.2	38.8
胆のう・胆管	C23-C24	891	30.1	7.9	0.3	2.5	29.2	0.0	1.1	43.3
膵臓	C25	1,642	19.9	2.9	0.0	3.4	49.9	0.1	1.2	40.4
喉頭	C32	203	22.7	0.5	11.3	60.6	38.9	0.0	3.4	16.3
肺	C33-C34	5,156	6.1	31.7	0.1	13.2	36.4	0.0	0.8	30.3
皮膚	C43-C44	925	88.1	0.1	0.0	4.1	3.1	0.0	0.3	9.2
乳房	C50	3,995	78.4	0.6	0.1	29.2	33.1	51.0	0.1	11.8
乳房（女性のみ）	C50	3,974	78.4	0.6	0.1	29.2	33.1	51.0	0.1	11.8
子宮	C53-C55	1,143	52.4	17.9	0.7	23.4	42.7	1.5	0.8	11.6
子宮頸部	C53	499	44.3	9.0	0.0	50.3	49.5	0.0	1.6	11.2
子宮体部	C54	623	60.7	25.7	1.3	2.6	38.7	2.7	0.2	9.1
卵巣	C56	484	71.3	6.6	0.0	0.2	51.0	0.0	0.0	18.8
前立腺	C61	3,343	1.6	16.3	0.9	19.1	2.1	51.5	0.6	22.5
膀胱	C67	987	6.2	6.5	75.3	4.2	34.0	0.4	13.6	17.7
腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	1,230	12.4	51.0	1.3	2.2	15.5	0.0	1.8	27.0
脳・中枢神経系	C70-C72	237	51.1	0.0	0.0	48.9	48.1	0.4	0.4	35.9
甲状腺	C73	763	77.9	0.1	0.0	9.6	1.7	10.4	0.1	20.7
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	1,496	5.9	1.9	0.4	8.4	58.4	2.6	1.9	32.1
多発性骨髄腫	C88-C90	328	1.2	0.0	0.3	2.7	61.6	1.5	5.2	36.3
白血病	C91-C95	650	0.2	0.2	0.0	4.6	63.5	2.2	6.2	34.9

*1 DCOを除く総数

重複を含むため合計は100%にならない

表6. 初回治療内容割合 (%) : 部位別

B. 上皮内がんを含む

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	外科的 治療	鏡視下 治療	内視鏡的 治療	放射線 療法	化学 療法	内分泌 療法	その他 の治療	特異的治療なし ・不明
全部位	C00-C96 D00-D09	44,023	26.0	19.7	12.7	10.0	27.4	9.1	2.9	21.9
食道	C15 D001	1,103	4.6	20.6	31.6	21.8	35.3	0.0	0.8	20.8
大腸（結腸・直腸）*2	C18-C20 D010-D012	7,390	14.3	44.6	24.5	1.0	25.4	0.0	0.4	15.0
結腸 *2	C18 D010	5,001	16.1	43.4	24.3	0.2	23.7	0.0	0.4	15.4
直腸 *2	C19-C20 D011-D012	2,389	10.5	47.0	24.9	2.6	28.8	0.0	0.3	14.0
肺	C33-C34 D021-D022	5,272	6.0	33.1	0.1	12.9	35.6	0.0	0.8	29.7
皮膚	C43-C44 D030-D049	1,167	88.9	0.1	0.0	3.3	2.8	0.0	0.6	8.2
乳房	C50 D05	4,495	79.9	0.6	0.1	29.7	29.5	46.8	0.0	10.9
乳房（女性のみ）	C50 D05	4,470	79.9	0.6	0.1	29.8	29.5	46.8	0.0	10.9
子宮	C53-C55 D06	2,145	62.5	12.8	0.7	12.5	22.8	0.8	4.6	11.1
子宮頸部	C53 D06	1,501	64.2	7.6	0.4	16.8	16.5	0.0	6.5	10.8
膀胱	C67 D090	1,799	3.7	4.5	82.3	2.3	35.4	0.7	13.3	11.7

*1 DCOを除く総数

*2 粘膜がんを含む

重複を含むため合計は100%にならない

表7. 外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲（%）： 部位別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	腫瘍遺残なし	腫瘍遺残あり	不明
全部位	C00-C96	21,179	90.0	9.4	0.6
口腔・咽頭	C00-C14	523	89.7	9.0	1.3
食道	C15	533	91.6	7.7	0.8
胃	C16	3,417	93.7	6.1	0.1
大腸（結腸・直腸）	C18-C20	4,671	89.7	9.7	0.6
結腸	C18	3,123	89.7	9.8	0.4
直腸	C19-C20	1,548	89.5	9.4	1.0
肝および肝内胆管	C22	472	95.8	3.8	0.4
胆のう・胆管	C23-C24	335	86.0	13.4	0.6
膵臓	C25	374	82.9	16.0	1.1
喉頭	C32	68	85.3	10.3	4.4
肺	C33-C34	1,949	92.9	5.8	1.3
皮膚	C43-C44	816	96.3	3.7	0.0
乳房	C50	3,155	96.0	3.7	0.3
乳房（女性のみ）	C50	3,139	96.0	3.7	0.3
子宮	C53-C55	787	92.9	6.9	0.3
子宮頸部	C53	249	93.6	6.4	0.0
子宮体部	C54	538	92.6	7.1	0.4
卵巣	C56	370	85.1	14.6	0.3
前立腺	C61	627	85.6	13.7	0.6
膀胱	C67	788	54.2	45.3	0.5
腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	786	92.6	7.3	0.1
脳・中枢神経系	C70-C72	121	46.3	51.2	2.5
甲状腺	C73	595	92.4	7.1	0.5
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	123	60.2	35.8	4.1
多発性骨髄腫	C88-C90	5	60.0	40.0	0.0
白血病	C91-C95	2	0.0	100.0	0.0

*1 外科的、鏡視下、内視鏡的治療のいずれかが 1：あり

表7. 外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲 (%) : 部位別

B. 上皮内がんを含む

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	腫瘍遺残なし	腫瘍遺残あり	不明
全部位	C00-C96 D00-D09	25,145	90.9	8.5	0.6
食道	C15 D001	616	92.2	7.0	0.8
大腸（結腸・直腸）*2	C18-C20 D010-D012	5,916	91.4	7.9	0.7
結腸 *2	C18 D010	4,026	91.6	7.8	0.5
直腸 *2	C19-C20 D011-D012	1,890	90.8	8.0	1.1
肺	C33-C34 D021-D022	2,062	93.2	5.5	1.3
皮膚	C43-C44 D030-D049	1,039	96.4	3.6	0.0
乳房	C50 D05	3,618	96.2	3.5	0.3
乳房（女性のみ）	C50 D05	3,598	96.2	3.5	0.3
子宮	C53-C55 D06	1,593	93.7	6.0	0.3
子宮頸部	C53 D06	1,055	94.2	5.5	0.3
膀胱	C67 D090	1,546	72.7	26.6	0.7

*1 外科的、鏡視下、内視鏡的治療のいずれかが 1 : あり

*2 粘膜がんを含む

表8. 精度指標： 部位別、性別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

部位	ICD-10	死亡／罹患比 (MI比)			死亡情報のみの症例および遡り調査で「がん」が確認された症例 DCI (%)			死亡情報のみの症例 DCO (%)			病理学的裏付けのある症例 MV (%)			組織学的裏付けのある症例 HV (%)		
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1
全部位	C00-C96	0.40	0.37	0.38	2.6	3.3	2.9	1.4	1.8	1.6	86.6	86.0	86.3	83.2	82.3	82.8
口腔・咽頭	C00-C14	0.34	0.31	0.33	0.9	3.1	1.6	0.5	1.7	0.8	95.1	92.3	94.3	92.6	87.1	90.9
食道	C15	0.39	0.41	0.39	1.1	2.6	1.4	0.6	1.6	0.8	95.8	90.6	94.8	95.7	90.6	94.7
胃	C16	0.33	0.38	0.35	1.8	2.2	2.0	1.0	1.3	1.1	95.8	94.4	95.4	95.6	93.9	95.0
大腸（結腸・直腸）	C18-C20	0.33	0.35	0.34	2.4	3.1	2.7	1.5	1.6	1.5	93.4	90.6	92.1	93.3	90.3	91.9
結腸	C18	0.35	0.39	0.37	3.0	3.5	3.2	1.9	2.0	1.9	92.3	89.3	90.8	92.1	89.0	90.6
直腸	C19-C20	0.30	0.26	0.28	1.4	2.1	1.7	0.8	0.7	0.8	95.3	93.7	94.7	95.3	93.6	94.6
肝および肝内胆管	C22	0.63	0.73	0.67	4.7	8.6	6.0	2.9	5.1	3.6	42.6	34.7	40.0	41.6	32.8	38.7
胆のう・胆管	C23-C24	0.79	0.84	0.81	5.5	7.9	6.6	2.5	3.4	2.9	75.2	63.2	69.4	61.5	52.8	57.3
膵臓	C25	0.81	0.81	0.81	3.4	7.6	5.6	1.7	3.4	2.6	67.9	55.0	61.2	55.6	44.2	49.7
喉頭	C32	0.11	0.05	0.10	0.6	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	94.5	100.0	95.1	94.5	100.0	95.1
肺	C33-C34	0.63	0.52	0.59	4.5	5.1	4.7	2.3	3.0	2.6	81.4	78.9	80.5	71.4	68.0	70.2
皮膚	C43-C44	0.06	0.06	0.06	0.4	0.6	0.5	0.2	0.6	0.4	97.6	97.0	97.3	97.6	97.0	97.3
乳房	C50	0.48	0.16	0.16	0.0	1.3	1.3	0.0	1.0	1.0	95.2	95.1	95.1	95.2	94.7	94.7
子宮	C53-C55	-	0.23	0.23	-	1.2	1.2	-	0.8	0.8	-	95.3	95.3	-	93.8	93.8
子宮頸部	C53	-	0.24	0.24	-	0.6	0.6	-	0.4	0.4	-	96.4	96.4	-	94.0	94.0
子宮体部	C54	-	0.15	0.15	-	0.6	0.6	-	0.5	0.5	-	97.6	97.6	-	97.0	97.0
卵巣	C56	-	0.38	0.38	-	2.4	2.4	-	1.6	1.6	-	88.8	88.8	-	83.1	83.1
前立腺	C61	0.12	-	0.12	1.1	-	1.1	0.8	-	0.8	90.4	-	90.4	90.2	-	90.2
膀胱	C67	0.31	0.54	0.37	2.1	6.0	3.1	1.2	3.6	1.8	91.4	83.2	89.4	88.1	78.0	85.6
腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	0.32	0.32	0.32	3.0	4.1	3.4	1.2	1.8	1.4	83.1	76.3	81.0	78.8	71.5	76.5
脳・中枢神経系	C70-C72	0.50	0.52	0.51	0.9	1.6	1.3	0.9	0.0	0.4	77.2	63.7	70.2	77.2	63.7	70.2
甲状腺	C73	0.11	0.10	0.11	1.1	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	96.7	94.0	94.7	88.5	88.0	88.1
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	0.36	0.32	0.34	2.4	2.7	2.5	0.8	1.1	0.9	96.1	93.3	94.7	93.8	90.0	91.9
多発性骨髄腫	C88-C90	0.50	0.55	0.52	2.2	7.6	4.7	0.0	6.3	3.0	88.3	78.5	83.7	82.2	73.4	78.1
白血病	C91-C95	0.62	0.62	0.62	2.6	3.6	3.0	1.3	2.9	2.0	97.4	98.2	97.7	83.5	71.3	78.4

*1 総数は男女および性別不詳の合計

表8. 精度指標： 部位別、性別

B. 上皮内がんを含む

福岡県

2018年

部位	ICD-10	死亡／罹患比 (MI比)			死亡情報のみの症例および遡り調査で「がん」が確認された症例 DCI (%)			死亡情報のみの症例 DCO (%)			病理学的裏付けのある症例 MV (%)			組織学的裏付けのある症例 HV (%)		
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1
全部位	C00-C96 D00-D09	0.37	0.32	0.35	2.4	2.9	2.6	1.3	1.6	1.4	87.6	87.7	87.6	84.5	84.4	84.4
食道	C15 D001	0.35	0.36	0.35	1.0	2.3	1.3	0.6	1.4	0.7	96.2	91.8	95.3	96.1	91.8	95.2
大腸 (結腸・直腸) *2	C18-C20 D010-D012	0.27	0.31	0.29	1.9	2.7	2.2	1.2	1.4	1.3	94.7	91.9	93.4	94.6	91.6	93.3
結腸 *2	C18 D010	0.28	0.34	0.31	2.3	3.0	2.6	1.5	1.7	1.6	94.0	90.8	92.5	93.8	90.5	92.3
直腸 *2	C19-C20 D011-D012	0.25	0.23	0.24	1.2	1.8	1.4	0.7	0.6	0.7	96.0	94.5	95.4	96.0	94.4	95.4
肺	C33-C34 D021-D022	0.62	0.50	0.58	4.4	4.9	4.6	2.3	2.9	2.5	81.6	79.7	80.9	71.8	69.2	70.8
皮膚	C43-C44 D030-D049	0.05	0.05	0.05	0.4	0.5	0.4	0.2	0.5	0.3	98.0	97.7	97.9	98.0	97.7	97.9
乳房	C50 D05	0.40	0.14	0.14	0.0	1.2	1.2	0.0	0.9	0.9	96.0	95.7	95.7	96.0	95.3	95.3
子宮	C53-C55 D06	-	0.12	0.12	-	0.6	0.6	-	0.4	0.4	-	97.5	97.5	-	96.7	96.7
子宮頸部	C53 D06	-	0.08	0.08	-	0.2	0.2	-	0.1	0.1	-	98.8	98.8	-	97.9	97.9
膀胱	C67 D090	0.17	0.31	0.20	1.2	3.5	1.8	0.7	2.1	1.0	95.3	90.3	94.1	92.9	86.4	91.4

*1 総数は男女および性別不詳の合計

*2 粘膜がんを含む

表9. 死亡数、部位割合(%)、粗死亡率(人口10万対)、年齢調整死亡率(人口10万対)、累積死亡率(%) : 部位別、性別

福岡県

2018年

部位	ICD-10	死亡数			部位割合			粗死亡率			年齢調整死亡率						累積死亡率(0-74歳)		
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	日本人口			世界人口			男	女	総数 *1
											男	女	総数 *1	男	女	総数 *1			
全部位	C00-C97	8,778	6,696	15,474	100.0	100.0	100.0	368.2	251.5	306.7	162.0	87.4	118.6	110.3	61.4	82.0	11.4	6.3	8.7
口腔・咽頭	C00-C14	221	90	311	2.5	1.3	2.0	9.3	3.4	6.2	4.6	1.1	2.7	3.3	0.8	1.9	0.4	0.1	0.2
食道	C15	315	79	394	3.6	1.2	2.5	13.2	3.0	7.8	6.6	1.2	3.7	4.7	0.9	2.6	0.6	0.1	0.3
胃	C16	1,066	614	1,680	12.1	9.2	10.9	44.7	23.1	33.3	19.4	7.5	12.5	13.1	5.2	8.6	1.3	0.5	0.9
大腸(結腸・直腸)	C18-C20	1,123	1,014	2,137	12.8	15.1	13.8	47.1	38.1	42.4	21.4	12.3	16.3	14.7	8.6	11.3	1.6	0.9	1.2
結腸	C18	755	797	1,552	8.6	11.9	10.0	31.7	29.9	30.8	13.8	9.4	11.3	9.3	6.6	7.7	0.9	0.6	0.8
直腸	C19-C20	368	217	585	4.2	3.2	3.8	15.4	8.2	11.6	7.6	2.9	5.0	5.4	2.0	3.5	0.6	0.2	0.4
肝および肝内胆管	C22	890	504	1,394	10.1	7.5	9.0	37.3	18.9	27.6	15.9	4.9	9.7	10.7	3.1	6.4	1.1	0.3	0.6
胆のう・胆管	C23-C24	375	372	747	4.3	5.6	4.8	15.7	14.0	14.8	6.6	3.4	4.8	4.4	2.3	3.2	0.4	0.2	0.3
膵臓	C25	659	703	1,362	7.5	10.5	8.8	27.6	26.4	27.0	13.2	8.2	10.5	9.1	5.5	7.2	1.1	0.6	0.8
喉頭	C32	20	1	21	0.2	0.0	0.1	0.8	0.0	0.4	0.4	0.0	0.2	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
肺	C33-C34	2,126	988	3,114	24.2	14.8	20.1	89.2	37.1	61.7	38.1	11.1	22.6	25.6	7.5	15.3	2.7	0.8	1.7
皮膚	C43-C44	28	30	58	0.3	0.4	0.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.4	0.5	0.5	0.3	0.4	0.1	0.0	0.0
乳房	C50	10	638	648	0.1	9.5	4.2	0.4	24.0	12.8	0.2	13.4	7.2	0.2	10.1	5.5	0.0	1.2	0.6
子宮	C53-C55	-	264	264	-	3.9	1.7	-	9.9	-	-	5.5	-	-	4.1	-	-	0.5	-
子宮頸部	C53	-	119	119	-	1.8	0.8	-	4.5	-	-	2.8	-	-	2.1	-	-	0.2	-
子宮体部	C54	-	95	95	-	1.4	0.6	-	3.6	-	-	1.8	-	-	1.3	-	-	0.2	-
卵巣	C56	-	185	185	-	2.8	1.2	-	6.9	-	-	3.8	-	-	2.9	-	-	0.3	-
前立腺	C61	415	-	415	4.7	-	2.7	17.4	-	-	6.3	-	-	4.0	-	-	0.3	-	-
膀胱	C67	232	136	368	2.6	2.0	2.4	9.7	5.1	7.3	3.5	1.1	2.1	2.2	0.7	1.3	0.2	0.0	0.1
腎・尿路(膀胱除く)	C64-C66 C68	275	126	401	3.1	1.9	2.6	11.5	4.7	7.9	4.8	1.4	2.8	3.2	0.9	1.9	0.3	0.1	0.2
脳・中枢神経系	C70-C72	57	64	121	0.6	1.0	0.8	2.4	2.4	2.4	1.6	1.3	1.5	1.3	1.0	1.2	0.1	0.1	0.1
甲状腺	C73	20	61	81	0.2	0.9	0.5	0.8	2.3	1.6	0.3	0.6	0.5	0.2	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	275	241	516	3.1	3.6	3.3	11.5	9.1	10.2	4.9	2.6	3.6	3.3	1.8	2.4	0.3	0.2	0.2
多発性骨髄腫	C88-C90	90	87	177	1.0	1.3	1.1	3.8	3.3	3.5	1.5	1.1	1.3	1.0	0.8	0.9	0.1	0.1	0.1
白血病	C91-C95	240	171	411	2.7	2.6	2.7	10.1	6.4	8.1	5.0	2.4	3.5	3.6	1.8	2.6	0.4	0.2	0.3

*1 総数は男女および性別不詳の合計

表10. 年齢階級別死亡数： 部位別、性別

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳以上	不詳
男	全部位	C00-C97	8,778	1	3	4	5	5	5	4	27	44	78	139	266	540	1,205	1,296	1,477	1,534	1,335	658	138	14	0
	口腔・咽頭	C00-C14	221	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3	8	7	26	35	39	38	23	29	7	3	0	0
	食道	C15	315	0	1	0	0	0	0	0	1	1	4	6	14	41	56	56	66	31	23	13	1	1	0
	胃	C16	1,066	0	0	0	1	0	0	1	3	9	8	14	31	59	148	150	192	171	178	82	15	4	0
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	1,123	0	0	0	0	0	0	0	5	7	13	20	43	86	165	157	186	193	152	73	20	3	0
	結腸	C18	755	0	0	0	0	0	0	0	3	7	6	10	27	44	100	99	128	144	108	58	18	3	0
	直腸	C19-C20	368	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7	10	16	42	65	58	58	49	44	15	2	0	0
	肝および肝内胆管	C22	890	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	9	32	60	134	103	137	186	160	49	13	1	0
	胆のう・胆管	C23-C24	375	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	12	16	45	56	70	65	65	30	7	0	0
	膵臓	C25	659	0	1	0	0	0	0	0	1	4	13	17	30	46	106	117	109	106	68	33	8	0	0
	喉頭	C32	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	3	2	2	6	2	0	0	0
	肺	C33-C34	2,126	0	0	0	0	0	0	0	4	8	13	36	45	116	299	334	362	387	315	172	30	5	0
	皮膚	C43-C44	28	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	4	1	4	3	2	4	5	1	0	0	0
	乳房	C50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	2	1	1	1	0	0	0	0
	前立腺	C61	415	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	9	23	52	67	92	88	63	15	0	0
	膀胱	C67	232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4	22	20	45	48	47	33	10	0	0
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	275	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	3	5	13	32	48	41	48	46	27	7	0	0
	脳・中枢神経系	C70-C72	57	0	1	1	1	0	1	1	5	1	4	2	3	3	7	8	8	6	4	1	0	0	0
	甲状腺	C73	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	2	5	3	2	2	1	0	0
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	275	0	0	1	0	0	0	1	2	4	0	1	7	11	33	40	46	57	47	20	5	0	0
	多発性骨髄腫	C88-C90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	7	14	11	11	18	13	13	1	0	0
	白血病	C91-C95	240	0	0	1	1	2	2	0	1	2	1	7	11	18	27	43	42	37	31	14	0	0	0

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表10. 年齢階級別死亡数： 部位別、性別

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳以上	不詳
女	全部位	C00-C97	6,696	1	4	1	0	3	4	12	18	62	103	174	230	328	599	683	827	1,110	1,241	886	359	51	0
	口腔・咽頭	C00-C14	90	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	2	3	2	4	6	9	13	14	24	6	1	0
	食道	C15	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	7	7	10	7	11	12	13	3	6	0	0
	胃	C16	614	0	0	0	0	0	0	3	1	4	7	8	21	33	50	57	76	95	120	102	33	4	0
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	1,014	0	0	0	0	0	1	1	0	7	18	24	20	41	98	107	117	163	175	172	58	12	0
	結腸	C18	797	0	0	0	0	0	1	1	0	6	15	17	14	33	67	76	95	130	143	138	51	10	0
	直腸	C19-C20	217	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	7	6	8	31	31	22	33	32	34	7	2	0
	肝および肝内胆管	C22	504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8	10	18	47	72	121	126	68	26	1	0
	胆のう・胆管	C23-C24	372	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4	4	10	18	25	41	72	92	62	38	4	0
	膵臓	C25	703	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	7	17	28	57	88	110	122	141	89	33	3	0
	喉頭	C32	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	肺	C33-C34	988	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	12	20	41	79	122	122	174	218	129	54	8	0
	皮膚	C43-C44	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	2	1	3	4	4	3	1	7	0
	乳房	C50	638	0	0	0	0	0	0	4	6	18	32	49	61	78	92	66	57	57	56	30	29	3	0
	子宮	C53-C55	264	0	0	0	0	0	0	2	2	8	14	25	20	24	42	25	24	34	28	9	6	1	0
	子宮頸部	C53	119	0	0	0	0	0	0	1	0	8	11	14	7	11	23	10	6	12	10	4	2	0	0
	子宮体部	C54	95	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	6	10	9	14	8	13	15	11	2	2	0	0
	卵巣	C56	185	0	0	0	0	0	1	1	2	2	8	16	21	14	28	20	21	22	14	13	2	0	0
	膀胱	C67	136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	8	6	14	31	36	24	13	1	0
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4	14	11	21	24	24	15	9	1	0
	脳・中枢神経系	C70-C72	64	0	1	0	0	1	0	0	1	2	3	5	3	2	9	9	9	10	3	6	0	0	0
	甲状腺	C73	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	8	8	11	12	12	5	0	0
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	241	1	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	3	6	18	26	26	49	58	35	11	2	0
	多発性骨髄腫	C88-C90	87	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	5	2	8	8	11	11	22	14	2	0	0
	白血病	C91-C95	171	0	2	0	0	1	0	0	3	2	1	2	2	12	16	13	35	27	28	22	4	1	0

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表10. 年齢階級別死亡数： 部位別、性別

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳以上	不詳
総数 *2	全部位	C00-C97	15,474	2	7	5	5	8	9	16	45	106	181	313	496	868	1,804	1,979	2,304	2,644	2,576	1,544	497	65	0
	口腔・咽頭	C00-C14	311	0	0	0	0	1	1	1	1	2	6	10	10	28	39	45	47	36	43	31	9	1	0
	食道	C15	394	0	1	0	0	0	0	0	1	1	6	7	21	48	66	63	77	43	36	16	7	1	0
	胃	C16	1,680	0	0	0	1	0	0	4	4	13	15	22	52	92	198	207	268	266	298	184	48	8	0
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	2,137	0	0	0	0	0	1	1	5	14	31	44	63	127	263	264	303	356	327	245	78	15	0
	結腸	C18	1,552	0	0	0	0	0	1	1	3	13	21	27	41	77	167	175	223	274	251	196	69	13	0
	直腸	C19-C20	585	0	0	0	0	0	0	0	2	1	10	17	22	50	96	89	80	82	76	49	9	2	0
	肝および肝内胆管	C22	1,394	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	16	40	70	152	150	209	307	286	117	39	2	0
	胆のう・胆管	C23-C24	747	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	8	16	26	63	81	111	137	157	92	45	4	0
	膵臓	C25	1,362	0	1	0	0	0	0	0	1	5	20	24	47	74	163	205	219	228	209	122	41	3	0
	喉頭	C32	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	3	2	3	6	2	0	0	0
	肺	C33-C34	3,114	0	0	0	0	0	0	0	5	12	17	48	65	157	378	456	484	561	533	301	84	13	0
	皮膚	C43-C44	58	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	3	6	1	6	4	5	8	9	4	1	7	0
	乳房	C50	648	0	0	0	0	0	0	4	6	18	33	49	61	79	95	68	58	58	57	30	29	3	0
	子宮	C53-C55	264	0	0	0	0	0	0	2	2	8	14	25	20	24	42	25	24	34	28	9	6	1	0
	子宮頸部	C53	119	0	0	0	0	0	0	1	0	8	11	14	7	11	23	10	6	12	10	4	2	0	0
	子宮体部	C54	95	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	6	10	9	14	8	13	15	11	2	2	0	0
	卵巣	C56	185	0	0	0	0	0	1	1	2	2	8	16	21	14	28	20	21	22	14	13	2	0	0
	前立腺	C61	415	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	9	23	52	67	92	88	63	15	0	0
	膀胱	C67	368	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	6	30	26	59	79	83	57	23	1	0
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	401	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4	3	7	17	46	59	62	72	70	42	16	1	0
	脳・中枢神経系	C70-C72	121	0	2	1	1	1	1	1	6	3	7	7	6	5	16	17	17	16	7	7	0	0	0
	甲状腺	C73	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	10	13	14	14	14	6	0	0
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	516	1	0	1	0	0	0	1	3	6	1	3	10	17	51	66	72	106	105	55	16	2	0
	多発性骨髄腫	C88-C90	177	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	6	9	22	19	22	29	35	27	3	0	0
	白血病	C91-C95	411	0	2	1	1	3	2	0	4	4	2	9	13	30	43	56	77	64	59	36	4	1	0

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表11-2. 年齢階級別死亡率（人口10万対，85歳以上まるめ）： 部位別、性別

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	不詳
男	全部位	C00-C97	368.2	0.9	2.6	3.5	4.1	3.8	4.3	2.9	17.4	25.0	44.1	93.9	186.0	360.0	647.8	887.7	1,318.8	1,966.7	3,300.0	.
	口腔・咽頭	C00-C14	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.7	0.6	0.0	1.7	5.4	4.9	17.3	18.8	26.7	33.9	29.5	60.0	.
	食道	C15	13.2	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	2.3	4.1	9.8	27.3	30.1	38.4	58.9	39.7	58.5	.
	胃	C16	44.7	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.7	1.9	5.1	4.5	9.5	21.7	39.3	79.6	102.7	171.4	219.2	429.2	.
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	47.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	4.0	7.3	13.5	30.1	57.3	88.7	107.5	166.1	247.4	381.5	.
	結腸	C18	31.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	4.0	3.4	6.8	18.9	29.3	53.8	67.8	114.3	184.6	287.7	.
	直腸	C19-C20	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	4.0	6.8	11.2	28.0	34.9	39.7	51.8	62.8	93.8	.
	肝および肝内胆管	C22	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.8	6.1	22.4	40.0	72.0	70.5	122.3	238.5	343.1	.
	胆のう・胆管	C23-C24	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	2.7	8.4	10.7	24.2	38.4	62.5	83.3	156.9	.
	膵臓	C25	27.6	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.3	7.3	11.5	21.0	30.7	57.0	80.1	97.3	135.9	167.7	.
	喉頭	C32	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.7	1.1	2.1	1.8	2.6	12.3	.
	肺	C33-C34	89.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	4.5	7.3	24.3	31.5	77.3	160.8	228.8	323.2	496.2	803.1	.
	皮膚	C43-C44	1.2	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.7	2.8	0.7	2.2	2.1	1.8	5.1	9.2	.
	乳房	C50	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.7	1.6	1.4	0.9	1.3	1.5	.
	前立腺	C61	17.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.7	2.8	6.0	12.4	35.6	59.8	117.9	255.4	.
	膀胱	C67	9.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	1.4	2.7	11.8	13.7	40.2	61.5	138.5	.
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	11.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.6	1.7	2.0	3.5	8.7	17.2	32.9	36.6	61.5	123.1	.
	脳・中枢神経系	C70-C72	2.4	0.0	0.9	0.9	0.8	0.0	0.9	0.7	3.2	0.6	2.3	1.4	2.1	2.0	3.8	5.5	7.1	7.7	7.7	.
	甲状腺	C73	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	2.2	1.4	4.5	3.8	7.7	.
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	11.5	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.7	1.3	2.3	0.0	0.7	4.9	7.3	17.7	27.4	41.1	73.1	110.8	.
	多発性骨髄腫	C88-C90	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.7	4.7	7.5	7.5	9.8	23.1	41.5	.
	白血病	C91-C95	10.1	0.0	0.0	0.9	0.8	1.5	1.7	0.0	0.6	1.1	0.6	4.7	7.7	12.0	14.5	29.5	37.5	47.4	69.2	.

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表11-2. 年齢階級別死亡率（人口10万対，85歳以上まるめ）： 部位別、性別

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	不詳
女	全部位	C00-C97	251.5	0.9	3.6	0.9	0.0	2.3	3.2	8.4	11.2	33.9	56.0	108.8	148.4	202.5	290.8	394.8	555.0	881.0	1,566.0	.
	口腔・咽頭	C00-C14	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	1.1	1.6	1.3	1.9	1.2	1.9	3.5	6.0	10.3	27.8	.
	食道	C15	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.6	4.5	4.3	4.9	4.0	7.4	9.5	13.6	.
	胃	C16	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.6	2.2	3.8	5.0	13.5	20.4	24.3	32.9	51.0	75.4	159.9	.
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	38.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.7	0.0	3.8	9.8	15.0	12.9	25.3	47.6	61.8	78.5	129.4	257.4	.
	結腸	C18	29.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.7	0.0	3.3	8.2	10.6	9.0	20.4	32.5	43.9	63.8	103.2	211.1	.
	直腸	C19-C20	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.6	4.4	3.9	4.9	15.0	17.9	14.8	26.2	46.3	.
	肝および肝内胆管	C22	18.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.4	5.2	6.2	8.7	27.2	48.3	96.0	136.4	.
	胆のう・胆管	C23-C24	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.5	0.0	2.5	2.6	6.2	8.7	14.5	27.5	57.1	121.0	.
	膵臓	C25	26.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	3.8	4.4	11.0	17.3	27.7	50.9	73.8	96.8	164.2	.
	喉頭	C32	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	.
	肺	C33-C34	37.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.2	2.2	7.5	12.9	25.3	38.3	70.5	81.9	138.1	252.5	.
	皮膚	C43-C44	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	1.3	1.3	0.0	1.0	0.6	2.0	3.2	9.3	.
	乳房	C50	24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	3.7	9.8	17.4	30.6	39.4	48.1	44.7	38.2	38.3	45.2	72.8	.
	子宮	C53-C55	9.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.2	4.4	7.6	15.6	12.9	14.8	20.4	14.5	16.1	27.0	27.2	.
	子宮頸部	C53	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	4.4	6.0	8.8	4.5	6.8	11.2	5.8	4.0	9.5	9.9	.
	子宮体部	C54	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.2	0.0	1.1	3.8	6.5	5.6	6.8	4.6	8.7	11.9	9.3	.
	卵巣	C56	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.7	1.2	1.1	4.3	10.0	13.5	8.6	13.6	11.6	14.1	17.5	17.9	.
	膀胱	C67	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	1.2	3.9	3.5	9.4	24.6	45.7	.
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	1.3	2.5	6.8	6.4	14.1	19.0	30.2	.
	脳・中枢神経系	C70-C72	2.4	0.0	0.9	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.6	1.1	1.6	3.1	1.9	1.2	4.4	5.2	6.0	7.9	5.6	.
	甲状腺	C73	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.9	4.6	5.4	8.7	17.9	.
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	9.1	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.1	0.5	1.3	1.9	3.7	8.7	15.0	17.4	38.9	65.4	.
	多発性骨髄腫	C88-C90	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.6	3.2	1.2	3.9	4.6	7.4	8.7	23.5	.
	白血病	C91-C95	6.4	0.0	1.8	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	1.9	1.1	0.5	1.3	1.3	7.4	7.8	7.5	23.5	21.4	34.0	.

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

表11-2. 年齢階級別死亡率（人口10万対，85歳以上まるめ）： 部位別、性別

福岡県

2018年

性別	部位	ICD-10	総数 *1	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	不詳
総数 *2	全部位	C00-C97	306.7	0.9	3.1	2.2	2.1	3.1	3.7	5.7	14.2	29.5	50.1	101.6	166.4	278.2	460.2	620.4	882.8	1,296.1	2,062.6	.
	口腔・咽頭	C00-C14	6.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4	0.3	0.6	1.7	3.2	3.4	9.0	9.9	14.1	18.0	17.6	37.0	.
	食道	C15	7.8	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	1.7	2.3	7.0	15.4	16.8	19.7	29.5	21.1	26.4	.
	胃	C16	33.3	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	1.4	1.3	3.6	4.2	7.1	17.4	29.5	50.5	64.9	102.7	130.4	237.0	.
	大腸（結腸・直腸）	C18-C20	42.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	1.6	3.9	8.6	14.3	21.1	40.7	67.1	82.8	116.1	174.5	293.0	.
	結腸	C18	30.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.9	3.6	5.8	8.8	13.8	24.7	42.6	54.9	85.4	134.3	233.0	.
	直腸	C19-C20	11.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.3	2.8	5.5	7.4	16.0	24.5	27.9	30.7	40.2	59.9	.
	肝および肝内胆管	C22	27.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.4	5.2	13.4	22.4	38.8	47.0	80.1	150.5	195.6	.
	胆のう・胆管	C23-C24	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	1.4	2.6	5.4	8.3	16.1	25.4	42.5	67.2	131.3	.
	膵臓	C25	27.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.4	5.5	7.8	15.8	23.7	41.6	64.3	83.9	111.8	165.2	.
	喉頭	C32	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.5	0.9	0.8	1.5	3.5	.
	肺	C33-C34	61.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	3.3	4.7	15.6	21.8	50.3	96.4	142.9	185.4	275.0	410.1	.
	皮膚	C43-C44	1.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	1.0	2.0	0.3	1.5	1.3	1.9	3.9	9.3	.
	乳房	C50	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.9	5.0	9.1	15.9	20.5	25.3	24.2	21.3	22.2	28.4	52.4	.
	子宮	C53-C55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	子宮頸部	C53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	子宮体部	C54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卵巣	C56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前立腺	C61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	膀胱	C67	7.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.7	1.9	7.7	8.2	22.6	38.7	72.2	.
	腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	7.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.3	1.1	1.0	2.3	5.4	11.7	18.5	23.8	35.3	56.8	.
	脳・中枢神経系	C70-C72	2.4	0.0	0.9	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	1.9	0.8	1.9	2.3	2.0	1.6	4.1	5.3	6.5	7.8	6.2	.
	甲状腺	C73	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.0	3.1	5.0	6.9	15.0	.
	悪性リンパ腫	C81-C85 C96	10.2	0.5	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4	0.9	1.7	0.3	1.0	3.4	5.4	13.0	20.7	27.6	52.0	78.4	.
	多発性骨髄腫	C88-C90	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.3	2.0	2.9	5.6	6.0	8.4	14.2	28.6	.
	白血病	C91-C95	8.1	0.0	0.9	0.4	0.4	1.1	0.8	0.0	1.3	1.1	0.6	2.9	4.4	9.6	11.0	17.6	29.5	31.4	44.1	.

*1 総数は年齢不詳を含む

*2 総数は男女および性別不詳の合計

付表1. 罹患数、部位割合(%)、粗罹患率(人口10万対)、年齢調整罹患率(人口10万対)、累積罹患率(%) : 詳細部位別、性別

福岡県

2018年

部位	ICD-10	罹患数			部位割合			粗罹患率			年齢調整罹患率			累積罹患率(0-74歳)					
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1			
		日本人人口			世界人口														
全部位	000-C96 000-D47	24,722	21,531	46,253	100.0	100.0	100.0	1,023.3	800.1	905.7	526.5	448.4	475.9	374.2	340.7	350.5	44.3	36.4	39.9
全部位	000-C96	22,170	18,139	40,309	89.7	84.2	87.1	917.6	674.1	789.3	467.2	351.0	398.0	330.8	263.3	290.3	39.2	28.9	33.7
口唇	000	5	2	7	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
舌根<基底>部	001	17	4	21	0.1	0.0	0.0	0.7	0.1	0.4	0.4	0.1	0.2	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明の舌	002	139	87	226	0.6	0.4	0.5	5.8	3.2	4.4	3.6	1.8	2.6	2.7	1.3	2.0	0.3	0.1	0.2
歯肉	003	71	76	147	0.3	0.4	0.3	2.9	2.8	2.9	1.4	0.9	1.1	0.9	0.6	0.8	0.1	0.1	0.1
口腔底	004	25	6	31	0.1	0.0	0.1	1.0	0.2	0.6	0.6	0.1	0.3	0.4	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0
口蓋	005	17	13	30	0.1	0.1	0.1	0.7	0.5	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明の口腔	006	25	15	40	0.1	0.1	0.1	1.0	0.6	0.8	0.5	0.2	0.3	0.3	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0
耳下腺	007	41	23	64	0.2	0.1	0.1	1.7	0.9	1.3	1.0	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.1	0.1	0.1
その他および部位不明の大唾液腺	008	8	13	21	0.0	0.1	0.0	0.3	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
扁桃	009	22	10	32	0.1	0.0	0.1	0.9	0.4	0.6	0.6	0.3	0.4	0.4	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0
中咽頭	C10	93	13	106	0.4	0.1	0.2	3.8	0.5	2.1	2.5	0.2	1.3	1.8	0.2	1.0	0.2	0.0	0.1
鼻<上>咽頭	C11	20	9	29	0.1	0.0	0.1	0.8	0.3	0.6	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0
梨状陥凹<洞>	C12	116	8	124	0.5	0.0	0.3	4.8	0.3	2.4	2.7	0.2	1.4	2.1	0.1	1.0	0.3	0.0	0.1
下咽頭	C13	58	6	64	0.2	0.0	0.1	2.4	0.2	1.3	1.3	0.1	0.7	0.9	0.1	0.5	0.1	0.0	0.1
その他および部位不明の口唇、口腔および咽頭	C14	2	2	4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
食道	C15	810	191	1,001	3.3	0.9	2.2	33.5	7.1	19.6	17.9	3.5	10.0	12.8	2.5	7.2	1.6	0.3	0.9
胃	C16	3,250	1,615	4,865	13.1	7.5	10.5	134.5	60.0	95.3	66.3	24.0	42.8	45.9	16.8	29.9	5.5	1.9	3.6
小腸	C17	85	57	142	0.3	0.3	0.3	3.5	2.1	2.8	2.0	1.0	1.4	1.4	0.7	1.0	0.2	0.1	0.1
結腸	C18	2,129	2,039	4,168	8.6	9.5	9.0	88.1	75.8	81.6	43.9	30.0	36.2	30.6	21.1	25.4	3.7	2.4	3.0
直腸S状結腸移行部	C19	303	208	511	1.2	1.0	1.1	12.5	7.7	10.0	7.0	4.1	5.4	5.0	3.0	3.9	0.7	0.4	0.5
直腸	C20	931	618	1,549	3.8	2.9	3.3	38.5	23.0	30.3	22.1	11.2	16.2	16.2	8.1	11.9	2.0	1.0	1.5
肛門および肛門管	C21	15	20	35	0.1	0.1	0.1	0.6	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
肝および肝内胆管	C22	1,403	688	2,091	5.7	3.2	4.5	58.1	25.6	40.9	28.1	8.5	17.2	19.5	5.8	12.0	2.3	0.6	1.4
胆のう	C23	163	195	358	0.7	0.9	0.8	6.7	7.2	7.0	3.1	2.6	2.8	2.1	1.8	1.9	0.2	0.2	0.2
その他および部位不明の胆道	C24	312	248	560	1.3	1.2	1.2	12.9	9.2	11.0	5.8	2.8	4.1	3.9	1.9	2.8	0.4	0.2	0.3
膵臓	C25	815	871	1,686	3.3	4.0	3.6	33.7	32.4	33.0	17.1	12.2	14.5	12.0	8.5	10.1	1.4	1.0	1.2
その他および部位不明の消化器	C26	55	54	109	0.2	0.3	0.2	2.3	2.0	2.1	1.4	1.1	1.2	1.0	0.8	0.9	0.1	0.1	0.1
鼻腔および中耳	C30	12	15	27	0.0	0.1	0.1	0.5	0.6	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
副鼻腔	C31	22	9	31	0.1	0.0	0.1	0.9	0.3	0.6	0.5	0.1	0.3	0.4	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0
喉頭	C32	181	22	203	0.7	0.1	0.4	7.5	0.8	4.0	3.8	0.5	2.0	2.6	0.3	1.4	0.3	0.0	0.2
気管	C33	1	2	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管支および肺	C34	3,400	1,888	5,288	13.8	8.8	11.4	140.7	70.2	103.5	67.1	28.2	45.2	46.2	19.7	31.4	5.6	2.4	3.9
胸腺	C37	56	47	103	0.2	0.2	0.2	2.3	1.7	2.0	1.6	1.2	1.4	1.2	0.9	1.1	0.1	0.1	0.1
心臓、縦隔および胸膜	C38	16	13	29	0.1	0.1	0.1	0.7	0.5	0.6	0.5	0.2	0.3	0.4	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明の呼吸器系および胸腔内臓器	C39	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(四) 肢の骨および関節軟骨	C40	6	9	15	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明の骨および関節軟骨	C41	11	13	24	0.0	0.1	0.1	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
皮膚の悪性黒色腫	C43	27	29	56	0.1	0.1	0.1	1.1	1.1	1.1	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.5	0.1	0.0	0.0
皮膚のその他	C44	436	437	873	1.8	2.0	1.9	18.0	16.2	17.1	8.6	5.6	6.9	5.9	3.9	4.8	0.6	0.4	0.5
中皮腫	C45	61	7	68	0.2	0.0	0.1	2.5	0.3	1.3	1.2	0.1	0.6	0.8	0.1	0.4	0.1	0.0	0.0
カポジ肉腫	C46	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C47	0	5	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
後腹膜および腹膜	C48	23	78	101	0.1	0.4	0.2	1.0	2.9	2.0	0.6	1.4	1.0	0.4	1.0	0.7	0.0	0.1	0.1
その他の結合組織および軟部組織	C49	89	62	151	0.4	0.3	0.3	3.7	2.3	3.0	2.5	1.4	1.9	2.0	1.1	1.5	0.2	0.1	0.1
乳房	C50	21	4,013	4,034	0.1	18.6	8.7	0.9	149.1	79.0	0.5	100.9	53.3	0.4	77.2	40.6	0.0	8.7	4.6
外陰	C51	-	40	40	-	0.2	0.1	-	1.5	-	-	0.6	-	-	0.4	-	-	0.0	-
陰	C52	-	13	13	-	0.1	0.0	-	0.5	-	-	0.2	-	-	0.2	-	-	0.0	-
子宮頸部	C53	-	501	501	-	2.3	1.1	-	18.6	-	-	15.8	-	-	12.4	-	-	1.3	-
子宮体部	C54	-	626	626	-	2.9	1.4	-	23.3	-	-	17.6	-	-	13.7	-	-	1.5	-
子宮部位不明	C55	-	25	25	-	0.1	0.1	-	0.9	-	-	0.2	-	-	0.2	-	-	0.0	-
卵巣	C56	-	492	492	-	2.3	1.1	-	18.3	-	-	14.3	-	-	11.6	-	-	1.2	-
その他および部位不明の女性性器	C57	-	19	19	-	0.1	0.0	-	0.7	-	-	0.4	-	-	0.3	-	-	0.0	-
胎盤	C58	-	2	2	-	0.0	0.0	-	0.1	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-	0.0	-
陰茎	C60	13	-	13	0.1	-	0.0	0.5	-	-	0.3	-	-	0.2	-	-	0.0	-	-
前立腺	C61	3,370	-	3,370	13.6	-	7.3	139.5	-	-	64.7	-	-	43.7	-	-	5.7	-	-
精巣	C62	76	-	76	0.3	-	0.2	3.1	-	-	3.6	-	-	3.1	-	-	0.3	-	-
その他および部位不明の男性性器	C63	26	-	26	0.1	-	0.1	1.1	-	-	0.5	-	-	0.3	-	-	0.0	-	-
腎盂を除く腎	C64	587	261	848	2.4	1.2	1.8	24.3	9.7	16.6	14.3	5.0	9.3	10.6	3.9	7.0	1.3	0.4	0.8
腎盂	C65	145	63	208	0.6	0.3	0.4	6.0	2.3	4.1	2.8	0.7	1.6	1.9	0.4	1.1	0.2	0.0	0.1
尿管	C66	116	58	174	0.5	0.3	0.4	4.8	2.2	3.4	2.1	0.6	1.2	1.4	0.4	0.8	0.2	0.0	0.1
膀胱	C67	755	250	1,005	3.1	1.2	2.2	31.3	9.3	19.7	14.5	2.7	7.9	10.1	1.9	5.5	1.2	0.2	0.7
その他および部位不明の泌尿器	C68	10	7	17	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
眼および付属器	C69	7	2	9	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.2	0.3	0.0	0.2	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
髄膜	C70																		

付表1. 罹患数、部位割合(%)、粗罹患率(人口10万対)、年齢調整罹患率(人口10万対)、累積罹患率(%) : 詳細部位別、性別

福岡県

2018年

部位	ICD-10	罹患数			部位割合			粗罹患率			年齢調整罹患率						累積罹患率(0-74歳)		
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	日本人口			世界人口			男	女	総数 *1
											男	女	総数 *1	男	女	総数 *1			
上皮内がん	D00-D09	1,850	2,510	4,360	7.5	11.7	9.4	76.6	93.3	85.4	41.4	77.1	58.9	29.4	61.2	45.2	3.6	5.8	4.7
口腔、食道および胃	D00	116	43	159	0.5	0.2	0.3	4.8	1.6	3.1	2.7	0.9	1.7	1.9	0.7	1.2	0.3	0.1	0.2
食道	D001	82	28	110	0.3	0.1	0.2	3.4	1.0	2.2	1.8	0.5	1.1	1.3	0.4	0.8	0.2	0.0	0.1
その他および部位不明の消化器	D01	897	530	1,427	3.6	2.5	3.1	37.1	19.7	27.9	21.5	9.9	15.3	15.7	7.1	11.1	2.0	0.9	1.4
結腸	D010	586	327	913	2.4	1.5	2.0	24.3	12.2	17.9	14.0	6.0	9.7	10.2	4.3	7.0	1.3	0.5	0.9
直腸S状結腸移行部	D011	53	20	73	0.2	0.1	0.2	2.2	0.7	1.4	1.3	0.5	0.9	1.0	0.4	0.6	0.1	0.0	0.1
直腸	D012	171	101	272	0.7	0.5	0.6	7.1	3.8	5.3	4.3	1.8	3.0	3.2	1.3	2.2	0.4	0.2	0.3
中耳および呼吸器系	D02	56	73	129	0.2	0.3	0.3	2.3	2.7	2.5	1.3	1.7	1.5	1.0	1.3	1.1	0.1	0.2	0.1
気管	D021	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管支および肺	D022	44	72	116	0.2	0.3	0.3	1.8	2.7	2.3	1.1	1.7	1.4	0.8	1.3	1.0	0.1	0.2	0.1
上皮内黒色腫	D03	6	12	18	0.0	0.1	0.0	0.2	0.4	0.4	0.2	0.4	0.3	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0
皮膚のその他	D04	88	136	224	0.4	0.6	0.5	3.6	5.1	4.4	1.5	1.7	1.6	0.9	1.1	1.0	0.1	0.1	0.1
乳房	D05	4	496	500	0.0	2.3	1.1	0.2	18.4	9.8	0.1	14.1	7.4	0.1	10.9	5.7	0.0	1.2	0.6
子宮頸部	D06	-	1,002	1,002	-	4.7	2.2	-	37.2	-	-	44.7	-	-	37.1	-	-	3.1	-
その他および部位不明の性器	D07	7	9	16	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明	D09	676	209	885	2.7	1.0	1.9	28.0	7.8	17.3	14.0	3.5	8.2	9.6	2.5	5.7	1.2	0.3	0.7
膀胱	D090	628	184	812	2.5	0.9	1.8	26.0	6.8	15.9	13.0	3.2	7.5	8.9	2.3	5.3	1.1	0.3	0.6
良性腫瘍	D32-D35	263	488	751	1.1	2.3	1.6	10.9	18.1	14.7	7.8	12.6	10.3	6.3	10.1	8.2	0.6	1.0	0.8
髄膜	D32	115	313	428	0.5	1.5	0.9	4.8	11.6	8.4	2.8	6.8	4.9	2.0	5.1	3.6	0.2	0.6	0.4
脳および中枢神経系	D33	69	83	152	0.3	0.4	0.3	2.9	3.1	3.0	2.6	2.5	2.6	2.3	2.0	2.2	0.2	0.2	0.2
下垂体	D352	79	92	171	0.3	0.4	0.4	3.3	3.4	3.3	2.4	3.3	2.9	2.0	2.9	2.4	0.2	0.3	0.2
頭蓋咽頭管	D353	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松果体	D354	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性状不詳	D42-D47	411	362	773	1.7	1.7	1.7	17.0	13.5	15.1	9.1	6.6	7.6	6.8	5.2	5.9	0.7	0.5	0.6
髄膜	D42	11	17	28	0.0	0.1	0.1	0.5	0.6	0.5	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
脳および中枢神経系	D43	44	72	116	0.2	0.3	0.3	1.8	2.7	2.3	1.5	2.0	1.8	1.3	1.9	1.6	0.1	0.2	0.1
下垂体	D443	8	16	24	0.0	0.1	0.1	0.3	0.6	0.5	0.3	0.5	0.4	0.2	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0
頭蓋咽頭管	D444	4	6	10	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
松果体	D445	0	2	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
真正赤血球増加症	D45	31	21	52	0.1	0.1	0.1	1.3	0.8	1.0	0.8	0.3	0.5	0.7	0.2	0.5	0.1	0.0	0.1
骨髄異形成症候群	D46	251	171	422	1.0	0.8	0.9	10.4	6.4	8.3	4.9	2.2	3.4	3.5	1.5	2.4	0.3	0.1	0.2
慢性骨髄増殖性疾患	D471	14	6	20	0.1	0.0	0.0	0.6	0.2	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
本態性(出血性)血小板血症	D473	39	49	88	0.2	0.2	0.2	1.6	1.8	1.7	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.1	0.1	0.1

*1 総数は男女および性別不詳の合計

付表2. 死亡数、部位割合(%)、粗死亡率(人口10万対)、年齢調整死亡率(人口10万対)、累積死亡率(%) : 詳細部位別、性別

福岡県

2018年

部位	ICD-10	死亡数			部位割合			粗死亡率			年齢調整死亡率						累積死亡率(0-74歳)		
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	日本人口			世界人口			男	女	総数 *1
											男	女	総数 *1	男	女	総数 *1			
上皮内がん	D00-D09	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
口腔、食道および胃	D00	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
食道	D001	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明の消化器	D01	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
結腸	D010	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
直腸S状結腸移行部	D011	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
直腸	D012	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中耳および呼吸器系	D02	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管	D021	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管支および肺	D022	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上皮内黒色腫	D03	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
皮膚のその他	D04	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乳房	D05	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
子宮頸部	D06	-	0	0	-	0.0	0.0	-	0.0	-	-	0.0	-	-	0.0	-	-	0.0	-
その他および部位不明の性器	D07	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明	D09	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
膀胱	D090	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
良性腫瘍	D32-D35	9	8	17	0.1	0.1	0.1	0.4	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
髄膜	D32	9	6	15	0.1	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
脳および中枢神経系	D33	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下垂体	D352	0	2	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
頭蓋咽頭管	D353	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松果体	D354	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性状不詳	D42-D47	144	125	269	1.6	1.8	1.7	6.0	4.7	5.3	2.3	1.3	1.7	1.5	0.9	1.1	0.1	0.1	0.1
髄膜	D42	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
脳および中枢神経系	D43	27	36	63	0.3	0.5	0.4	1.1	1.4	1.2	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
下垂体	D443	0	4	4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
頭蓋咽頭管	D444	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松果体	D445	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
真正赤血球増加症	D45	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
骨髄異形成症候群	D46	99	71	170	1.1	1.0	1.1	4.2	2.7	3.4	1.5	0.7	1.0	1.0	0.4	0.7	0.1	0.0	0.1
慢性骨髄増殖性疾患	D471	5	3	8	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
本態性(出血性)血小板血症	D473	3	1	4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

*1 総数は男女および性別不詳の合計

付表3. 初回治療内容割合詳細 (%) : 部位別

A. 上皮内がんを除く

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	手術のみ *2	内視鏡のみ	手術 +内視鏡	放射線のみ	薬物のみ *3	薬物		手術/内視鏡			他の組合せ	治療なし ・不明	
								+放射線	+その他	+放射線	+薬物	+その他			+放射線 +薬物
全部位	C00-C96	39,663	25.9	6.9	0.9	2.4	14.9	3.6	1.1	1.0	14.7	0.4	3.5	1.1	23.7
口腔・咽頭	C00-C14	938	37.5	1.9	0.0	4.2	3.3	17.8	0.0	2.9	4.4	0.0	9.0	0.3	18.8
食道	C15	993	9.3	24.3	0.6	5.3	6.5	13.2	0.0	0.6	14.2	0.0	4.5	0.7	20.7
胃	C16	4,812	25.1	33.5	2.4	0.1	8.3	0.1	0.0	0.0	9.7	0.1	0.0	0.2	20.4
大腸（結腸・直腸）	C18-C20	6,132	40.4	7.9	2.8	0.3	5.2	0.4	0.0	0.1	24.3	0.1	0.5	0.2	17.8
結腸	C18	4,088	42.7	6.4	2.9	0.0	4.7	0.1	0.0	0.0	24.1	0.2	0.1	0.2	18.6
直腸	C19-C20	2,044	35.8	10.8	2.6	0.7	6.3	0.9	0.0	0.1	24.9	0.1	1.2	0.3	16.2
肝および肝内胆管	C22	2,015	20.1	0.0	0.0	1.1	6.9	0.5	18.3	0.0	1.3	1.2	0.0	11.6	38.8
胆のう・胆管	C23-C24	891	25.7	0.3	0.0	1.0	16.2	1.0	0.4	0.0	11.1	0.2	0.2	0.4	43.3
膵臓	C25	1,642	8.5	0.0	0.0	0.7	32.8	2.2	0.6	0.0	13.8	0.1	0.4	0.5	40.4
喉頭	C32	203	13.3	5.4	0.5	16.3	1.0	30.5	0.0	6.4	2.0	0.0	4.9	3.4	16.3
肺	C33-C34	5,156	27.6	0.0	0.0	5.1	19.7	6.5	0.2	0.3	8.7	0.0	1.0	0.6	30.3
皮膚	C43-C44	925	84.5	0.0	0.0	0.9	0.8	0.9	0.0	2.1	1.1	0.1	0.3	0.2	9.2
乳房	C50	3,995	9.5	0.0	0.0	1.2	7.7	0.4	0.0	4.3	41.8	0.0	23.3	0.1	11.8
乳房（女性のみ）	C50	3,974	9.5	0.0	0.0	1.2	7.7	0.4	0.0	4.3	41.7	0.0	23.4	0.1	11.8
子宮	C53-C55	1,143	37.2	0.0	0.4	4.7	3.1	10.9	0.0	1.8	24.1	0.0	5.2	0.8	11.6
子宮頸部	C53	499	26.1	0.0	0.0	10.2	2.6	24.4	0.0	2.8	9.8	0.0	11.2	1.6	11.2
子宮体部	C54	623	47.4	0.0	0.8	0.3	3.7	0.5	0.0	1.1	36.4	0.0	0.5	0.2	9.1
卵巣	C56	484	30.2	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	46.1	0.0	0.2	0.0	18.8
前立腺	C61	3,343	16.1	0.6	0.0	7.8	39.4	11.0	0.0	0.1	1.9	0.0	0.1	0.5	22.5
膀胱	C67	987	2.7	28.6	3.4	0.8	1.3	0.2	0.0	1.2	28.6	11.0	1.8	2.5	17.7
腎・尿路（膀胱除く）	C64-C66 C68	1,230	54.2	0.5	0.3	0.7	6.5	0.5	0.1	0.2	7.6	0.2	0.7	1.5	27.0
脳・中枢神経系	C70-C72	237	10.5	0.0	0.0	3.0	3.0	7.2	0.0	2.5	1.7	0.0	35.9	0.4	35.9
甲状腺	C73	763	61.3	0.0	0.0	0.4	0.7	0.1	0.1	5.9	7.6	0.0	3.1	0.0	20.7
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	1,496	3.3	0.3	0.0	3.5	50.9	3.5	0.5	0.6	3.5	0.0	0.4	1.3	32.1
多発性骨髄腫	C88-C90	328	0.9	0.3	0.0	0.3	54.6	2.1	4.6	0.0	0.3	0.0	0.0	0.6	36.3
白血病	C91-C95	650	0.0	0.0	0.0	0.0	57.4	1.4	2.5	0.0	0.2	0.0	0.0	3.7	34.9

*1 DCOを除く総数

*2 外科的、鏡視下治療のいずれかが1:あり

*3 化学療法、内分泌療法のいずれかが1:あり

付表3. 初回治療内容割合詳細 (%) : 部位別

B. 上皮内がんを含む

福岡県

2018年

部位	ICD-10	集計対象数 *1	手術のみ *2	内視鏡のみ	手術 +内視鏡	放射線のみ	薬物のみ *3	薬物		手術/内視鏡			他の組合せ	治療なし ・不明	
								+放射線	+その他	+放射線	+薬物	+その他			+放射線 +薬物
全部位	C00-C96 D00-D09	44,023	27.3	9.8	0.8	2.2	13.4	3.2	1.0	1.2	14.0	0.5	3.2	1.3	21.9
食道	C15 D001	1,103	8.3	29.4	0.5	4.9	6.0	11.9	0.0	0.5	12.8	0.0	4.1	0.8	20.8
大腸 (結腸・直腸) *4	C18-C20 D010-D012	7,390	35.1	21.6	2.5	0.2	4.3	0.3	0.0	0.1	20.2	0.1	0.4	0.2	15.0
結腸 *4	C18 D010	5,001	36.6	21.5	2.5	0.0	3.8	0.1	0.0	0.0	19.7	0.2	0.1	0.2	15.4
直腸 *4	C19-C20 D011-D012	2,389	32.0	22.0	2.5	0.6	5.4	0.8	0.0	0.1	21.3	0.1	1.0	0.3	14.0
肺	C33-C34 D021-D022	5,272	29.1	0.0	0.0	5.0	19.3	6.4	0.2	0.3	8.5	0.0	0.9	0.6	29.7
皮膚	C43-C44 D030-D049	1,167	86.0	0.0	0.0	0.8	0.9	0.7	0.0	1.6	0.9	0.2	0.3	0.4	8.2
乳房	C50 D05	4,495	14.4	0.0	0.0	1.2	7.0	0.4	0.0	6.8	38.0	0.0	21.3	0.0	10.9
乳房 (女性のみ)	C50 D05	4,470	14.3	0.0	0.0	1.3	7.0	0.4	0.0	6.8	37.9	0.0	21.4	0.0	10.9
子宮	C53-C55 D06	2,145	57.1	0.3	0.2	2.6	1.7	5.8	0.0	1.0	12.9	0.0	2.8	4.5	11.1
子宮頸部	C53 D06	1,501	62.0	0.4	0.0	3.5	0.9	8.1	0.1	0.9	3.3	0.0	3.7	6.4	10.8
膀胱	C67 D090	1,799	2.2	35.8	1.9	0.4	0.9	0.1	0.0	0.7	31.9	10.5	1.0	2.8	11.7

*1 DCOを除く総数

*2 外科的、鏡視下治療のいずれかが1:あり

*3 化学療法、内分泌療法のいずれかが1:あり

*4 粘膜がんを含む